

平成 30 年度

自己点検・評価報告書

令和元(2019)年6月

国士館大学

「平成 30 年度 自己点検・評価報告書」の公表にあたって

学校法人国士舘 理事長
国士舘自己点検・評価委員会
委員長 大澤 英雄

本学の自己点検・評価は、初回となる平成 8(1996)年の実施から 3 年に一度のサイクルで行われ、今回で第 8 回を数えます。また平成 16(2004)年度の学校教育法の改正により、7 年以内に一度ずつ認証評価を受けることが義務づけられ、平成 30(2018)年度からはすでに第 3 期目に入りました。第 3 期の認証評価においては認証評価制度の改善に関わる細目省令が改正され、大学評価基準に「三つのポリシー」と「内部質保証」が追加され、特に「内部質保証」は重点評価項目と定められました。このように自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、各大学は教育の質保証を自らの責任で行うことが求められます。また、今日の大学には地域社会が直面する課題解決への貢献、イノベーションの創出、グローバル人材の育成など多くのことが社会から期待されており、これらの課題に対する大学の取組みに対し厳しい評価の視線が注がれています。

こうした状況を踏まえ、本学は建学の精神のもと「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国土』の養成」を使命とし、教育研究活動の推進やわが国の体育スポーツ・武道文化の発展に努めるとともに、社会の多様なニーズに応えるための改善・改革を推し進めてまいりました。

本報告書では、こうした本学の取組みを公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準及び本学が独自に設定した評価基準に基づき、自己点検・評価を実施した結果を記載しています。その中で、本学の教育研究活動、経営に関する取組み、社会貢献活動等の自己評価及び今後の課題についての改善・向上方策、並びに特記事項として、本学が力を入れている防災分野での教育、地域防災リーダーの育成や地域の防災活動への支援の取組みを述べています。加えて、自己点検・評価に用いたエビデンス（データ、資料）、各種法令等の遵守状況について記載しています。

今回の自己点検・評価では、関係する各部局から大量のエビデンスを収集し、その分析を行うことによって、本学が建学の精神に基づきその強み・特色を生かした教育研究活動の充実を図っていることの検証を行い、その結果をつぶさに記述しています。

この度の「平成 30 年度 自己点検・評価報告書」の発刊にあたり、長期にわたって編纂にご尽力いただいた自己点検・評価委員会委員及び法人部会・大学部会の委員の方々、そしてご協力いただいた教職員の方々に敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

結びにあたり、本報告書が学園経営及び大学の教育研究、社会貢献活動についての課題を確認する契機となり、元号が平成から令和へと改まった今年 5 月、新たに発表した「学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画」へと繋がり、学園及び大学の改善・改革の推進に大いに役立てられることを切望します。

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学生	17
基準 3 教育課程	41
基準 4 教員・職員	52
基準 5 経営・管理と財務	63
基準 6 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A 社会貢献	82
基準 B 国際交流	91
V. 特記事項	99
VI. 法令等遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	
エビデンス集（資料編）一覧	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

国士館大学（以下「本学」という。）は、以下の建学の精神を定め、今日まで、継承している。

日本の将来を担う、国家の柱石たるべき眞智識者「国士」を養成する

国士館教育の伝統は、社会啓蒙を目的に大正2(1913)年に結成された青年大民団の活動にその淵源がある。柴田徳次郎を主幹とする青年大民団は、結社の規約に「士道の大本」に基づき「心身の修練」と「智徳の精進向上」を目指すことを掲げ（「青年大民団規約」）、青年に自覚を促し「國家の柱石」たる指導者、すなわち「国士」を養成し、国家社会の改革向上に貢献することを目指した（「青年大民団主旨」）。

青年大民団は、機関誌『大民』（大正6(1917)年11月号）誌上に「活學を講ず」の宣言を発して、新たに独創的な教育機関を開設する意義をあきらかにし、これをもとに作成された「國士館設立趣旨」（以下「設立趣旨」という。）に基づき、柴田徳次郎ら有志によって、大正6(1917)年、現在の東京都港区に「國士館」が創立された。当時の世相を「物質文明の弊、日に甚だしく、人は唯だ科學智を重んじて、徳性の涵養を忘る」と批判するとともに、「科學智の必要なる」は当然ながら、ただ「科學智の売買」のみに墮することを避け、「物質文明」を統御する「精神教育」を重視することで、吉田松陰の精神を範とする第二の松下村塾を目指し、日本の将来を担う「國家の柱石たる眞智識（国士）を養成」することが不可欠であると説いている。ここに掲げられた教育の理想は、大正8(1919)年に国士館が、松陰神社の隣接地である世田谷の現在地に講堂を建設し、拠点移して財団法人化する際にも継承され、法人設立の目的として明記された「國士タルノ人材ヲ養成スル」ことが、その後の国士館の建学の精神となった。

同じ年、『大民』誌上に掲載された「國士館の本義」は、国士館教育のねらいを「活學を講じて活人を作る」と明言し、また「明智を開いて知行合一」する教育こそが、「國家の柱石たるべき眞智識者（国士）を養成」すると喝破している。こうして建学の精神となった「国士」の養成について、初代学長の長瀬鳳輔は、「国士」とは国を思う大人格者であり、名聞や富貴に囚われぬ、心の美しい人格者こそ「国士」である、と定義している（「國士館の主旨及び本領」『大民』大正8(1919)年12月号）。

(2) 大学の基本理念

本学は、以下の教育理念を定め、今日まで、継承している。

徳性の涵養に努め、力に屈することなく、いかに貧しても志を変えることのない、智力と胆力を備え、平衡を得た人格を有する者、すなわち「国士」を育成する

いかにして「国士」を養成するのか、ということについて、前掲の「設立趣旨」や「宣言」は、「科學智」を機械的に切り売りするノート式教育を「死學」として退け、「陋隘僅かに膝を容るるの一小寺子屋たり」とも、教師と学生が「眞に師たり弟たるの情誼に依って」結ばれることで、互いに「信念の交感」をはかりつつ、学び合うところに国士館教

育の神髄があるとしている。

これらは、大学創設へ向かう国士館において示した昭和27(1952)年の「国士館再建趣意書」（以下「再建趣意書」という。）においても、創立以来の伝統が堅持されている。「再建趣意書」は、今日の教育が「目的を忘れた」ものであると批判し、「本当の人間」を育むことが「教学育人の目標」であると説きつつ、「国士館は、深く日本の将来を考へ、国の常識に基いて役に立つ人間を作りたい」として、どのような誘惑にも平常心を失わず「平衡を得た人格」者の育成を教育理念としている。

（3）使命・目的

本学の目的は、「学校法人国士館寄附行為」「国士館大学学則」「国士館大学大学院学則」に定め、各学部・各研究科では教育研究上の目的を定めている。

「学校法人国士館寄附行為」

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。

「国士館大学学則」

第1条 国士館大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

「国士館大学大学院学則」

第1条 国士館大学大学院は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

これらの人材養成は、創立期から現在に至るまで連綿と継承されている。

大正15(1926)年、館長柴田徳次郎は「国士館の主義」について示し、その本旨は「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の涵養にあると述べ、また、これを養うには、日常不断に「読書」「体験」「反省」に励むことが肝要であるとした。この本旨の内容を次のように説き、学生に向けて周知した。

不断の「読書・体験・反省」を行うことで四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付けた人物が「国士」である。

誠意とは、親切である。勤労とは、働く事である。見識とは、正しい理解力である。気魄とは、責任を尽くすことによって、次第に養われる「心の強さ」「信念の力」である。

誠意、勤労、見識、気魄の精神を如何にして養うか。

それは、不断の読書、体験、反省を励むことである。

読書とは、善き書物を読む事である。先輩友人の善言嘉語を聞く事である。

世の中の事、自然の現象を、心を込めて観る事である。真に理解する迄やるのである。

体験とは、善いと感じた事は、直ちに実行する。善いと思うだけでは、実行しないのは、まだ真に感じたのではない。真に理解したのではない。

読書して得た事は、実際に行う。反省とは、体験したら、これが思う通りに、善い結果になったか如何か、じっと考えて見る。反省して見ると、思い通りにやれる事もあれば、思わぬ結果を見る事も多い。そこでまた読書する。実行する。考える。これを昼も夜も、遊ぶ時も、働く時も、常に怠らずに繰り返すことで、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付け「国士」たり得る人物になる。

(『國士館と教育』資料より)

以来、国士館では、不断の「読書」「体験」「反省」によって、「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の四徳目を涵養することが、伝統ある教育目標として重んじられるようになり、創立以来の「士道の大本」に基づく「文武両道」の学風と相まって、智力と胆力を備え、平衡を得た人格者の育成を、今日に継承されている。

(4) 大学の個性・特色等

本学は、大正 6(1917)年の創立以来、建学の精神と教育理念に基づき、個性と特色ある教育・研究と社会貢献を行っている。

文武両道の教育

本学では創立以来、一貫して「文武両道」に秀でた人間形成を重視する教育を行ってきた。日本の伝統的な諸道の技術と日本の伝統文化や生活文化の基盤にある礼儀・作法を身体感覚として身に付けることを目指し、全学部の保健体育科目で武道種目を開講し履修できるようにしている。また、21 世紀アジア学部では「文化パフォーマンス科目」を開講し、茶道、華道、書道、日本舞踊、日本の伝統音楽、謡・仕舞など伝統諸道から 1 科目を選択必修とし、文武両道教育を実践している。

「活学」の追究と実践

師弟が膝を交えて親しく活学を講ずる道場として開学した本学は、実践教育を重視している。急激な社会変化の中、予測困難な時代に生きる学生に対して、主体的に考える力を養い、未来を切り拓いていく能力を育成するために、PBL(Problem Based Learning)やグループ・ワークなどアクティブ・ラーニングの手法を多く取入れ、講義科目と実験・実習科目や演習科目とのつながりを重視したカリキュラムを構築している。また、全学部の新入生全員を対象として「防災総合基礎教育」を実施するとともに、総合教育科目に「防災リーダー養成論」「防災リーダー養成論実習」を開設して全学部で開講し、災害時に社会で役立つ人材の養成を行っている。

きめ細かい学生支援

本学は建学以来、学生への支援体制を整備し、「目指せ、学生・生徒への愛情日本一」を目標に教職員一丸となって学生支援に取り組んでいる。各学部に学年担任の教員と、各学部事務課及び教務課(学部担当)に職員を配置しており、教職員が協働してきめ細かい学修支援を行っている。学生生活全般の支援は学生部が、就職支援はキャリア形成支援センタ

一が学部及び学部事務課並びに教務課（学部担当）と協力して行っている。また、外国人留学生に対しては国際交流センターが学部及び学部事務課と連携して学修支援・生活支援を行っている。

地域と社会を支える教育・支援

本学の教育・研究機能を活用して、さまざまな形で社会貢献をしている。教職員・学生の社会貢献としては、東京マラソンでのモバイル AED 隊を駆使したマラソン救護をはじめ、数多くのマラソン大会で救護体制確立に寄与している。

防災・救急救助総合研究所では、地域住民を対象とした災害対応や救命処置に関する講習を数多く実施しており、災害時には被災地に学生・教職員編制の災害ボランティア派遣を実施している。直近では、平成 28(2016)年の熊本地震、台風 10 号の影響で被害を受けた岩手県岩泉町、鳥取県中部地震で被害を受けた鳥取県東伯郡北栄町、平成 30(2018)年の島根県西部地震で被害を受けた島根県大田市、西日本豪雨の影響で被害を受けた愛媛県と岡山県で災害支援ボランティアを実施した。

その他、各学部の特性や各教員の研究を活かした地域との交流や社会への貢献が盛んに行われている。また、充実したスポーツ施設をはじめ、3 キャンパスの教育施設を学外利用者に開放し、地域・社会に貢献している。

グローバル化への対応

体育学部に「海外武道実習」「救急処置実習 E（海外実習）」を開設し、21 世紀アジア学部にアジア言語科目と海外語学研修（それぞれ中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、アラビア語、ビルマ語、トルコ語から選択）を置いて必修科目とするなど、グローバル化に対応した教育を行っている。また、本学では国際交流センターを設置して、世界 23 か国 1 地域 48 大学 3 研究機関と学術協定を結び、学生・教員の相互交流・研究を行っている。学生には交換留学や短期留学などの留学機会を十分に提供しており、外国人留学生には全学部で日本語教育科目を配当し、生活面のサポートや地域貢献・地域交流の機会を提供している。

公務員・教職に強い国士館

本学は、長年にわたり国士館ブランドの一つとして「公務員・教職に強い大学」を堅持してきた。伝統的に消防官、警察官、教員を数多く輩出しており、「2019 年版大学ランキング」によれば消防官採用者数は全国 1 位（100 人）、警察官採用者数は全国 2 位（150 人）である。教職については、本学では全ての学部学科で教員免許取得が可能であり、特に、体育学部子どもスポーツ教育学科では、卒業時に小学校教諭 1 種、中学校教諭 1 種（保健体育）及び高等学校教諭 1 種（保健体育）の各種教員免許を取得することができる。また、3 キャンパスに教職支援室を開設し、教育現場を退職した校長経験者からなる教職支援アドバイザーによる支援を展開している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	事 柄
大正6(1917)年	私塾「國士館」創設（現、東京都港区南青山）
大正8(1919)年	世田谷校舎（現世田谷キャンパス）に移転 財団法人國士館設立、國士館高等部開設（昭和5(1930)年廃止）
大正12(1923)年	國士館中等部開設（大正14(1925)年廃止）
大正14(1925)年	國士館中學校創設（昭和24(1949)年廃止）
大正15(1926)年	國士館商業學校設置（昭和24(1949)年廃止）
昭和4(1929)年	國士館専門學校創設（昭和30(1955)年廃止）
昭和5(1930)年	國士館高等拓植學校設置（昭和9(1934)年廃止）
昭和17(1942)年	國士館高等拓殖學校（満蒙支科・南洋科）設置（昭和20(1945)年廃止）
昭和20(1945)年	戦禍により校舎焼失
昭和21(1946)年	法人・学校名称を至徳學園に変更
昭和22(1947)年	至徳中學校（新制）設置
昭和23(1948)年	至徳高等學校（全日制普通科・定時制商業科＝新制）設置 至徳商業高等學校（新制）設置（昭和24(1949)年廃止）
昭和26(1951)年	財団法人から學校法人に変更
昭和28(1953)年	学校法人至徳學園から学校法人國士館に変更 國士館短期大学創設（平成15(2003)年に廃止）
昭和33(1958)年	國士館大学創設、体育学部設置
昭和36(1961)年	政経学部設置
昭和38(1963)年	工学部設置
昭和39(1964)年	太宰府校地取得（太宰府キャンパス） 日本政教研究所設置(平成21(2009)年3月廃止)
昭和40(1965)年	大学院創設、政治学研究科、経済学研究科設置 政経学部二部設置（平成19(2007)年廃止）
昭和41(1966)年	法学部設置、文学部設置、鶴川校舎（現町田キャンパス）開設
昭和49(1974)年	教養部開設（平成8(1996)年廃止）
昭和51(1976)年	イラク古代文化研究所設置
昭和53(1978)年	武道・徳育研究所設置
平成4(1992)年	多摩校舎（現多摩キャンパス）開設、体育学部移転
平成6(1994)年	大学院に工学研究科設置 國士館中學校・高等学校男女共学制に変更（新校舎完成） 高等学校に定時制課程増設
平成7(1995)年	大学院に法学研究科設置 國士館大学福祉専門学校設置（平成19(2007)年廃止）
平成9(1997)年	大学院に経営学研究科設置
平成12(2000)年	高等学校に通信制課程増設
平成13(2001)年	大学院にスポーツ・システム研究科、人文科学研究科設置

平成14(2002)年	21世紀アジア学部設置
平成15(2003)年	政経学部を昼夜開講制に改組
平成18(2006)年	大学院に総合知的財産法学研究科、グローバルアジア研究科設置
平成19(2007)年	工学部を理工学部へ改組
平成20(2008)年	世田谷キャンパスに梅ヶ丘校舎開設
平成22(2010)年	大学院に救急システム研究科設置
平成23(2011)年	経営学部設置
平成24(2012)年	防災・救急救助総合研究所設置
平成25(2013)年	世田谷キャンパスにメイプルセンチュリーホール開設 太宰府キャンパス閉校（太宰府市へ校地譲渡）
平成28(2016)年	政経学部政治学科を政経学部政治行政学科に名称変更
平成29(2017)年	国士館創立100周年

※「國」「館」は当時の表記を使用している。

2. 本学の現況

・ 大学名 国士館大学

・ 所在地 世田谷キャンパス：東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号
町田キャンパス：東京都町田市広袴一丁目1番1号
多摩キャンパス：東京都多摩市永山七丁目3番1号

・ 学部の構成と学生数

学部	学科等	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	在籍学生数
政経学部	政治行政学科 ^{※1}	175	0	700 (525)	586
	政治学科 ^{※1}	—	—	— (175)	222
	経済学科	360	0	1,440	1,654
体育学部	体育学科 ^{※2}	220	0	880 (840)	1,017
	武道学科 ^{※3}	90	0	360 (345)	397
	スポーツ医科学科	150	15	630	638
	こどもスポーツ教育学科	80	0	320	362
理工学部	理工学科 ^{※2}	335	0	1,340 (1,310)	1,434
法学部	法律学科	200	0	800	905
	現代ビジネス法律学科	200	0	800	975
文学部	教育学科	120	0	480	543
	史学地理学科	170	0	680	758
	文学科	100	0	400	460

学部	学科等	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	在籍学生数
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科 ※2 ※3	350	0	1,400 (1,485)	1,684
経営学部	経営学科	270	—	1,080	1,285
総計		2,820	15	11,310	12,920

※1 政治学科は平成 28(2016)年度より政治行政学科へ名称変更。

※2 平成 29(2017)年度に入学定員を変更

(体育学科 20 人増、理工学科 15 人増、21 世紀アジア学科 35 人減)。

※3 平成 28(2016)年度に入学定員を変更(武道学科 15 人増、21 世紀アジア学科 15 人減)。

※4 収容定員欄の上段は学則上の収容定員数、下段は学年進行上の収容定員数を表記。

※5 編入学定員は「若干名」の場合は「0」、募集を行っていない場合は「—」と表記。

・大学院の構成と学生数

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍者数	
		修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
政治学研究科	政治学専攻	20	10	40	30	23	9
経済学研究科	経済学専攻	20	10	40	30	15	2
経営学研究科	経営学専攻	20	3	40	9	12	0
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻	30	3	60	9	25	5
救急システム研究科	救急システム専攻	10	3	15	9	19	11
工学研究科	機械工学専攻	8	—	16	—	10	—
	電気工学専攻	8	—	16	—	7	—
	建設工学専攻	10	—	20	—	15	—
	応用システム工学専攻	—	2	—	6	—	1
法学研究科	法学専攻	10	4	20	12	28	1
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻	20	—	40	—	8	—
人文学科研究科	人文学専攻	20	3	40	9	10	1
	教育学専攻	15	2	30	6	4	2
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻	30	—	60	—	20	—
	グローバルアジア研究専攻	—	2	—	6	—	3
合 計		221	42	437	126	196	35

※救急システム研究科の収容定員には1年コース5人含む。

・教員数

学 部 等	教授	准教授	講師	助教	計
政経学部	30	8	9	0	47
体育学部	36	15	10	4	65
理工学部	32	9	5	0	46
法学部	31	1	5	0	37
文学部	36	13	6	0	55
21世紀アジア学部	21	3	0	0	24
経営学部	11	6	1	0	18
イラク古代文化研究所	3	0	0	0	3
武道・徳育研究所	0	1	0	0	1
防災・救急救助総合研究所	1	0	1	2	4
合 計	201	56	37	6	300

※大学院は学部教員が兼担している。

・職員数

	正職員	嘱託*	パート (アルバイト も含む)	派遣	合計
人数	191	76	28	21	316

※嘱託には準職員のほか、教務助手・実習助手・研究科助手を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

国土舘大学（以下「本学」という。）は建学の精神に基づき、「国土舘大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条において大学の使命・目的を次のように定めている。「国土舘大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」。【資料 1-1-1】

また、「国土舘大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 条において大学院の使命・目的を次のように定めている。「国土舘大学大学院は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」。【資料 1-1-2】

本学の使命・目的に基づく学部、研究科の教育研究上の目的は、大学設置基準第 2 条及び大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき、学則第 40 条及び大学院学則第 33 条にそれぞれ定めている。また、学部、研究科の教育研究上の目的には、本学の建学の精神、教育理念、教育指針、そして使命・目的の内容が反映されており、連関性を保っている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学は建学の精神、教育理念、教育指針をそれぞれ次のように現代的かつ簡潔な文章によって表現しており、これらを踏まえて、大学全体及び学部、研究科の教育研究上の目的を簡潔な文章でそれぞれ規定している。

○建学の精神

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を目指し、国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国土』の養成」を目指す。

○教育理念

「国士」養成のため、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を兼ね備える教育を行う。

- ・ 「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと
- ・ 「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をする事
- ・ 「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと
- ・ 「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

○教育指針

四徳目を備えるには、不断の「読書・体験・反省」を実践し「思索」すること。

- ・ 「読書」とは、善き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること
- ・ 「体験」とは、智恵を持って善悪を判断し、善なる判断を実行すること
- ・ 「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること
- ・ 「思索」とは、省みた内容を検討し、次なる目標を立案すること

大学全体及び研究科の教育研究上の目的はホームページで社会一般へ公表している。学部の教育研究上の目的については、在学生や受験生が理解しやすいように「理念と目標」としてホームページに掲載し、趣旨の一貫性に留意しながら簡潔な文章で周知をしている。加えて、大学全体の教育研究上の目的は大学案内において、学部、研究科ごとの教育研究上の目的はそれぞれの学生便覧において、その対象者向けに一部内容を要約して明示している。【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】 【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色としては「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べたとおり、「文武両道の教育」「『活学』の追究と実践」「きめ細かい学生支援」「地域と社会を支える教育・支援」「グローバル化への対応」「公務員・教職に強い国士館」などを挙げることができる。これらの個性・特色は、大学全体及び学部、研究科の教育研究上の目的や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されており、学則、大学院学則、学生便覧、ホームページ、大学案内などによって、教職員、在学生、受験生や社会に周知している。

【資料 1-1-7】

1-1-④ 変化への対応

本学では、少子高齢化、技術革新、国際化、ビジネス革新など社会変化に対応するべく、さまざまな教育研究組織の改編とそれに伴う教育研究上の目的の見直しを行ってきた。

近年における対応として、例えば、政経学部では学生の公務員志望者が急増したことや行政学関連への関心の高まりを反映して、平成 28(2016)年度から従来の政治学科を政治行政学科へと名称を変更した。【資料 1-1-8】

理工学部では、平成 31(2019)年度から従来の健康医工学系を人間情報学系へと名称変更を行うことに合わせて、平成 30(2018)年度に教育研究上の目的の見直しを行った。【資料 1-1-9】

文学部では、平成 29(2017)年度に従来の専攻制からコース制へと移行し、平成 30(2018)年度には 8 コース制（教育学コース、倫理学コース、初等教育コース、考古・日本史学コース、東洋史学コース、地理・環境コース、中国語・中国文学コース、日本文学・文化コース）から 5 コース制（教育学コース、初等教育コース、考古・日本史学コース、地理・環境コース、日本文学・文化コース）へと移行した。この移行に合わせて、それぞれの学科及びコースで必要に応じて教育研究上の目的の見直しを行った。【資料 1-1-10】

大学院でも、平成 30(2018)年には学部教育との関連性の確保や表現の平易化・簡素化による理解度向上を図るために、経営学研究科、法学研究科、人文科学研究科でそれぞれ教育研究上の目的を改正した。【資料 1-1-11】

また、平成 27(2015)年に策定した「学校法人国士館中長期事業計画」を遂行するため、総合的に国士館教育の将来構想を検討する目的で設立された国士館教育総合改革検討委員会のもとで学部改革について検討を進めた結果、平成 29(2017)年 12 月に最終報告を取りまとめ、法学部、文学部、21 世紀アジア学部の 3 学部で平成 31(2019)年度からのコース制の導入・変更や教育課程の変更を決定した。【資料 1-1-12】

加えて、平成 29(2017)年度にすべての学部、研究科で三つのポリシーの見直しを行い、それに合わせて平成 30(2018)年度にかけて教育研究上の目的についても見直しを行い、研究科では必要に応じて変更を行った。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の個性・特色を学内外により適切に明示していくために、自己点検・評価委員会が広報課と協力して、自己点検・評価終了後速やかに、本学ホームページに自己点検・評価報告書の「I. 大学の個性・特色」の内容を掲載し、広報していく。

また、一部の学部の「教育研究上の目的」について、現在のカリキュラム・ポリシーに類する内容が策定当初の形式のまま残っているので、各学部で適切な形に見直し、遅くとも 2021 年度の学則改正までに反映する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

教育研究上の目的や三つのポリシーの見直しに当たっては、随時学内において理解と支持を得ながら進めている。実際に、学部、研究科ごとの教育研究上の目的を変更する場合

は、教授会、研究科委員会の協議において学部、研究科に関係する教職員の理解と支持を得ている。その後、学長、副学長とそれぞれ学部長、研究科長で構成する学部長会、研究科長会において承認を受け、理事長、学長をはじめ、学内理事及び法人・教学役職者で構成する定例学内理事懇談会、理事会出席者からなる理事懇談会を経て、評議員会の意見を聞いた上で、理事会で審議・決定している。【資料 1-2-1】

また、新採用教職員研修や新年挨拶行事、創立記念式典など折に触れて、理事長、学長より本学の建学の精神や使命・目的について教職員への浸透を図り、その理解と支持を得ている。【資料 1-2-2】 【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】

1-2-② 学内外への周知

学内への周知については、新入生に対して入学式において配付する式次第や理事長の祝辞、学長の式辞、新入生オリエンテーションにおける学長講話等を通して建学の精神を説明している。また、校舎内の随所に建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネルを掲示し、学内への周知徹底に努めている。そして、それぞれの学部、研究科においても学生便覧に教育研究上の目的や三つのポリシーを掲載して、新年度のオリエンテーションやガイダンスを利用して周知を図っている。【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】 【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】

学外への周知については、ホームページ上に建学の由来や理念、教育研究上の目的や三つのポリシーなどを公表している。また、大学案内と国士館要覧で、本学の建学の精神や使命・目的について周知をしているほか、国士館大学新聞（年 4 回発行）において建学の精神・教育理念・教育方針を年 1、2 回掲出するなど周知に努めている。【資料 1-2-11】 【資料 1-2-12】 【資料 1-2-13】

また、大講堂や国士館史資料室を活用して次のとおり学内外への周知を行っている。

大講堂

大正 6(1917)年に現在の港区南青山の地に創立した「国士館」は、新校地を求めて大正 8(1919)年に、創立者柴田徳次郎が私淑した吉田松陰を祀る松陰神社の隣地に移転した。大講堂はこの時に建築され、主に講義に使用されてきた。また、さまざまな式典のほか、講演会もたびたび行われ、頭山満や中野正剛など、多くの名士たちが登壇した。昭和 20(1945)年 5 月、戦争による空襲を受けた際にも、学生や教職員の尽力によって焼失を免れている。現在では、完成当時から変わらず同じ地に現存する唯一の建造物であり、平成 29(2017)年 10 月には「国登録有形文化財（建造物）」として正式登録された。大講堂は国士館教育のシンボルとして、本学の建学の精神と使命・目的をその歴史とともに現在に伝えている。【資料 1-2-14】 【資料 1-2-15】

国士館史資料室による周知

平成 21(2009)年には国士館史資料室を設置し、国士館の歴史に関わる文献、文書及び物品等を調査・収集、整理・保存している。その成果をもとにして、世田谷キャンパス 34 号館 1 階展示コーナーでの各種企画展、オープンキャンパスや学園祭などでの大講堂を用いた企画展などの開催を通して、学内外に建学の精神や使命・目的の周知を促している。

また、柴田会館に国士館史資料展示室・閲覧室を置き、通年で資料の展示・公開を行い、学内外を問わず広く利用されている。【資料 1-2-16】 【資料 1-2-17】

また、国士館史資料室では、国士館史研究年報「楓原（ふうげん）」を平成 22(2010)年 3 月の創刊以来、毎年発行している。平成 27(2015)年には国士館 100 周年記念事業の一環として、『国士館百年史 史料編』（A5 判上下 2 冊、上：1,002 頁／下：1,049 頁）を、平成 29(2017)年 11 月には『ブックレット 国士館 100 年のあゆみ』を編纂・刊行し、建学の精神や使命・目的の周知と理解の促進に役立てている。【資料 1-2-18】 【資料 1-2-19】 【資料 1-2-20】

そのほか、国士館史資料室の職員によって、大学の初年次教育の講義支援や国士館高等学校・中学校の新生生オリエンテーション支援、新採用教職員研修の支援などを随時行い、建学の精神やその由来を在學生や教職員にわかりやすく周知するために活動している。

【国士館大講堂（国登録有形文化財）】



【国士館史資料展示室】



1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間で視野に入れて策定した「学校法人国士館中長期事業計画」においては、冒頭に本学の建学の精神や教育理念に基づいて「I 学園の社会的使命」を掲げ、そこから大学、高等学校・中学校、学園全体それぞれの基本目標、個別分野ごとの目標、計画を設定するという構成をとっており、中長期的な計画に本学の使命・目的を反映している。【資料 1-2-21】

また、2020 年度以降を視野に入れた「学校法人国士館第 2 次中長期事業計画」を策定するために、平成 29(2017)年 12 月 20 日付けで「学校法人国士館第 2 次中長期事業計画策定委員会」を立ち上げるとともに、具体的な作業を行う作業部会を設置して、平成 30(2018)年度内の当該事業計画の公表を目指して作業を進めている。【資料 1-2-22】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

平成 29(2017)年 4 月の学校教育法施行規則の一部改正に対応して、同年 1 月に「三つの方針策定委員会」を立ち上げ、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会から出された三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを参考にして、すべての学部、研究科における三つのポリシーの見直し作業を行った。本作業を進めるにあたり、本学の建学の精神、教育理念、教育指針、教育研究上の目的を反映した三つのポリシーとすることを

念頭に置いて、まず大学全体の三つのポリシーの見直しを行った。次に、大学全体の三つのポリシーと学部、研究科それぞれの教育研究上の目的に基づいて、学部、研究科の三つのポリシーを策定し直した。その後も、学部、研究科における教育研究上の目的の変更などに合わせ、それぞれの学部、研究科で随時、三つのポリシーの再検討や見直しを行っている。【資料 1-2-23】 【資料 1-2-24】 【資料 1-2-25】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の精神及び使命・目的を実現するために、教育・研究組織として学則第 2 条及び大学院学則第 2 条に定めるとおり 7 学部 14 学科、10 研究科を設置している。また、学術研究をすすめ、併せて学際研究と本学の特性を深化発展させるために、学則第 39 条から第 39 条の 5 に定めるとおり 6 機関の附置研究所等を設置している。これら大学全体の教育研究組織の組織図は【図 1-2-1】のとおりである。【資料 1-2-26】 【資料 1-2-27】

そして、組織横断的な事項について協議し、学部、研究科、附置研究所の意見を調整するために、それぞれ学部長会、研究科長会、附置研究所長会を設けて、年に 11 回合同で開催している。

大学の附置研究所等以外にも、学部、研究科が自らの教育研究上の目的を実現するために、学則第 39 条第 2 項及び大学院学則第 31 条に基づき、それぞれ【表 1-2-1】のとおり附属研究施設を設置している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成 29(2017)年度に三つのポリシーの見直しを行ったが、今後も定期的・継続的に見直しの必要が生じるため、三つのポリシーの策定、見直しに関する仕組み、具体的には組織体制、手続き、事務フローなどについて、学長室で検討を行い、平成 31(2019)年度中にその仕組みを整える。その際、三つのポリシーだけでなく教育研究上の目的やアセスメント・ポリシーについても取扱うことができるような仕組みとなるように留意する。

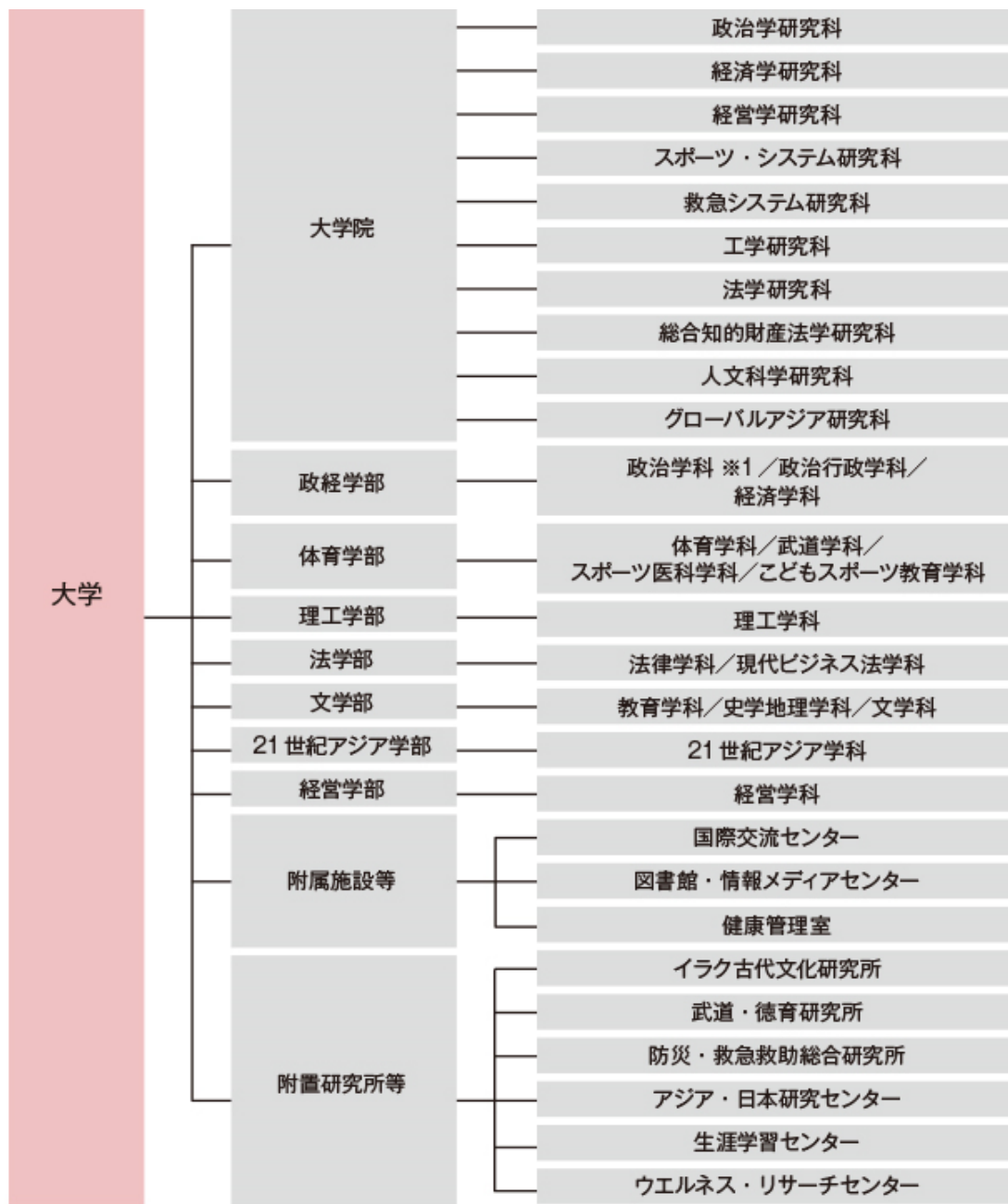
また、上述の仕組みに従い、学部、研究科が三つのポリシーに各々の個性・特色を反映しながらも全学的な観点から一定の内容と水準を担保できるよう、三つのポリシー等策定のための全学的な基本方針を検討し、2020 年度までに定める。

【基準 1 の自己評価】

本学は建学の精神に基づき学則及び大学院学則において使命・目的及び学部、研究科の教育研究上の目的をそれぞれ定めており、その内容は具体的かつ明確である。また、建学の精神、教育理念、教育指針をそれぞれ現代的な文章で表現しており、これを踏まえて使命・目的及び教育研究上の目的を簡潔な文章で規定している。これらはホームページや学生便覧など様々な媒体でそれぞれの対象者向けに周知している。本学の個性・特色についても、使命・目的及び教育研究上の目的や三つのポリシーにそれぞれ反映し、各種媒体を通して教職員、在学生、受験生や社会一般に明示している。そして社会の変化に対応するために必要に応じてそれぞれの学部、研究科で教育研究上の目的の見直しを行っており、平成 29(2017)年度には大学全体及び学部、研究科の三つのポリシーの見直しも行っている。

教育研究上の目的や三つのポリシーの見直しに当たっては各種会議体を経ることで役員

【図 1-2-1】



※1 政経学部政治学科は 2016 年度から募集停止

【表 1-2-1】

設置元	附属研究施設	設置元	附属研究施設
政経学部	政治研究所	法学部	比較法制研究所
	経済研究所		最先端技術関連法研究所
体育学部	体育研究所	経営学部	経営研究所
理工学部	理工学研究所	工学研究科	国土館大学ハイテク・リサーチ・センター

や関係教職員の理解と支持を得ている。また、研修や各種行事で折に触れて理事長、学長が建学の精神や使命・目的について教職員への浸透を図っている。学生には学長講話等を通して建学の精神を説明しているほか、建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネルの掲示、新年度のオリエンテーションやガイダンスを利用した周知、学外に向けては、ホームページや大学案内、国士館要覧、国士館大学新聞のほか、大講堂や国士館史資料室を活用している。また、「学校法人国士館中長期事業計画」では冒頭「学園の社会的使命」を掲げ、中長期的な計画に本学の使命・目的を反映している。三つのポリシーについても、平成 29(2017)年に「三つの方針策定委員会」を中心として見直し作業を行い、建学の精神、教育理念、教育指針やそれぞれの教育研究上の目的を反映したものとなっている。教育・研究組織はその使命・目的を実現するために 7 学部 14 学科、10 研究科、6 機関の附置研究所等、そして学部、研究科がそれぞれ設置する附属研究施設から構成している。

以上より、本学は使命・目的及び教育目的の設定と反映を適切に行っており、基準 1 を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、教育理念、教育指針、教育研究上の目的を踏まえて大学全体のアドミッション・ポリシーを定めている。学部、研究科においても、大学全体のアドミッション・ポリシーと各々の教育研究上の目的を踏まえて、学部、学科、学系や修士課程、博士課程でアドミッション・ポリシーを明確に定めている。

大学全体のアドミッション・ポリシーは大学案内、入学試験要項、ホームページに明示し、学部のアドミッション・ポリシーは入学試験要項とホームページ、大学院のアドミッション・ポリシーは Guide Book、学生募集要項、ホームページに掲載して周知に努めている。さらに、高校教員向け入試説明会（毎年 5 月開催）や高校訪問を通して高校現場に、オープンキャンパス（3 キャンパス合計で年 10 回開催）を通して高校生及び保護者にそれぞれ周知しており、政経学部と文学部では三つのポリシーを掲載した資料を配付するなど、周知の方法にも工夫をしている。平成 30(2018)年度のオープンキャンパスでは、年間延べ 19,345 人の高校生及び保護者が来場しており、広範な周知ができているといえる。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】

また、大学全体及び学部、研究科のアドミッション・ポリシーはそれぞれのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定されており、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を備えた人材になりたいという意欲や、カリキュラム・ポリシーに掲げる教育課程・教育内容等に対応できる学力などを受験生に求める内容となっている。

アドミッション・ポリシーには入学希望者に求める学生像や学力・能力水準を明示している。特に学部のアドミッション・ポリシーでは、入学希望者が入学前に身に付けておくべきことや入学者選抜の方法とアドミッション・ポリシーとの関係性についても記載している。【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な学生を受入れるべく、入試制度を構築している。

学部における入学者選抜は、AO 入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、C 方式入学試験（大学入試センター試験を利用した選考方法）、前期入学試験、デリバリー入学試験、中期入学試験、後期入学試験など、複数の入学試験制度を実施している。また、教育再生

実行会議提言にもある「学び続ける社会」への対応として社会人入学試験、グローバル化への対応として外国人留学生試験や海外帰国子女入学試験を実施している。これら入学者選抜の方法とアドミッション・ポリシーとの関係性はホームページで明示している。

研究科における入学者選抜は、修士課程においては一般選考、社会人選考、留学生選考及び学内選考を、博士課程においては一般選考、社会人選考、留学生選考区分を設け、試験区分ごとに出願資格を定め、専門科目や小論文、外国語のいずれかの筆記試験と口述試験等を含む面接を行い、各研究科の特色やアドミッション・ポリシーに基づいた選考、審査を行っている。

入学者選抜は「国士舘大学入学試験運営規程」「国士舘大学入学試験運営要領」に基づき、学長を運営本部長として適切な体制のもとに運用している。大学院においては、各研究科が入試実施計画を作成し、学長の承認を受け、それに基づき入学試験を実施している。【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】【資料 2-1-15】

入学試験問題は、入学試験運営本部長である学長が入学試験出題委員を任命し、副学長を委員長とする入学試験問題出題委員会にて入試問題を作成し、厳正に運用している。また、AO 入学試験及び推薦選考の小論文等の問題は各学部が作成し、担当副学長と学長室長が試験問題を確認する体制を取って、厳正に運用している。大学院では、各研究科で年度当初に決定した出題委員が入試（筆記試験）問題を作成し、厳正に運用している。【資料 2-1-16】

入学者選抜実施に際しては、公正を保つために実施本部の設置、監督者、面接担当教員等を教授会、研究科委員会において審議し、毎回体制の確認をしている。

入試区分ごとの学生の受入れに関する適切性については、学部、研究科でそれぞれ点検・評価をした上で、その結果に基づき必要に応じた改善をしている。例えば、学部教授会では毎年度、指定校推薦の枠数や対象校について見直しを行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学においては、例年全学部で十分な志願者を確保している。私立大学等経常費補助金交付要綱に従い、本学の入学定員超過率上限（平成 28(2016)年度 1.17 倍未満、平成 29(2017)年度 1.14 倍未満、平成 30(2018)年度 1.10 倍未満）及び収容定員超過率上限（1.40 倍未満）に基づき、定員管理を行っている。過去 5 カ年の推移を見ると、学部単位では、過去に入学定員超過率上限を超えて学生を受入れた年度があるものの、大学全体では学生受入れ数を毎年度適正に維持している。また、その結果として収容定員に対する在籍学生数も過不足なく適正な水準で維持されている（過去 5 年間の学部別入学者数は【表 2-1-1】を参照）。

編入学については、経営学部以外の学部で若干名、体育学部スポーツ医科学科では 3 年次に 15 人の編入学定員を設定しており、その範囲内で適切に編入学生を受入れている。

大学院においては、一部の研究科を除いて近年入学者確保が難しい状況にあり、収容定員を充足できていない状態が続いている。こうした状況を受け、平成 29(2017)年度から 10 研究科合同の入試説明会を開催（平成 29(2017)年度：1 回、平成 30(2018)年度：2 回）した。また、平成 30(2018)年度には国士舘教育総合改革検討委員会において大学院等改革計画策定プロジェクトを発足させ、定員未充足への対応を主に制度や施設の観点から検討し、同年 7 月国士舘教育総合改革検討委員会に答申した。【資料 2-1-17】【資料 2-1-18】【資

料 2-1-19】

【表 2-1-1】 過去 5 年間の学部別入学者数

学部	学科等	入学定員	H26	H27	H28	H29	H30
政経学部	政治行政学科 ^{※1}	175	—	—	216	188	191
	政治学科 ^{※1}	— (175)	205	209	—	—	—
	経済学科	360	424	425	420	405	392
体育学部	体育学科 ^{※2}	220 (200)	235	233	234	234	247
	武道学科 ^{※3}	90 (75)	91	95	100	103	101
	スポーツ医科学科	150	157	170	165	166	153
	こどもスポーツ教育学科	80	95	93	92	91	90
理工学部	理工学科 ^{※2}	335 (320)	355	374	358	361	362
法学部	法律学科	200	236	231	202	240	220
	現代ビジネス法学科	200	213	232	283	224	217
文学部	教育学科	120	128	138	136	134	127
	史学地理学科	170	173	194	202	170	180
	文学科	100	102	115	105	130	100
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科 ^{※4}	350 [385] (400)	436	460	439	401	379
経営学部	経営学科	270	288	318	305	339	291
総 計		2,820	3,138	3,287	3,257	3,186	3,050

※1 政治学科は平成 28(2016)年度より政治行政学科へ名称変更。

※2 平成 29(2017)年度より入学定員を変更（入学定員欄の上段は変更後、下段は変更前の入学定員数）。

※3 平成 28(2016)年度より入学定員を変更（入学定員欄の上段は変更後、下段は変更前の入学定員数）。

※4 平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度にそれぞれ入学定員を変更

（入学定員欄の上段は平成 29(2017)年度以降、中段は平成 28(2016)年度、下段は変更前の入学定員数）。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学院定員充足率の向上に向け、研究科長懇話会を通じた各研究科の方策の共有、10 研究科合同の入試説明会の開催、各研究科での入学試験における多面的な評価の導入などを行い、2022 年度までに入学定員充足率の向上に努める。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援を実施するため、「国士舘大学学部規程」に則り、各学部には学年担任の教員を置くとともに、教務課学部担当、統合学部事務課、体育学部事務課、21世紀アジア学部事務課に職員を置き、教員と職員が連携・協働して学修支援を行う体制を整備している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

オリエンテーション及び履修登録については、各学部の担当教員と教務課学部担当職員（体育学部及び 21 世紀アジア学部では学部事務課職員）が協働し、方針・計画・実施方法等について調整を行っている。また、履修期間中の個別対応は教務課学部担当職員（体育学部及び 21 世紀アジア学部では学部事務課職員）が行い、フレキシブルに対応する体制を整えている。【資料 2-2-4】

学生への学修支援体制の充実のため、毎年 3 キャンパス及び地方都市で全学部を対象に父母懇談会を実施している。在学生の保護者（主に父母）を招待し、大学が実施しているキャリア支援等の取組みについての説明、教員による個別面談等を行い、大学と学生の現況を保護者に伝えている。父母懇談会の方針・計画・実施方法等については、教員と職員（教務課及び統合学部事務課、体育学部事務課、21 世紀アジア学部事務課）が連携し、対応している。【資料 2-2-5】

定例（年 11 回）に開催している教務主任会には、教員（教務部長及び各学部教務主任）と職員（教務部事務部長、教務課長、学術研究支援課長、統合学部事務課長、入学課長、学生募集課長）が参加しており、学生への学修支援に関する方針、計画等を議論・策定している。【資料 2-2-6】

TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)等の運用や実験・実習支援等の授業支援・学修支援に当たっては、授業支援課が教員・技術職員・教務助手と連携して方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。【資料 2-2-7】

大学院では、研究指導教員が主となり、教育及び研究はもとより履修指導や修学全般について指導を行っており、大学院課でも履修相談のほか、学園生活全般の相談に対応している。【資料 2-2-8】

その他、教職課程運営センターや就職指導委員会、国際交流政策会議など各種委員会において、教員に加え職員も委員として参画しており、学生の学修・授業支援の充実に向け協働して進めている。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】

図書館・情報メディアセンターでは、政経学部、法学部、経営学部の 1 年生対象のゼミや、そのほかに学部の授業又はゼミにおいて、学修支援を目的とした図書館ガイダンスを担当教員と図書館スタッフが協働で実施しており、入学直後から図書館による学修支援の体制を学生へ周知し、支援を有効に活用するよう指導している。また、年数回「論文・レポート対策セミナー」を開催し、論文・レポートの書き方や図書館資料の探し方について学ぶ機会を設けている。ほかにも、ラーニングサポーター制度を設け、レポート・論文作成のノウハウやそのための図書館活用法等、学修の向上を現役大学院生がサポートする仕

組みを整えている。【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

適切な履修指導の実施

履修指導及び学修環境の適切性を担保するため全学部の各学年に履修上限単位を設定している。Web履修登録を実施している学部に関しては履修上限単位を超えて履修ができないように設定しており、厳格に運用している。OCR用紙にて履修を行っている体育学部(体育学科、武道学科、スポーツ医科学科)においても班別時間割表を作成し、履修上限単位を超えないよう指導している。

障がいのある学生への配慮・学修支援

障がいのある学生に対して、受験する前に現状の教室環境施設で対応可能と双方で確認できた場合には受験を認め、合格した際には入学を許可し、入学後はそれぞれの学部、研究科において個別に対応をしている。

オフィスアワー制度

正課の授業とは別に学生と教員のコミュニケーションを密接にする場としてオフィスアワーをすべての学部・研究科で設けている。ホームページや掲示により専任教員が研究室で待機している時間を学生に周知し、学生からの授業内容に関する質問や、単位取得、レポート指導、学習の進め方、履修登録プランなどの相談を受けている。ほかにも、卒業後の進路(就職、大学院進学)、転部・転科や休学、留学に関することなど、学生生活全般にわたって相談を行っている。非常勤講師についても授業前後の時間等に学生からの質問や相談等があった場合は対応するよう「教務事務ガイドブック」に記載しており、学生には平成31(2019)年度から学生便覧に掲載して周知することとしている。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

TA・SA等の活用

本学では、「国土舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、大学院生をTAとして採用し学部生に対する学修指導補助に当たらせることで、本学の教育の充実を図るとともに大学院生への教育トレーニングの機会提供及び経済的援助を行うことを目的とし、TAによる学修支援を行っている。TAは授業の準備や授業における機材の準備及び操作、実験・実習等の補助などの対応を行っている。【資料 2-2-16】

また、「国土舘大学スチューデント・アシスタントに関する要綱」に基づき、学部生が授業支援や教育に関わる補助業務に従事することにより、教育の質向上を図ることを目的として、SAによる授業支援も行っている。SAは授業に関連した補助業務や授業コンテンツの作成補助などを行っている。【資料 2-2-17】

これらTA・SAを担当する大学院生、学部生に対して、その役割や業務内容について理解を促す目的で、平成30(2018)年度からハンドブックを作成し学生に配付している。【資料 2-2-18】【資料 2-2-19】

そのほか、体育学部、理工学部では教務助手を任用し、授業支援や学修支援、生活支援

を行っている。体育学部では前述の教務助手のほか、スポーツ医科学科に救急救命士資格を有する実習助手を任用し、学修支援や就職指導を行っている。また、スポーツ・システム研究科及び救急システム研究科では研究科助手を任用し実験・調査等の補助を行っている。【資料 2-2-20】【資料 2-2-21】【資料 2-2-22】【資料 2-2-23】

ICT 等を活用した学修支援

ICT（情報通信技術）を利活用して学修支援として、LMS(Learning Management System)「manaba」を導入している。「manaba」では、授業の事前・事後の課題の提示・提出や授業で使用する教材の事前配付、授業後に理解度を測る小テスト、レポート課題の提出・採点、教員による個別指導などをインターネット上で行うことができる。また、「manaba」は提出した小テストやレポート及びその成績など学修履歴を蓄積するポートフォリオ機能も備えている。そのほか、スマートフォンアプリ「respon」やブラウザを使って教室内外でのアンケートの実施・回収を行えるようにしている。【資料 2-2-24】

ICT 教育推進及び「manaba」の利活用向上を目的に、平成 30(2018)年度から定期試験の時間割を「manaba」上に公開し、学生・教員ともにインターネット上で確認できるようにした。また、「授業評価アンケート」を従来のマークシート方式から「manaba」で行う形式に変更した。このように学生・教員が必ず利用するものを「manaba」を介して行うことで、「manaba」の利用率向上を図っている。

入学前教育

AO入学試験や推薦選考など早期に入学試験の合格が決定した生徒を対象に、入学までの継続的な学習習慣を維持し、入学後に円滑に大学教育に取り組むことができるよう入学前教育を行っている。平成30(2018)年度入学者に対する各学部の取組みは【表2-2-1】のとおりである。【資料2-2-25】

補習教育

本学では補習教育（リメディアル教育）について学部ごとに入学前教育や初年次教育の中で同じ趣旨の内容を扱ったり、それぞれの教員が個別に対応したりしている。

正課外教育

本学の特徴的な正課外教育として、毎年度実施している新入生を対象とした「学長講話」「防災総合基礎教育」が挙げられる。

「学長講話」は春期授業開始前に 3 キャンパスそれぞれで実施し、学長が新入生に向け学生生活の心得を説きながら、建学の精神や基本理念、教育指針といった本学の歴史や、施設・人数など現在の大学について紹介している。【資料 2-2-26】【資料 2-2-27】

また新入生に向け、「防災総合基礎教育」を 4 月に 3 キャンパスそれぞれで実施している。災害への備えや災害時の初期対応に関する講義と、心配蘇生法、応急手当、搬送法、初期消火訓練等の実習を行っており、講義は、防災・救急救助総合研究所の教員と救急システム研究科の大学院生らが担当し、実習を体育学部スポーツ医科学科の学生が担当している。【資料 2-2-28】

【表 2-2-1】各学部の入学前教育への取組み状況

学部	入学前教育の取組み
政経学部	大学の授業に必要な「論理的に文章を書く力」の向上を目的に、「ロジカルライティング」の教材を配付し、課題の提出を課した。入学予定の学生は12月に郵送される課題を自宅で受け取り、指定の教材に沿って1月に自学自習を行い、課題を提出する。委託業者が提出状況を学部に報告し、2月に講評冊子を作成する。入学前教育のフィードバックとして、受講者は3月に講評冊子を自宅で受け取る。
体育学部	スポーツ・武道選考及びAO入試の一部合格者に対しては春季休業時に大学に集合し、トレーニング方法の指導と確認や大学生アスリートとしての自覚の高揚を行った。また、AO入試及び推薦選考の合格者に対しては、ジェネリックスキル（ロジカルライティング）を取入れて自分の意見・主張を整理し、適切な根拠をもって相手にわかりやすく伝えるためのトレーニングを外部業者に委託して実施した。
理工学部	日本語表現法（2コース・各全6回）、数学（2コース）の2科目について、委託業者がeラーニングにより課題を課すとともに、学習状況に応じたアドバイスを行い、学習結果及び学習達成率を総評と共に連絡している。
法学部	外部業者に委託し、eラーニングによる「日本語表現法」及び「小論文」並びに「英語ステップアップ学習」（任意）の講座を実施した。学生別の課題の達成率やその得点推移等の受講状況に関しては逐次業者より報告を受けて把握した。
文学部	各コースにおいて、課題図書を読ませ、自分の考えや意見をレポートにまとめて提出させ、外部業者による添削を行った（2回実施）。添削したのち本人に返却している。
21世紀アジア学部	外部業者と提携して課題提出、採点、返却等を実施した。
経営学部	外部業者に委託し、eラーニングによる「日本語表現法」（必修）、「英語文法力」（選択）、「小論文」（選択）の三つのプログラムについて、学習スケジュールに基づきそれぞれの課題を提出させ、添削して返却している。

外国人留学生等に対する学修支援

外国人留学生に対する学修支援として、多くの外国人留学生が所属する 21 世紀アジア学部では、学部事務課に外国人留学生の対応を専門とする職員を配置している。政治学研究科と経済学研究科では、外国人留学生に対して日本語能力に応じた授業科目「文献講読（日本語）」を設置し、きめ細やかな学修支援を図っている。【資料 2-2-29】

また、外国人留学生の場合は不法滞在等を発生させないという観点からも、在留資格・期限の徹底した管理と把握を行っている。近年は、特に成績不良学生の場合、在留期間の更新不許可の事例が出たため、国際交流センターが各学部等と連携して、面談の実施や状況把握と修学指導を行っている。

中途退学者への対応

中途退学者への対応について、過年度に引き続いて全学を挙げて対策を実施している。退学希望者が出た場合は各学部において面談し、面談内容を所定のシートに記録することになっている。面談シートは後日まとめて教務部長に提出し、教務課が全学的な退学希望者の状況把握をしている。【資料 2-2-30】

大学全体の対応として、平成 30(2018)年に各学部で削減目標と具体的対策案を策定した。削減目標数を明示することで客観的な削減数の把握、各学部の意識付け強化を狙っている。

直近 5 年間の退学・除籍者数の推移は、平成 25(2013)年度の 515 人に対して平成 29(2017)年度は 381 人と全学的に 134 人、約 27%減少しており、取組みの成果が表れ始めていることが伺える。【資料 2-2-31】【資料 2-2-32】【資料 2-2-33】

成績不振学生等への対応

学生の出席状況の把握方法として、出席管理システム、出席カード（主に屋外授業で使用）を利活用している。これらに基づき、連続欠席、成績不振学生（各学年次終了時の指定単位数未滿）などの中途退学者予備軍や留年者に対し、面談による指導を実施している。ゼミ担当教員・学年担任教員による個別面談や教務課学部担当職員（体育学部及び 21 世紀アジア学部では学部事務課職員）による学生への電話などでの対応については、修学指導のため面談内容や対応内容を記録し、いつでも学修支援状況が確認できる体制を整えている。

そのほか、それぞれの学部で次のような独自の取組みを行っている。

政経学部では、平成 29(2017)年度から成績不振学生に対して新年度の授業が始まる前の履修ガイダンス期間を利用しての特別指導を行っている。

理工学部では、GPA(Grade Point Average)が 0.5 未滿の成績不振学生や連続欠席している学生に対しては、別途個別に修学指導を実施している。また、プレースメントテストによる学習習熟度別のクラス編成や、専任教員が学修に関する相談に応じる「アカデミック・アドバイザー制度」、授業でわからなかった部分やその他の質問を受ける「学習支援室」などの活用により成績不振学生へ対応している。

法学部では、前年度末の履修ガイダンスにおいて、2～4 年生に対しては取得単位の多少に基づいてグループ分けを行い、単位の少ない学生に対しては個別面談を実施するなど、成績不振学生へ対応している。

21 世紀アジア学部では、中途退学者・休学者・留年者を減らすため、各学期が始まって 1 か月を目途に、1・2 年生の出席状況に関する調査を「総合演習」担当教員及び外国語科目担当教員対象に行っており、出席状況が思わしくない学生に対しては、学年担任と学年担当職員が面談し指導を行っている。また、成績不振が理由で留年してしまった学生に対しては 4 月に特別ガイダンスを行い、各学年担任教員が履修相談・指導を行っている。

経営学部では、出席管理システムを活用して出席状況が不良な学生に対する電話連絡を実施している。成績不良者への対応については、年 2 回修得単位数に応じて学年担任が面談を実施している。また、身分異動が生じた学生や留年生の対応に関しては学生主任が面談を実施し、個々の原因分析を行い指導及び改善策を講じている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

一層の教育効果の向上と TA・SA の活用促進を目的に、TA・SA を務める学生に対して教員が行う研修会や TA・SA ハンドブックの教員への配付、教員向け TA・SA 利用説明会などについて、教務部を中心に計画し 2020 年度から実施する。

各学部の入学前教育について、現状の取組みに加えて①入学前教育の進捗状況について学部内での共有の徹底、②入学前教育を受ける生徒に対するコメント等のフィードバック、③進捗が遅れている生徒や成績が芳しくない生徒に対するサポート、④高校側（進路指導

教員等) に対する入学前教育の進捗状況・成績等の報告—などを専任教員が実施する仕組みについて各学部で計画し、2020年度入学予定者への入学前教育から随時実施する。

中途退学者抑制について、平成 27(2015)年度及び平成 30(2018)年度に実施した「学生生活実態調査」の結果を学長室で分析し、修学支援策(特に学力不振や修学意欲低下への対応策)を検討する。また、学修行動に関する調査を毎年度継続的に実施し、調査結果を学長室で分析して対策を立案する。これらの方策については2020年度までに国土舘大学全学教学委員会(以下「全学教学委員会」という。詳細は基準項目 4-1 を参照。)で審議し、実行に移す。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生自身が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を身に付けさせるために、学部ごとに教育課程内におけるキャリア教育科目を展開している。また、教育課程内外を通じてインターンシップを実施し、教育課程外においても進路選択に対する相談対応やガイダンスの実施など、学生のキャリア形成支援の体制を整備し、適切に運営している。

キャリア教育科目

政経学部では、1年次配当の必修科目である「フレッシュマン・ゼミナール」の中で、秋期にテキスト「MY CAREER NOTE I ADVANCE」を用いて、「就職への意識づけ」のためのキャリア教育を行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

体育学部では、体育学科(アスリートコース)に選択科目で「キャリアアップ講座 1」「キャリアアップ講座 2」「キャリアアップ講座 3」「キャリアアップ講座 4」を設けている。「キャリアアップ講座 1」では自らのキャリアを主体的に捉え、充実した大学生活を送るためのキャリア理論を学び、キャリア開発につなげている。「キャリアアップ講座 2」では社会が求める人材を意識し、社会生活を円滑に送るために必要なマナーとコミュニケーション力を養うこと、「キャリアアップ講座 3」「キャリアアップ講座 4」については実際の就職活動基礎知識・ビジネスマナーの習得に対応している。【資料 2-3-3】

理工学部では、1年次の必修科目として「キャリアデザイン A」を設け、「自己再認識」のプロセスを通じて自信をもって大学生活が始められること、前向きな意識と志向性を身に付けて大学生活への取り組み姿勢とチャレンジ意欲を高めること、学ぶ意識を高め、学ぶ技術を習得し、幅広く柔軟な進路選択意識を醸成することを目指している。2年次には同じく必修科目として「キャリアデザイン B」を設け、3年次から始まる就職活動に向けて、「何が求められるのか」「どのような準備が必要か」といった知識の習得や、求められる力

をどう身に付けるかを考えることで、大学生活の充実を目指している。3年次には選択科目で「キャリアデザインC」を設け、SPI試験対策、自己分析、職種・業界研究、エントリーシートの書き方、筆記試験・面接試験対策など就職活動に向けた準備を行っている。

【資料 2-3-4】

法学部現代ビジネス法学科では、選択科目として日経メディアプロモーション株式会社と提携して実施する「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」を設けている。この科目では日本経済新聞の記事をスクラップしコメントを付したり、そのテーマについてグループディスカッション行ったりすることで、社会や経済の状況を的確に把握・理解・判断できる力や面接力を養うことを目指している。【資料 2-3-5】

21世紀アジア学部では、2年生の必修科目として「キャリアデザイン」を配設け、自らの将来を自身が考え悩むことで、学生それぞれが将来のビジョンを描けることや、自身のキャリアについて目標を設定しそのプロセスを考えることを目指している。【資料 2-3-6】

経営学部では、1年次必修科目に「フレッシュマンゼミナール」を設け、「Working Gear Jr.」をテキストに用いた授業や、チームビルディングの体験を通して、自己理解及び他者理解を深め、人間関係づくりやリーダーシップ、コミュニケーション能力の開発を目的とする「自己の探求」など、自らの人生を構築し、進路を決定するための意欲と能力の向上を目指した教育を行っている。【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】

グローバルアジア研究科のビジネスコミュニケーション分野では、「ビジネスコミュニケーション実習A」「ビジネスコミュニケーション実習B」「ビジネスコミュニケーション実習C」を設け、コミュニケーション基礎能力の向上、英語・中国語によるビジネスコミュニケーション能力の習得を目指している。また、国際日本語教育分野では、半年にわたるインターンシップ型の実習を海外で実施する「国際日本語教育実習1」を設け、日本語教育の現場で即戦力となるような実践的教育を実施している。【資料 2-3-9】

職業教育科目、資格試験対策科目

教職課程に関する業務を全学的に運営することを目的に教職課程運営センターを設置し、教員養成教育の体制を整備している。すべての学部、研究科に教職課程を置き、学部、研究科の特性に応じた種別の教員免許が取得できるようにしている。また、それぞれの学部、研究科の特性に応じて各種資格の取得に繋がるようなカリキュラム編成を行い、あるいは資格取得や各種試験合格による単位認定を行うことで学生のキャリア形成を図っている。

【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

さらに、次の学部、学科では特定の職種への就職に対応する科目を独自に展開している。

政経学部では政治行政学科に公務員養成コースを設け、国家公務員・地方公務員（警察官・消防官を含む）の育成を目指したカリキュラム編成を行っている。【資料 2-3-12】

体育学部ではそれぞれの学科に、学生の希望する進路や学科又はコースの特性に対応した職業教育科目を置いている。体育学科では3コース制をとっており、学校体育コースでは教職に関する科目、アスリートコースでは公務員採用試験あるいは就職活動に関する科目、トレーナーコースではトレーニング指導や施設の運営・管理に関する科目を置き、キャリア形成を図っている。武道学科では、学生の希望する進路に応じて、教員採用試験対策科目と公務員採用試験対策科目を置き、キャリア形成を図っている。スポーツ医科学科

では、カリキュラム全体を救急救命士の育成に向けて編成しており、特にその実践的なスキル向上を図るため、救急車同乗実習や病院内実習の科目を置いている。また、消防官等の公務員採用試験対策科目も置いている。こどもスポーツ教育学科では、小学校教員及び体育・保健体育担当教員の育成を目指したカリキュラム編成を行っている。また、随意科目に教員採用試験対策科目を展開している。【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】

法学部では、各種資格取得や公務員試験受験を目指す学生に対して、法学の基本科目についての知識を確実なものすることを目的に「法研指導」を随意科目（卒業要件単位には算定しない）として開講している。【資料 2-3-15】

文学部教育学科初等教育コースでは、幼稚園及び小学校教員の育成を目指したカリキュラム編成を行っている。【資料 2-3-16】

教育課程内外を通じたインターンシップ

本学のインターンシップには、学生の職業観や労働意欲の涵養を図ることを目的としてキャリア形成支援センター主催で実施するインターンシップと、学生自らが応募して参加する公募型インターンシップ、そして学部・研究科が独自に実施するインターンシップの3種類がある。

キャリア形成支援センター主催のインターンシップの場合、職員が企業・団体を訪問して新規受入先の開拓や継続の受入れ依頼を行っている。学生に対しては事前にインターンシップ説明会を実施し、エントリーシートの提出や面接を実施した上で選考し、受入先を決定する。参加学生には事前講座で基本的な社会人マナー等を指導した上で提携先企業116団体（企業、地方自治体）に、2日間から15日間派遣している。そして、インターンシップ期間中には職員が受入先を訪問し、実施状況の把握をするとともに意見交換を行い、次年度以降の実施内容の改善を図っている。【資料 2-3-17】【資料 2-3-18】【資料 2-3-19】

これらキャリア形成支援センター主催のインターンシップに参加した学生に対しては、政経学部では「経済学特殊講座Ⅰ」「経済学特殊講座Ⅱ」「経済学特殊講座Ⅲ」、理工学部、法学部、21世紀アジア学部では「インターンシップ」の単位を認定している。【資料 2-3-20】【資料 2-3-21】【資料 2-3-22】【資料 2-3-23】

公募型インターンシップの場合、選考通過のため対策講座を春期に開催し、エントリーシートの添削、マナー等を指導し支援している。理工学部と21世紀アジア学部では公募型インターンシップについても、個別に書類審査、面接等を行い、「インターンシップ」の単位を認定している。

上記の取組みに加えて、学部独自のインターンシップの取組みとして、体育学部体育学科では学校教育コースに必修科目として「教職インターンシップ」を置き、教員免許取得に必要な教育実習とは別に、学校教育活動の全般を経験する機会を設けている。21世紀アジア学部では「特別インターンシップ」という科目を置き、長期のインターンシップの機会を設けている。また、同学部の「インターンシップ」「特別インターンシップ」は国外でのインターンシップについても認めており、学部の特色を反映している。【資料 2-3-24】

研究科独自のインターンシップの取組みとして、救急システム研究科では平成30(2018)年度に協定校である明治国際医療大学とインターンシップ契約を結び、相手大学の募集に応じて大学院生を派遣している。工学研究科では建設工学専攻に「インターンシップⅠ」「イ

ンターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」「インターンシップⅣ」という科目を置き、建築士事務所で意匠設計図書の作成等の建築設計の補助業務を行う機会を設けている。総合知的財産法研究科では事業経営者（特許事務所等）の下で実務研修を行なうエクスターンシップ科目として「知財管理実務論」を設けている。【資料 2-3-25】【資料 2-3-26】【資料 2-3-27】【資料 2-3-28】

教育課程外での教職・公務員就職支援

本学では教職や公務員への就職希望者に対して、教育課程外においても全学的な支援を展開している。

教職を希望する学生への支援体制として、3 キャンパスに教職支援室を開設している。教職支援室では、小学校や中学校、高等学校の校長や教員採用試験の面接官などを経験した教職支援アドバイザーが常駐し、教員を目指す学生に対して面談や教員採用試験の論文添削などを行っている。【資料 2-3-29】

またキャリア形成支援センターでは、公務員及び教員を目指す学生に対して各々の業務について学ぶ「公務員仕事理解セミナー」や「公務員採用試験対策講座」「警察官・消防官採用試験対策講座」「教員採用試験対策講座」を開講するなどの支援を行っている。【資料 2-3-30】【資料 2-3-31】【資料 2-3-32】【資料 2-3-33】

政経学部では、外部業者に委託して「公務員試験対策入門講座」を開設し、受講者には「公務員基礎講座」の単位を認定している。そのほか、「公務員相談室」を設け、政治行政学科の教員が警察・消防官試験や地方・市役所上級試験をはじめとした公務員志望の学生を対応している。週 4 日（月・水・木・金曜日）、10 時から 17 時まで開室しており、政経学部以外の学生も利用している。さらに、政治行政学科では「公務員&キャリア・ガイダンス」として、公務員や卒業生などを講師に招き、就職試験対策や合格体験についての講演会を月 1 回程度開催している。【資料 2-3-34】【資料 2-3-35】【資料 2-3-36】

教育課程外での就職支援体制

就職支援に関する各種講座・セミナー、助言指導体制については、キャリア形成支援センター長をはじめ各学部から選出された教員とキャリア形成支援センター事務部長、キャリア支援課長で構成する就職指導委員会において事業計画を策定し、それに基づき就職支援を実施している。また、キャリア形成支援センターでは、キャリア支援課の職員やキャリアカウンセラーが学生からの相談を毎日受付けており、学生の就職にかかわる様々な相談に個別対応する体制を整えている。【資料 2-3-37】【資料 2-3-38】

キャリア形成支援センターが行う教育課程外の就職支援では、年度当初の学部オリエンテーションにおいて、1 年生に対してはキャリア教育を中心に、3 年生に対しては就職活動のスケジュールや就職支援事業の説明等についてガイダンスを行っている。そのほか、主だった各種就職支援講座等の概要は次のとおりである。

○就職活動が直前に迫る 3 年生に対しては、春期に「キャリアガイダンス」を実施し、先輩達の報告や就職活動の基礎が盛り込まれた「Working Gear」を配付するとともに、就職支援内容や講座案内などの説明をしている。【資料 2-3-39】【資料 2-3-40】

○秋期開講の「就職講座」では自己分析をはじめ、エントリーシート等の応募書類対策、

筆記試験対策、マナー講座、面接対策など実践的な内容とし、4年生の内定者による体験報告会なども開催している。また、政経学部と法学部では同講座の受講により、それぞれ「経済学特殊講座Ⅰ」「経済学特殊講座Ⅱ」「経済学特殊講座Ⅲ」（政経学部）「キャリアデザイン」（法学部）の単位を認定している。【資料 2-3-41】

- 面接対策の強化として、1泊2日の「就職合宿セミナー」を実施し、個人・集団面接及びディスカッション指導を重点的に行うほか、学生個々のコミュニケーション能力の向上を図っている。また、合宿の指導効果をより高めるため事前講座を行っている。【資料 2-3-42】
- 各種公共団体や民間企業の採用担当者を招き「仕事理解セミナー」を開催し、業界・職種等の理解を深めている。【資料 2-3-43】
- 本学学生に対する採用意欲旺盛な企業・団体を招き、「業界研究フェア」及び「就活！HOT SPACE」（学内合同企業説明会）を実施している。「業界研究フェア」は学外に会場を設け、就職活動が本格化する前に業界・企業研究の場を学生に提供する目的で、年1回実施している。「就活！HOT SPACE」は企業の採用担当者とは話す機会を設けることで早期化する就職活動に備えることを目的に、年4回実施している。【資料 2-3-44】【資料 2-3-45】
- 外国人留学生に対する支援としては、「外国人留学生就職対策講座」を開催し、日本での就職を希望する外国人留学生に対して、国際交流センターと連携の上で、日本での就職活動のアドバイス等を実施するとともに、日本企業の雇用条件、在留資格審査等の詳細説明を行っている。【資料 2-3-46】
- 障がいをもつ学生への支援としては、「障がいをもつ学生のためのキャリアガイダンス」を開催し、障がいをもつ学生及び何らかの身体的・精神的不安定要素等をもつ学生に対し、障がい者採用の仕組みや就活のポイントなどを解説、希望者には別室で個別相談を行っている。【資料 2-3-47】

ほかにも、学部、研究科において次のような就職支援の取組みを独自に行っている。

法学部では、法学部卒業生や内定者・合格者による、就職活動に向けた具体的かつ実践的な講演会、報告会、ガイダンスを例年開催している。平成30(2018)年度は4月に「資格・公務員ガイダンス」、5月に「ゼミ連合・法学部卒業生による就職講演会」、11月に「なんでも相談会」、12月に「法学部4年生による就職内定者報告会・公務員試験合格者報告会」「警察官採用試験対策セミナー」を開催した。【資料 2-3-48】

総合知的財産法学研究科では、正課外で就職・キャリア支援として「就業力増強講座」を年間計4回開講している。【資料 2-3-49】

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

採用活動日程の変更について動向を注視し、適切な就職支援スケジュールを立案する。

大学院生に対する就職支援については、指導教員と連携し、相談・指導の強化・充実を図る。学部生と同様に就職支援講座等への参加を促進するとともに、ゼミでのガイダンスや個別相談などを実施する。

外国人留学生に対しては、国内での就職希望者へのガイダンスを実施し、日本での就職

活動や働き方について理解の深化を促す。また、外国人採用企業の新規開拓や国内外採用情報の提供を充実させる。

キャリア教育の充実を図るため、企業見学会などキャリア形成支援センターが実施する低学年向けの企画をさらに充実させ、早い時期から将来に対する意識付けを行う。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援体制

充実した学生生活を送ることができるようにするため、学生生活全般を支援する事務組織として学生・厚生課を 3 キャンパス全てに設置し、奨学金、課外活動、学生相談、学生食堂、保険、賃貸物件・学生寮斡旋、その他学生生活全般について、学生へのサービス向上及び厚生補導の総合窓口としての役割を果たしている。【資料 2-4-1】

また、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として学生寮（世田谷キャンパス「ゲストハウス」、町田キャンパス「鶴川寮」）を設置するとともに、寮生の生活全般を支援する組織として寮務課を置き、常にきめ細かなサポートが提供できるよう支援窓口としての役割を果たしている。学生寮においては、学生部教職員、舎監によって開催される寮務会議や、寮生の中より任命された指導学生（寮長・副寮長）を交えて開催される指導学生会議を行い、学生寮の円滑な運営と生活の安定を図っている。

【資料 2-4-2】

学部、研究科においては、学生にとって最も身近なゼミ担当教員や論文指導教員、その他にも各学部の学生主任や学年担任など様々な教員が学修指導も含めて学生生活の支援に携わっている。加えて、すべての学部、研究科でオフィスアワーを開設し、修学指導を含む個別面談やカウンセリングを行っており、学生生活全般にわたって心的支援や生活相談を行っている。【資料 2-4-3】

さらに、世田谷キャンパスでは教務課に各学部の学生対応を担当する専任職員を配置し、町田キャンパスと多摩キャンパスでは 21 世紀アジア学部事務課と体育学部事務課にそれぞれ学生対応を担当する専任職員を配置して、学生生活の安定のための支援を行っている。研究科については、大学院課職員が支援相談窓口の役割を果たし学生対応を行っている。

以上の体制に加えて、学生の福利厚生及び学生指導等に係る各学部等の連絡調整を行うために、学生部長、学生部副部長、各学部の学生主任、大学院研究科主任（代表 1 人）、学生部事務部長、学生・厚生課長、寮務課長及び国際交流課長をもって構成する学生主任会を定期的で開催している。【資料 2-4-4】

学生に対する経済的支援

「国土舘大学奨学生規程」に基づき、学修を援助することによりその資質の向上を図り、有為な人材を育成することを目的に、人物が優良な学生に対し納入金を減免する奨学生制度を整えている。具体的には、「学業優秀奨学生」「運動技能優秀奨学生」「修学援助奨学生制度」、また、デリバリー入学試験・C方式入学試験Ⅰ期（大学入試センター試験利用）の受験者を対象に、入学金、授業料、施設設備費、教材費が原則4年間免除になる「成績優秀奨学生制度」を設けている。【資料 2-4-5】

外国人留学生に対しても、「外国人留学生奨学生」の制度を設けており、学業・人物とも優れていることを主たる基準とし、支給ランクを3段階に分け、経済的な支援を行っている。

大規模災害が発生した際には、総合安全会議において被災した学生の有無を確認し、被災による修学困難な学生に対して学費減免等の措置を行っている。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

また、独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、地方公共団体、民間育英団体、財団、企業等の奨学基金に関して、学生・厚生課による学生の申請等の支援を行っている。日本学生支援機構奨学金については、返還する義務があり、在学中に奨学生として自覚と責任を持ち、学修効果を一層高めることができるように3キャンパス全てにおいて、採用・返還説明会を開催し、徹底した指導を実施している。【資料 2-4-8】

課外活動への支援

学生の課外活動への支援については、現在、120 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」「サークル」に分類され、その運営について学生・厚生課が指導及び助言を行っている。その加入率は全学生の約35%となっている。公認クラブには大学から基準に則り、課外活動援助金を支給しているほか、活動施設、部室、ロッカーを提供している。また、各クラブへの指導の徹底や交流を図るため、「課外活動クラブ主将会議（年6回）」「クラブ指導者連絡会議（年1回）」、次期主将予定者を対象としてリーダーシップの在り方について研修する「クラブリーダーズキャンプ（2泊3日）」をそれぞれ実施している。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

経済面における援助に関して、現在「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」には課外活動援助金として、企画費、大会参加費、大会参加交通費、課外活動振興費、特別奨励費を支給している。また、年3回実施する学園祭に対する補助をしており、部長・監督・顧問の指導者に対しても手当てを支給している。【資料 2-4-13】

施設面における援助に関して、部室等の貸与、体育施設や教室の利用への便宜を図っている。部室等については、46の団体に世田谷・町田キャンパスにおいて部室・ロッカールームを貸与しており、使用時間は午後9時15分までとしている。体育施設については、体育館・グラウンド等の使用を許可している（高等学校・中学校を有しているため、使用において共有する部分があり、その場合は調整を要する）。使用時間は原則として、午後9時15分までとしている。教室については、昼休み時間及び放課後に使用を許可しており、使用時間は午後9時15分までとしている。

学生相談・健康管理

学生の心の問題や生活相談の支援体制として、世田谷・町田・多摩の3キャンパスに「学生相談室」を設置し、精神科医、臨床心理士の資格を有するカウンセラー、相談員を配置し、適切に対応している。学生相談室の利用については、ホームページ、リーフレット、国士舘大学手帳及び学内掲示にて周知を行っている。また、学生相談室では情報の共有化、事務連絡等調整のため、相談室会議を定期的に行っている。【資料 2-4-14】【資料 2-4-15】

学生の健康管理面の支援体制として「国士舘事務分掌規程」「国士舘健康管理室規程」に基づき、世田谷・町田・多摩の3キャンパスに健康管理室を設けている。健康管理室は病気や怪我への対応、感染症拡大防止（新型インフルエンザ等の重篤な感染症については、学校法人国士舘危機管理規程に基づく感染症予防対策）、薬物乱用防止対応等を目的として医師（校医）及び看護師の資格を持つ職員を各キャンパスに配置している。【資料 2-4-16】

また、毎年4月には学部生及び大学院生を対象として学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、再検査が必要な学生等については継続的なフォローを行っており、9月入学生にも同様に対応している。平成30(2018)年度の健康診断受診率は、オリエンテーション、ガイダンス及び掲示等にて周知することにより、受診率95.6%を維持した（平成28(2016)年度：95.4%、平成29(2017)年度：95.5%）。なお、学内実施の定期健康診断未受診者や再検査対象学生には、メール等により直接指導を行っている。【資料 2-4-17】

新入生（本学に初めて籍が発生した学生）は、既往歴や健康に関する相談がある場合は、4月及び9月の健康診断の際、受診票にその旨、記入することになっている。受診票に記入された既往歴や健康に関する相談によって、校医による健康相談や診察を継続的に受けることができ、各部局との連携のもと、安心して学園生活を送れるように対応している。

そのほか、一年を通して学生へ健康増進、心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信して個々の健康管理に対する啓発活動を行い、健康管理室員による健康相談も時間を限定せず実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、ホームページ及びメールで発信している。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】

ハラスメント防止のための取組み

「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、学園全体のキャンパス・ハラスメント防止についての研修・啓発などに取組むとともに、ハラスメントに関する相談体制として「キャンパス・ハラスメント相談員」を学内の各部局に配置しており、キャンパス・ハラスメントに関する相談に対応している。これらキャンパス・ハラスメント防止の取組みはホームページ、リーフレット、国士舘大学手帳において周知を行っている。【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】

また、毎年4月に行う新採用教員向けの学内研修において、キャンパス・ハラスメント防止を目的とした内容（DVD 視聴、講話）を取入れている。それ以外にも、教授会や研究科委員会等における注意喚起を適時行っており、一部の学部ではハラスメント防止のための講習会を開催（理工学部）したり、学部内にハラスメント防止のための内規を規定しハラスメント対策委員会を設置したりする（法学部）など、独自の取組みを行っている。

【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】【資料 2-4-26】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

ハラスメントを未然に防ぐための取組み、特に教員の意識向上に対する働きかけを一層推進するために、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会が主導して各学部等におけるキャンパス・ハラスメント防止に向けた意識啓発活動（例えば DVD や manaba を用いた動画視聴など）を実施し、2021 年度までに全教員に取組みが行き渡るようにする。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎等の施設設備の整備

本学は、世田谷区・町田市・多摩市にそれぞれキャンパス（世田谷キャンパス・町田キャンパス・多摩キャンパス）を有し、3 キャンパスの校地面積合計は 271,346 m²、校舎面積合計は 128,560 m²となっている。また、両面積は大学設置基準上必要な面積（校地：113,100 m²、校舎：66,072 m²）をそれぞれ十分満たしている。大学設置基準に定める運動場、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室等及び大学院設置基準に定める講義室、研究室、実験・実習室、演習室等についても、毎年度の事業計画に基づき適切に整備している。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

世田谷キャンパスでは、複合施設であるメイプルセンチュリーホール(MCH)を中心としてアリーナ、ランニングロード、フィットネスセンター、柔道場、剣道場、水深 3m までの可動床を持つ 25m プール等の運動施設を備え、授業や課外活動、生涯学習においても幅広く活用されている。

町田・多摩キャンパスでは合わせて約 228,000 m²にも及ぶ広大な校地を活かし、50m プール、サッカー場、多目的グラウンド、野球場やラグビー・アメフト場、陸上競技場等の充実した運動施設を整備している。特に多摩キャンパスでは平成 28(2016)年度にメイプルセンチュリーセンター多摩(MCCT)が竣工し、学修環境の大きな向上を実現した。本施設は、地上 3 階・総床面積約 2,200 m²を有し、1 階には最新のトレーニング器具が整備された 500 m²を超えるスポーツパフォーマンスセンター、2 階には学生のコミュニケーションの場ともなる約 300 席を備えた MCCT 食堂、そして 3 階には授業・イベント等に使用される 200 人収容の大教室と、学び・スポーツ・健康、全てが融合した複合施設となっている。また、平成 28(2016)年 9 月には体育館棟 2 階に多目的フロア 2 が完成した。2 面分のマットが敷き詰められ、ホワイトボード等を備え、フロア最奥部にはミーティング室・準備室・教員控室が整備され、授業のほかクラブ活動など多様な用途に活用されている。【資

料 2-5-4】

教室環境の整備

教室環境・設備に関して、主に視聴覚機器（特にプロジェクター）について 10 年計画で機器の入れ替えや整備を行ってきた。平成 29(2017)年度は、世田谷キャンパス 34 号館 2 階大・中教室、3 階中教室、町田キャンパス 13 号館、多摩キャンパス中教室の視聴覚機器の整備を行い、機器の老朽化等を解消して、教育環境・機器の充実と教育の質の向上を図った。平成 28(2016)年には、学生の能動的な教育を目的とした「アクティブ・ラーニング教室」（34A609 教室）を世田谷キャンパス 34 号館に整備した。従来の教育環境とは違った環境を実現することで学生の修学意欲を促進し、汎用的能力の育成を図った。平成 30(2018)年度は世田谷キャンパス 34 号館の AV 設備改修を実施しており、完成すれば世田谷キャンパス全施設の視聴覚機器のデジタル化が完了する。

施設・設備の維持管理

施設・設備の維持管理については、全般を管財課が所掌している。加えて町田キャンパス・多摩キャンパスについてはそれぞれ町田校舎事務課、体育学部事務課に分任し、消防法や建築基準法などの関係法令に基づく点検を踏まえ、要すれば改修等に対応している。また、施設ごとに施設管理責任者を定め日常的な管理のほか施設に対する整備要望書を求め、これに基づく年度毎の施設整備計画を作成し適切な維持管理を図っている。【資料 2-5-5】

また、震災対策として建物の構造体の耐震化を平成 11(1999)年度より計画的に進め、最終事業として平成 28(2016)年度に町田キャンパス第 3 体育館及び第 4 体育館の耐震補強工事が完了し、これにより主要建物の耐震補強工事は全て終了した。

図書館の整備

世田谷キャンパスに中央図書館・情報メディアセンター（以下「中央図書館」という。）、町田キャンパスに鶴川図書館・情報メディアセンター（以下「鶴川図書館」という。）、多摩キャンパスに多摩図書館・情報メディアセンター（以下「多摩図書館」という。）を置いており、閲覧室、書庫等及び閲覧席数並びに蔵書数は十分な規模と数量を備えている。【資料 2-5-6】

各図書館の蔵書は、どこからでも OPAC（Online Public Access Catalog : オンライン蔵書目録）を利用し貸出予約が可能で、利用は希望する図書館のどこでも貸出手続きができる。また、本学に希望する図書や資料がない場合は、相互協力として他大学図書館や研究機関などから図書資料の現物や複写物を取寄せるなど、利用者への利便性にも配慮している。世田谷 6 大学コンソーシアム（国士館大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学間で締結している相互協力協定）間の蔵書横断検索や図書館相互利用も行っており、学内外の蔵書や論文、資料の検索を可能とし統合学習の推進を図っている。加えて、学術情報リポジトリを運営し、学術情報の収集と公開に努めている。【資料 2-5-7】 【資料 2-5-8】

各図書館には学生が自由に学修することができるグループスタディ室やラーニング・コモンスペースを複数設けており、学生の自主的な学修を行える環境を提供している。学

生グループやゼミ・授業単位で年間 500 件を超える予約利用がある。【資料 2-5-9】

ICT 等機器・備品やネットワーク環境の整備

情報サービス施設として 3 キャンパスに端末室を設け、PC 端末を合計 882 台設置している（内訳：世田谷キャンパス 578 台、町田キャンパス 134 台、多摩キャンパス 170 台）。また、平成 30(2018)年度は PC 端末 441 台のリプレイスを行い、学修環境を整えている。

ネットワーク環境の整備として、各キャンパス間を光回線（専用線）で結び、円滑な環境を提供している。また外部接続（インターネット）には、学術情報ネットワーク(SINET5)を利用して情報等の収集を行っている。学生の情報収集環境として学内 Wi-Fi の整備を行っている。

学生寮

本学では、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として世田谷キャンパスに「ゲストハウス」を、町田キャンパスに「鶴川寮」をそれぞれ設置し、「ゲストハウス」は外国人留学生専用の厚生用、「鶴川寮」は男子・女子それぞれ専用の厚生用、合宿用として運用している。【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】

「ゲストハウス」は平成 16(2004)年に竣工した新耐震基準の建物であるが、旧耐震基準の「鶴川寮」については、平成 25(2013)年度から平成 26(2014)年度にかけて耐震補強工事を実施し、建物の安全性を確保した。施設・設備については、空調設備や什器の更新を行い、管財課を主管部署として定期的なメンテナンスを行うため業者との保守契約を締結し、安定な運用を維持している。【資料 2-5-12】

学生寮の管理は 24 時間体制になっており、寮監、舎監、業務委託による管理人が寮務課との連携を図りながら、日々、学生の生活指導、監督を行っている。セキュリティは、各学生寮の建物内外における監視カメラ・防犯装置の設置、寮務課員、舎監、常駐警備員又は管理人による巡回、機械警備の配置により万全を期している。【資料 2-5-13】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

世田谷キャンパスでは理工学部の実験室やスタジオ等の実習室を 7 号館、10 号館及びメイプルセンチュリーホールに整備しており、充実した設備の中でより専門性の高い教育を実践している。また、平成 25(2013)年度より運用を開始したメイプルセンチュリーホールの地下 3 階には約 1,900 m²の実習工場を整備している。【資料 2-5-14】

多摩キャンパスでは体育学部スポーツ医科学科の実習施設として、高度な医療器具が揃う臨床実習室、ロープを使った訓練や救助実習を行う訓練実習棟を整備し、優秀な救急救命士の養成を担う役割を果たしている。また、4 台の高規格救急車など数多くの実習機器を備えている。

図書館には、個人からゼミ・授業単位で自主的に学習することができ、また実習や講義などにも対応したグループスタディ室やラーニング・コモンズスペースを整備している。図書館の開館時間は、授業時間をカバーする時間帯となっている。座席数や学習スペースなども学生数を考慮した上で十分な規模を整備している。また、3 キャンパスの図書館すべてに専門スタッフを交替で常時複数人配置しており、図書館の開館時間中であればどの時

間帯でも学生等利用者への対応を可能としている。

図書館・情報メディアセンターホームページの各バナーから、電子資料、学術情報リポジトリやデータベースなどへアクセスすることができ、新聞・雑誌、研究論文やデータベースなどの学術情報をオンラインで検索、閲覧することが可能である。資料にもよるが、学内又は図書館内のパソコンから情報検索をし、資料の閲覧などの利用ができる。学術情報リポジトリには、本学の学部・研究所等で作成された紀要、研究論文や貴重資料などを収集・蓄積して公開している。

CAD や画像編集等の専用ソフトを利用できる PC 教室を運用しており、授業で利用しない時間帯は学生の自習用に開放している。また、情報システム課の Web ページや学内のデジタルサイネージを通じて、Wi-Fi 利用方法や大型プリンター使用など施設の利活用について紹介している。

学生への情報倫理の確立に関する取組みとして、総合教育科目に「情報処理 A」を置き（理工学部と 21 世紀アジア学部を除く）、理工学部では学部共通科目として「コンピュータリテラシー A」を、21 世紀アジア学部ではコミュニケーション科目として「情報処理 1」を置いており、情報倫理やインターネットエチケットを扱っている。【資料 2-5-15】【資料 2-5-16】【資料 2-5-17】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では高齢者や障がい者などの多様な利用者に対して施設・設備の利便性を向上させる目的で、建物出入口の自動扉、スロープ及び各所への点字ブロックの設置を推進している。また、階層の高い世田谷キャンパス 34 号館をはじめ複数の建物でエレベーターを整備している。トイレについても、世田谷キャンパスの 34 号館及びメイプルセンチュリーホール、町田キャンパスの屋内野球練習場、多摩キャンパスのメイプルセンチュリーセンター多摩へオストメイト対応の多目的トイレを設置し、より多くの人がキャンパスを利用できるよう配慮している。近年では多摩キャンパスの体育館棟において女子更衣室の拡充とバリアフリーに配慮した多目的更衣室・シャワー室への改修を行った。【資料 2-5-18】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、教育効果を十分にあげられるよう、時間割編成時に科目の特性に合わせた適正な学生数及び前年度の同科目における履修者数を勘案し、それに合致した教室を割当てている。【資料 2-5-19】

外国語科目は、英語科目について政経学部、体育学部（スポーツ医科学科を除く）、文学部及び経営学部で、事前に定めた適正人数に合わせたクラス編成（体育学部は班編成）を行っており、体育学部スポーツ医科学科、理工学部、法学部及び 21 世紀アジア学部は年度始めにプレースメントテストを実施し、習熟度別クラス編成を行っている。

総合教育科目（教養教育科目）については、履修希望者数が多い場合には抽選により履修者を決定し、適正な学生数を超えないよう努めている。

専門科目については、各学部で授業を行う学生数を適正に管理するため次のような工夫を行っている。

政経学部及び経営学部では、必修科目についてはクラス別、その他の科目は上限を超え

る場合は抽選により履修者を決定している。

体育学部では、基本的に1クラス40人を基準とし、実習・演習・体育実技に関しては50人を基準として時間割を作成し教室の按分をすることで、教育効果及び実技・実習における安全性を担保している。体育学科・武道学科・スポーツ医科学科は主に多摩キャンパスで授業を展開しているが、教室不足により語学等の授業を町田キャンパスで開講し対応している。多摩キャンパスと町田キャンパス間にはシャトルバスを運行し、履修に支障が無いよう配慮している。

理工学部では、各学系に分かれて履修することや実験・実習科目が多いことから少人数形式となる場合が多く、それ以外の科目でも履修制限を掛け、教育効果を十分挙げられるような人数に制御している。

法学部では、履修学生数の適正規模を確保するために、各科目の性質を考慮しながら時間割の配当を工夫することで、履修者を分散させている。また、必修科目は複数開講するなどして、おおむね適正規模の履修者数を実現している。また、「授業評価アンケート」の項目中に教室規模の満足度を問う項目があるので、教員はこれを参考にしながら、履修者が確定した後に教室の規模が適切でないと判断したときは、教室の変更を行っている。

文学部では、各コースに分かれて履修することから少人数形式となる科目が多いため、クラスサイズは適切に保たれている。また一部のコースでは、実習や演習科目等において受講者数を制限し、クラスを分割するなど少人数クラスを設定している。

21世紀アジア学部では、授業を行う1クラスの人数を科目の特性により定めている。クラス人数の上限を超える履修希望者がある場合には、履修者数の調整を行い、学生に対して、次の学期での履修や他のクラスでの履修を勧めている。また、履修者が多い科目は、予め複数クラスあるいは複数学期に開講するなどの対応をしているが、上限を超える場合は抽選により履修者を決定している。

大学院は、すべて少人数で行なう演習形式であるため、授業を行う学生数が適切に管理されている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

学生への情報倫理の確立に関する取組みとして manaba を用いた情報倫理教育を行う。manaba 上に教材をアップロードして学生に閲覧させ、すべての学生が閲覧するよう新入生向けオリエンテーション及び在校生ガイダンスで指導し、一定の期間で未閲覧者に対してリマインドを行う。平成 31(2019)年度に実施方法・内容等の詳細を検討し、2020 年度から実施に移す。

総合教育科目や一部の学部の専門科目で実施している抽選制度に対して、例えばコース制の導入による履修対象科目の制限や、履修動向を踏まえ抽選となる可能性が高い科目の開講コマ数の増加又は複数学期の開講といった対応をすることで、可能な限り抽選を行わなくて済む状況を作るよう学長から全学部長へ依頼を行い、2020 年度以降の時間割編成に反映させる。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「授業評価アンケート」を春期・秋期の年 2 回実施しており、シラバス、授業内容及び授業運営に関する設問を用意しているほか、自由記述欄を設けることで学生からの意見を収集している。集計結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果をシラバスや授業の改善に活用するほか、シラバスの「授業評価アンケートフィードバック」欄にコメントの記載を行っている。また、評価結果が著しく悪い科目については、担当教員に「改善等計画書」の提出を義務付け、授業改善への一層の活用を図っている。【資料 2-6-1】

また、3年に1度実施している「学生生活実態調査」について、平成 30(2018)年度には IR 課や教務課の職員が設計に加わり、学生の学習状況、学びの機会、授業への取組み、学修成果、成長実感などについても項目を設けた。実施対象も全学年に拡大し、講義支援システム「manaba」を用いた Web 上での調査を実施した。アンケート回収後に集計・分析を行い、調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、報告会を実施することで分析結果を共有し、支援体制の改善を図っている。【資料 2-6-2】

そのほかにも、学部、研究科で独自の取組みを行っている例もある。

体育学部では学修支援について学生のニーズをくみ取るとともに、学修支援の仕組みが効果的に機能しているかを検討する目的で、学生と直接意見交換を行う「学部長と語る会」を実施している。そこでの意見の集計結果を教職員にフィードバックし、把握した状況や要望を踏まえて、学生生活が一層充実したものとなるよう役立てている。【資料 2-6-3】

政治学研究科では、学生の学修、生活上の問題を聴取する仕組みとして、教職員が同席する「大学院生談話会」を定期的で開催している。そこでの内容は研究科委員会で報告し、学修支援の体制改善に反映させている。【資料 2-6-4】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する疑問や意見を把握するために、相談箱「学生の声」を 3 キャンパス（世田谷 4 か所・町田 2 か所・多摩 2 か所）に設置しており、原則週 1 回月曜日に投書を回収している。学生から寄せられた様々な提案・意見・相談等について、学生・厚生課が主体となって関連部署に連絡・調整を図るなどして速やかに対応している。

学生の生活実態や学修状況を把握して今後の学生生活支援を充実させることを目的に、3年に1度「学生生活実態調査」を実施しており、直近では平成 30(2018)年度に実施した。学生生活については、収入源や生活費、アルバイト時間など経済状況の把握、睡眠時間や喫煙状況、朝食の摂取状況など健康状況の把握、悩みやハラスメントなど心身の状況把握

を行うための項目を設けている。今回から実施対象を全学年に拡大し、講義支援システム「manaba」を用いた Web 上での調査を実施した。アンケート回収後に集計・分析を行い、調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、報告会を実施することで分析結果を共有し、支援体制の改善を図っている。

各学期末に実施している「授業評価アンケート」では自由記述欄を設けており、授業内における教員の言動やアカデミックハラスメント等の把握を可能にしている。問題となる回答があれば学長から各学部長へ確認を行い、必要に応じて学部長等から科目担当教員へアプローチをする仕組みを整えている。

外国人留学生に対しては 4 年に 1 度、標準的な生活、就学、経済の状況、並びに本学に対する満足度を明らかにするため「留学生実態調査」を実施し、報告書をまとめており、外国人留学生に対する認識・理解の促進、傾向の把握、外国人留学生支援業務の充実等を図るための基礎資料として活用している。【資料 2-6-5】

そのほか、2-6-①で述べたように、学部、研究科で独自の取組みを行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では 3 年に 1 度「学生生活実態調査」を実施しており、直近では平成 30(2018)年度に実施した。学修環境については、教室や体育施設、教育用端末室 (PC 室)、学生食堂、図書館の各施設について満足度を聞くための項目を設けている。今回から実施対象を全学年に拡大し、講義支援システム「manaba」を用いた Web 上での調査を実施した。アンケート回収後に集計・分析を行い、調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、報告会を実施することで分析結果を共有し、支援体制の改善を図っている。

また、各学期末に実施している「授業評価アンケート」の質問項目に教室環境に関する質問と自由記述欄を設け、施設・設備に対する学生からの意見を収集しており、回答内容を参考にして次年度以降の施設・設備の改善計画を作成している。

そのほか、2-6-①で述べたように、学部、研究科で独自の取組みを行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

「学生生活実態調査」から学習に関する設問を独立させ、学修動向などに関する調査を実施する。調査は入学時、在学中、卒業時と異なる 3 つの内容に分けて設計し、経年変化を追うために毎年実施する。IR 課が中心となり平成 31(2019)年度から順次実施し、入学時から卒業時までを通した調査サイクルを確立する。また、調査結果及びその分析結果を全学教学委員会にフィードバックすることで、教育課程や学修支援体制の適切性の検証及び改善に繋げる。

学生の意見・要望をオンライン上でくみ上げる仕組みとして、現在大学ホームページにある「お問い合わせ」フォームを改良し、用途 (目的) に応じてフォームを分け、学生の意見・要望については匿名も選べる形にする。また、体育学部の「学部長と語る会」のような学生の意見・要望を学部執行部が直接的にくみ上げる仕組みについて、導入の検討を学長から各学部へ依頼する。これらの取組みを 2020 年度までに実施し、くみ上げられた意見・要望等については学生部又は学部だけでなく学長室とも共有する。

【基準2の自己評価】

本学では、建学の精神、教育理念、教育指針、教育研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定めており、種々の媒体・機会でも周知に努めている。アドミッション・ポリシーに沿って多様な学生を受入れるべく入試制度を構築し、厳正に実施している。学生受入数も入学定員に沿って毎年度適正に維持している。ただし、大学院においては一部の研究科を除いて近年入学者確保が難しい状況にあり、改善に努めている。

学生への学修支援を実施するため、学内諸規程に則り教員と職員が連携・協働して学修支援を行う体制を整備している。また、学修支援を充実させるために、適切な履修指導の実施、すべての学部・研究科でのオフィスアワーの実施、TA・SA等の活用、「manaba」をはじめとするICT等の活用、すべての学部での入学前教育の実施、「学長講話」「防災総合基礎教育」等の正課外教育の実施、成績不振学生等や中途退学希望者への対応など、様々な取り組みを行っている。

学生へのキャリア支援として、教育課程内におけるキャリア教育科目や職業教育科目、資格試験対策科目を展開している。また、教育課程内外を通じてインターンシップを実施し、教育課程外でも教職・公務員就職支援、進路選択に対する相談対応や各種ガイダンスの実施など、学生のキャリア形成支援の体制を整備し、適切に運営している。

各学部の学生主任や学生部を中心とした学生生活支援体制を整備し、生活指導及び学生サービスを行っている。学生に対する経済的支援としては学費を減免する奨学生制度を設けている。学生の課外活動に対しては経済面、施設設備面の双方で適切に支援している。学生相談・健康管理については「学生相談室」「健康管理室」を設け、専門のスタッフを置いて対応しているほか、キャンパス・ハラスメントの防止に向けた体制整備と取り組みを行っている。

世田谷・町田・多摩の3キャンパスにおいて、校地、校舎等を設置基準に従い適切に整備しているほか、図書館、ICT等機器・備品やネットワーク環境、実習施設等の学修環境についても整備し、適切に運営・管理している。耐震補強工事は全て終了しており、施設・設備の維持管理も適切に行っている。バリアフリーなどの観点から施設・設備の利便性にも一定程度配慮をしている。また、クラスサイズは概ね適切に管理されている。

学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握は、学期末に実施する「授業評価アンケート」や3年に1度実施する「学生生活実態調査」、外国人留学生に対して4年に1度実施する「留学生実態調査」などで行っており、結果をそれぞれの改善に活用している。特に「授業評価アンケート」結果は、シラバスへのコメントや「改善等計画書」の提出によって授業改善へと活用している。

以上より、本学は学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、そして学生の意見・要望への対応をそれぞれ適切に行っており、基準2を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

平成 28(2016)年 3 月 31 日付の中央教育審議会のガイドラインに基づき、平成 29(2017)年 1 月に「三つの方針策定委員会」を設置し、三つのポリシー見直しの方針を検討して学長に報告し、その方針を受けて学部、研究科で三つのポリシーの見直しを行った。ディプロマ・ポリシーについては、大学全体では建学の精神や教育理念、教育指針を踏まえて、また学部、研究科においてはそれぞれの教育研究上の目的を踏まえて、その上で知識、技能、態度といった点で「何ができるようになるか」という学修成果に重点を置き、今後の検証可能性についても考慮しつつ策定した。【資料 3-1-1】

策定したディプロマ・ポリシーはホームページで公開するとともに、大学全体については大学案内で、学部、研究科については学生便覧にそれぞれ掲載し、周知を図っている。

【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

上述の三つのポリシーの見直しに当たっては、従来は学部、研究科でそれぞれ独自の形式で記述しており分量もまちまちであったものを、読み手の理解のしやすさを向上させるために、記述の構成と分量を学部、研究科それぞれで統一するように工夫した。

また、オープンキャンパスにおける学部紹介で、政経学部と文学部ではディプロマ・ポリシーを掲載した資料を配付したり、いくつかの学部では新入生向けオリエンテーションや在学生向けガイダンスの機会を利用してディプロマ・ポリシーの説明をしたりするなど、周知においての工夫をしている。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準並びに学位授与の要件については学則、大学院学則及び「国士舘大学学位規程」（以下「学位規程」という。）に規定している。学位について、学則第 53 条に「本大学を卒業した者に、学位を授与する」と定めており、修士の学位については大学院学則第 40 条に「学位論文及び最終試験に合格したものに授与する」と、博士の学位については同第 41 条に「履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者に授与する」とそれぞれ定めている。卒業認定基準について、学部では学則第 42 条（別表第 8）に学部ごとの卒業所要単位を定めており、研究科では大学院学則第 35 条に研究科の修士課程及び博士課程ごとの修了所要単位を定め

ている。単位認定基準については、学部では学則第 50 条に「各授業科目の試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む。）の 3 分の 2 以上の出席がなければならない」と定めている。研究科では、大学院学則第 44 条に「履修科目に対する単位は、当該科目の試験に合格した者」に与えると定めている。単位の基準については、学則第 47 条及び大学院学則第 38 条にそれぞれ定めている。【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

単位認定に関して、シラバスに「評価の基準」「具体的評価方法」の欄を設け、成績評価基準を明示し、大学ホームページで学生に周知している。またシラバスにおいて、学生が授業を履修することで習得できる知識やスキルを示す「到達目標」の欄に、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記するよう「シラバス作成ガイド」に記載し、科目担当教員全員に配付して周知を徹底している。【資料 3-1-10】

学部の卒業所要単位数について体育学部スポーツ医科学科は 127 単位、それ以外の学部学科は 124 単位以上と規定している。大学院の修了所要単位数については研究科及び課程ごとにそれぞれ定めている。進級基準については、理工学部を除く全学部で 2 年次から 3 年次へ進級する際に進級要件単位数を定めており、一部の学部においては 1 年次から 2 年次、3 年次から 4 年次へ進級する際も進級要件単位数を定めている。これら卒業所要単位数や進級基準などは学生便覧やホームページで明示しており、ガイダンスの機会などを用いて学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価、単位認定、進級判定、卒業認定、修了認定等に当たっては、前項（3-1-③）で述べた基準に則り厳正に審査した上で行っている。

学則、大学院学則にそれぞれ「単位の基準」を規定するとともに、シラバスの授業計画に「授業時間外における学修（予習・復習等）」の欄を設け、予習・復習等を指示することで、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っている。また、すべての学部で履修上限単位数を 50 単位未満に設定し、厳格に運用することで単位制度の趣旨に基づく単位認定ができるような条件を整えている。

単位認定に当たってはシラバスに「評価の基準」「具体的評価方法」「到達目標」を記述し、基準を明確にすることで、成績評価の客観性、厳格性を担保している。

学部の成績評価について学則第 49 条に定め、評価基準は 100 点を満点とし、80 点から 100 点を優、70 点から 79 点を良、60 点から 69 点を可とし、いずれも合格としている。59 点以下については不可とし不合格としている。研究科の試験評価について大学院学則第 43 条に定め、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可とし、いずれも合格としている。60 点未満については不可とし不合格としている。

学業成績を総合的に判断する指標として GPA を導入している。GP(Grade Point)は評点が 100 から 90 点を 4.0、89 から 80 点を 3.0、79 から 70 点を 2.0、69 から 60 点を 1.0、59 点以下を 0 に換算している。なお、成績評価が「認定」の科目（編転入学した際の単位認定科目等）、卒業要件の対象とならない科目（教職科目や随意科目など）は、GPA には反映していない。

GPA の利用については、学修成果を自己評価でき、卒業所要単位の把握、主体的な学修

の成果を上げることが目的としている。履修指導や学修指導に資するほか、留学、奨学金対象者の選考の判定基礎資料として活用している。また、平成 30(2018)年 2 月に「GPA に関する取扱要領」を制定し、同年 4 月 1 日より運用を開始した。この要領では、単年度 GPA が 3.5 以上の者に対し年間学業成績優秀者として表彰し、単年度 GPA が 1.0 未満の者は修学指導を実施し、単年度 GPA が 2 年連続 0.5 未満、かつ総 GPA が 0.5 未満で改善が見込まれない場合は退学勧告を行うなどと定めている。【資料 3-1-11】

研究科では学位論文を作成する演習科目のシラバスに「評価の基準」「具体的評価方法」の欄を設けており、学生便覧には学位論文の提出要件や作成方法を掲載している。

学位授与に係る手続き等については、大学院学則、学位規程及び研究科の学生便覧にそれぞれ明示している。修士課程については、修士論文提出前に工学研究科を除き「修士論文中間発表会」を行い、論文の精度を高めている。学位論文及び最終試験の総合判定に合格した者に、修士の学位を授与している。博士課程については、論文の主題と研究計画書を提出し、各研究科が定める博士候補者資格検定に合格した後、博士論文を提出することができ、修士課程同様学位論文及び最終試験の総合判定に合格した者に、博士の学位を授与している。また、学位論文審査は原則主任審査員 1 人と副査 2 人により行い、必要に応じて他大学又は研究所等の教員の協力を得ることができる。これらの手続きにより学位審査及び修了認定の厳格性と客観性を確保している。【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

研究科における学位論文審査基準については、現状では学位論文を作成する演習科目のシラバスに「評価の基準」「具体的評価方法」の欄を設けるに止まり、統一的な評価基準を定めて明示するに至っていない。そこで、すべての研究科で学位論文審査基準を平成 31(2019)年度中に策定し、2020 年度から学内外に明示して学位論文審査に活用するよう、全学教学委員会において学長からすべての研究科長に依頼する。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

平成 28(2016)年 3 月 31 日付の中央教育審議会のガイドラインに基づき、平成 29(2017)年 1 月に「三つの方針策定委員会」を設置し、三つのポリシー見直しの方針を検討して学

長に報告し、その方針を受けて学部、研究科で三つのポリシーの見直しを行った。カリキュラム・ポリシーについては、大学全体では建学の精神や教育理念、教育指針を踏まえて、また学部、研究科においてはそれぞれの教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえて策定した。【資料 3-2-1】

カリキュラム・ポリシーを見直すに当たり、「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」の3項目に分けて、教育課程の体系、教育の内容、授業形態、学修成果を評価する手段など教育についての基本的な考え方を明示した。

策定したカリキュラム・ポリシーはホームページで公開するとともに、大学全体については大学案内で、学部、研究科については学生便覧にそれぞれ掲載し、周知を図っている。

【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

上述の三つのポリシーの見直しに当たっては、従来は学部、研究科でそれぞれ独自の形式で記述しており分量もまちまちであったものを、読み手の理解のしやすさを向上させるために、記述の構成と分量を学部、研究科それぞれで統一するように工夫した。結果として、カリキュラム・ポリシーも具体的でわかりやすい表現に配慮したものとなっている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能、態度などを身に付けさせるため必要となるカリキュラム・ポリシーを「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」の観点から定めており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに掲げる「教育課程と内容」に従って教育課程を編成している。具体的には、「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」のほか、教職・資格科目等を配置している（なお、21世紀アジア学部では上記の「総合教育科目」「外国語科目」をそれぞれ「基礎科目」「コミュニケーション科目」としており、平成31(2019)年度から「総合教育科目」「外国語科目」とする予定である）。

授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目に適切に区分している。各学部、学科、学系、コースにおいて、それぞれの専門分野を体系的に修得できるよう考慮して専門科目をはじめとする教育課程を編成し、実施している。シラバスには「関連する授業」の項目を設け、各科目に関連する科目を記載し、学生が科目間のつながりを理解して体系的に履修できるように工夫している。教育課程の実施に当たっては学習の順次性に配慮し、各授業科目の年次配当、学期配当を行っており、それと併せて、授業科目の学修段階や順序などを体系的に明示することで学生がレベルや専門性を勘案して履修できるように授業科目のナンバリングを行っている。さらに、ディプロマ・ポリシーと各授業科目との関係を一層明確にするために履修系統図の作成及びカリキュラムチェックを現在進めている。【資料 3-2-5】

大学全体及び各学部（学科）のカリキュラム・ポリシーに示しているように、本学の教育課程は「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」で構成している。「総合教育科目」「外国語科目」については、【表 3-2-1】のとおり学部又は学科ごとに履修を要する単位数や必

修・選択の区分を設けており、それぞれの専門教育への接続に配慮した適切な科目配置と運用を行っている。

【表 3-2-1】学部・学科別の「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」履修区分

学部	学科	総合教育科目	外国語科目	専門科目
政経学部	政治行政学科	30 単位 (18 単位以上) (8 単位以上)		84 単位
		自由選択枠 10 単位		
	経済学科	30 単位 (18 単位以上) (8 単位以上)		84 単位
		自由選択枠 10 単位		
体育学部	体育学科	14 単位	6 単位	104 単位
	武道学科	14 単位	6 単位	104 単位
	スポーツ医科学科	16 単位	8 単位	103 単位
	こどもスポーツ 教育学科	14 単位	6 単位	104 単位
理工学部	理工学科	18 単位	8 単位	86 単位
		自由選択枠 12 単位		
法学部	法律学科	18 単位	8 単位	92 単位
		自由選択枠 6 単位		
	現代ビジネス 法学科	24 単位	8 単位	78 単位
		自由選択枠 14 単位		
文学部	教育学科	18 単位	8 単位	90 単位
		自由選択枠 8 単位		
	史学地理学科	18 単位	8 単位	90 単位
		自由選択枠 8 単位		
	文学科	18 単位	8 単位	90 単位
		自由選択枠 8 単位		
21 世紀アジア学部	21 世紀アジア学科	(基礎科目) 26 単位	(コミュニケーション科目) 32 単位	42 単位
		自由選択枠 24 単位		
		26 単位	8 単位	90 単位
経営学部	経営学科	26 単位	8 単位	90 単位

研究科では、研究指導に直結した演習科目を中心とするリサーチワークと、関連する講義科目を中心とするコースワークを適切に組み合わせた教育課程を編成し、実施している。

学生便覧に単位の基準を明記し、十分な学修時間を確保するために履修登録単位の上限を各学部 50 単位未満に設定する、また、学生の主体的な学修を促すために事前・事後の学修課題の指示をシラバスに記載して教室外学修を指示するなど、単位制度の実質を保つよう努めている。【資料 3-2-6】

高大接続への配慮

高等学校の学びから大学の学びへの円滑な移行を図るために、専門導入教育、学修支援

(スタディスキルやアカデミックスキルの獲得)、学生支援(健やかなキャンパスライフを送るための生活支援)などを主たる内容として、教育課程内で初年次教育を組織的に実施している。例えば、政経学部では「フレッシュマン・ゼミナール」、体育学部体育学科では「基礎ゼミナール」、法学部では法律学科で「プレゼミ A」「プレゼミ B」、現代ビジネス法学科で「入門ゼミ A」「入門ゼミ B」、文学部教育学科教育学コースでは「教育学の基礎 A」「教育学の基礎 B」、21 世紀アジア学部では「総合演習 1」「総合演習 2」、経営学部では「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」を実施している。また、理工学部では専門導入教育として共通必修科目の「技術者倫理」や「基礎数学」「基礎物理」等の基礎科目、そして各学系で専門基礎科目を配置している。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

高大接続への配慮に関して、オープンキャンパスにおける模擬授業・模擬実習の実施や理工学部及び法学部によるデリバリー授業(出張模擬授業)の実施のほか、「高大連携制度」として連携校の生徒が本学の授業科目を履修できるようにしており、平成 30(2018)年 4 月時点では 3 校の高等学校と連携協定を締結している(ただし、同制度で履修した単位を入学後に認定するまでには至っていない)。【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】

3-2-④ 教養教育の実施

本学ではカリキュラム・ポリシーに掲げるとおり、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和発展させる科目である「総合教育科目」及び「外国語科目」を設けている。これら「総合教育科目」「外国語科目」は大学入学後早い段階から履修できるよう、配当学年を主に 1 年生及び 2 年生と設定している。

「総合教育科目」には人文科学、社会科学及び自然科学の各分野に関する多角的な知識と深い教養を身に付け、総合的な判断力を培う科目を設置するほか、情報技術力の向上を目指した「情報関連科目」や、身体運動の幅広い知識を修得させ、知的、道徳的、身体的な教養を育成し、心身共に健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てるための「保健体育科目」を設置している。特に、本学が創立以来重視してきた「文武両道」の観点から、全学部で武道種目を履修できるようにしている。また「外国語科目」には、語学力の向上や異文化理解能力の育成、コミュニケーション力の充実を図る科目を設けている。

また、教養教育の管理運営体制は、人文科学部会・社会科学部会・自然科学部会・情報科学部会・保健体育部会・外国語部会・防災教育部会からなる全学教養教育運営センターを設置し、全学部の教務主任及び各部会主任によって構成する全学教養教育運営センター運営委員会において、時代に合った教養教育のあり方や教員の配置を検討している。【資料 3-2-18】【資料 3-2-19】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

大学全体及び各学部においてカリキュラム・ポリシーに掲げているとおり、実際に講義、実験・実習・実技等を組み合わせた科目構成の採用や、TA・SA、演習科目(ゼミ)、講義支援システム、アクティブ・ラーニングや問題発見・解決型学習等の活用を行っており、カリキュラム・ポリシーに掲げる「教育方法」と実際の教育方法の整合性を保っている。

シラバス等に関する工夫

本学のシラバスでは項目として「授業の概要・ねらい」「到達目標」「教科書と準備するもの」「参考書」「評価の基準」「具体的評価方法」等を設け、また、授業計画として各回に「内容」「授業時間外における学修（予習・復習等）」「授業実施特記」の項目を設け、それぞれ明示している。シラバスの作成に当たっては教務課で「シラバス作成ガイド」を教員に配付し、記入すべき内容を具体的に説明している。さらに、シラバスの記載内容の適切性を確保するために、各学部・各部会等で定めた体制に基づき第三者が「シラバスチェックの観点」に沿ってシラバスチェックを毎年度行っている。【資料 3-2-20】【資料 3-2-21】【資料 3-2-22】

上述のとおり、シラバスに各授業回における「内容」「授業時間外における学修（予習・復習等）」を明記し、加えて授業時間内に具体的な指示を与えることで単位制度の趣旨に沿った学修時間の確保を図っている。また、「授業の概要・ねらい」「到達目標」の記載内容に関して、学修成果を重視し、ディプロマ・ポリシーとの関連や「何ができるようになるか」に力点を置いた記載にすることで学修内容の確保を図っており、全体として単位制度の実質化に努めている。

学期末に行う「授業評価アンケート」には、授業内容とシラバスとの整合性を直接的に問う項目はないものの、関連する設問や自由記述欄の回答を参考にして、学部、研究科で授業内容とシラバスとの整合性の確保に努めている。【資料 3-2-23】

研究科における研究指導の内容及び方法並びに年間スケジュール等はシラバス及び学事予定表によって明示するとともに、入学時及び新年度のオリエンテーションにおいて便覧等を使用して説明しており、これらの研究指導計画に基づく研究指導を実施している。【資料 3-2-24】

教授方法の工夫と開発

学部、研究科それぞれでディプロマ・ポリシーに掲げる能力や態度を身に付けさせるために、カリキュラム・ポリシーに「教育方法」という項目を設け、講義のほかにも実験・実習・実技、演習（ゼミナール）、体験学習、模擬授業、海外研修といった多様な授業形態や、アクティブ・ラーニングをはじめとする多様な教授方法を採用している。

アクティブ・ラーニングなどの実施に関しては、個々の教員の努力により学生の主体的参加を促すために授業形態、授業内容及び教授方法に工夫をしているケースが見られるが、学部、研究科における自主的かつ組織的な教授方法の改善にはまだ課題が多く残っている。しかし、平成 28(2016)年に全学 FD 委員会が学内で実施した「アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目に関する調査」では、調査回答者（全教員の約 5 割）のうち約 8 割がなんらかのアクティブ・ラーニングを実施していると回答しており、また、平成 30(2018)年度「学生生活実態調査」における「4. 学びの機会において」の設問でも、アクティブ・ラーニングなどの様々な授業方法を経験したと回答する学生が概ね 5 割程度存在していることから、教授方法の改善が着実に進んでいることが示唆される。【資料 3-2-25】【資料 3-2-26】

授業改善を組織的に進めるために、全学 FD 委員会とは別に独自の FD 委員会を設けている学部、研究科があるほか、それ以外の学部、研究科でも全学 FD 委員会の委員を務め

る教員が中心となり、それぞれの学部、研究科で（あるいは学部・研究科合同で）FD 活動を行っている。具体例として、平成 30(2018)年度では【表 3-2-2】のような取組みを実施した。【資料 3-2-27】【資料 3-2-28】【資料 3-2-29】

【表 3-2-2】平成 30(2018)年度 学部別 FD 活動状況

学部	FD 活動
政経学部	所属教員による授業改善やアクティブ・ラーニングへの取組みの報告、コミュニケーション促進グループワークについての模擬授業
体育学部	manaba 講習会、過去の FD 研修会の記録 DVD を視聴する研修会
理工学部	キャンパス・ハラスメント研修、安全に教育研究を行うための危険物の取扱いに関する講習
法学部	平成 31(2019)年度開講科目「教養教育ゼミ A」のあり方についてのディスカッション、比較法制研究所定例研究会における研修会（「アクティブラーニングの環境整備」など）
文学部	卒業論文・卒業研究ルーブリック集作成のための検討会、授業参観（コース内）、manaba 講習会
21 世紀アジア学部	第 19 回 FD シンポジウムの報告・共有と意見交換
経営学部	初年次教育科目「フレッシュマン・ゼミナール」の内容・形式についてディスカッション、1 年次必修科目「ゼミナール入門」の反省会と次年度の改善についてのディスカッション

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーと各授業科目との関係がより明確になるよう、履修系統図の作成及びカリキュラムチェックを教務課と学部が協力して進める。2020 年度中に作成を終え、2021 年度の履修に合わせて履修系統図を学内外に周知する。カリキュラムチェックの結果、ディプロマ・ポリシーと実際のカリキュラムとの対応関係に課題が見られた場合は、カリキュラム・ポリシー又はカリキュラムの見直しを行う。

学部・学科等における初年次教育への取組み状況を平成 31(2019)年度中に確認し、「大学教育に必要な学修方法の習得等を目的とした総合的なプログラム」として実施していない学部・学科等に対しては、初年次教育プログラムの導入を検討するよう全学教学委員会において学長が学部長へ依頼し、該当する学部・学科等は検討結果を 2020 年度中に報告する。

学部内における FD 活動の責任主体を明確にし、学部単位で自主的・自律的に FD 活動を推進するために、学部内の FD 担当組織について内規等や構成員の確認を行う。当該組織等が未整備の学部に対しては、2019 年度中に内規や申し合わせの制定及び委員の任命等を行うよう、学長から該当する学部長へ依頼する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

シラバスに「到達目標」の欄を設け、学生が授業を履修することで得られる知識、理解、技能、表現、その他能力について、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性に留意しながら記載している。併せて、到達目標に対する達成度を評価する際の基準を示す「評価の基準」及び実際の測定方法を示す「具体的評価方法」の明記も求めており、これらの評価基準・方法に基づき学修成果の評価を行っている。【資料 3-3-1】

直接評価

学修成果の直接的評価として卒業論文・卒業研究を用いており、体育学部、理工学部、法学部、文学部、21 世紀アジア学部では必修科目、政経学部と経営学部では選択必修科目としている。研究科においても修士論文、博士論文を課すことで学修成果を直接的に評価している。このうち文学部においては、平成 30(2018)年度からディプロマ・ポリシーを踏まえた「卒業論文・卒業研究ルーブリック集」を作成して、評価システムとして導入しており、4 年間にわたる学修成果を点検・評価する指標として運用している。【資料 3-3-2】

【資料 3-3-3】

加えて、理工学部では共通基礎科目に関する全般的な学修成果を点検するために、アセスメント・テストとして 1 年次に「大学基礎力調査Ⅰ」、2 年次に「大学基礎力調査Ⅱ」を毎年度実施し、その結果の変化について分析をしている。【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

間接評価

学修成果の間接的評価として、学期末に実施している「授業評価アンケート」を用いている。「授業評価アンケート」では、授業に対する理解度、講義科目を通して知識、外国語能力などが身に付いたかどうか、実習・実技科目を通して知識及び技術、実技などが身に付いたかどうか、といった項目を設け、学生の自己評価を通して間接的に学修成果を評価している。【資料 3-3-6】

また、3 年に 1 度実施している「学生生活実態調査」において、平成 30(2018)年度から「学習状況」「学びの機会」「授業への取り組み」「身についた力（学習成果）」「成長実感・充実度」についての項目を設け、学生の自己評価を通じた間接的な学修成果を点検・評価している。【資料 3-3-7】

資格試験・検定試験等を用いた学修成果の把握

上述の方法以外にも、各種資格試験や検定試験の成績、合格率や公務員、教員採用をはじめとする就職状況を確認することで、学修成果の点検に役立てている。資格試験や検定試験については、体育学部スポーツ医科学科では「救急救命士国家試験」、法学部では「法学検定試験」などの利用が挙げられる。【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「授業評価アンケート」の結果について、科目毎に選択式設問の平均値を求め、全体の平均値との比較を行い、自由記述の内容と併せて各教員へフィードバックしている。各教員はその結果に基づき教育内容・方法及び学修指導等の改善に努め、またシラバスの「授業評価アンケートフィードバック」欄に集計結果を受けての学生へのコメントを記載している。また、評価結果が著しく悪い科目については、担当教員に「改善等計画書」の提出を義務付け、授業改善への一層の活用を図っている。

また、「学生生活実態調査」の調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、報告会を実施することで分析結果を共有し、支援体制の改善を図っている。

そのほか、卒業論文・卒業研究、学部単位で行うアセスメント・テスト、各種資格取得状況や就職状況などによる学修成果の点検・評価結果については、それぞれの学部、研究科で共有・検討を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に役立てている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

文学部における「卒業論文・卒業研究ルーブリック集」の事例に倣い、各学部（学科、学系）に卒業論文・卒業研究に用いる統一的な成績評価基準の作成・導入を全学教学委員会で学長から各学部長へ依頼する。同基準は2020年度の試行的導入、2021年度の本格的導入を目指す。その際、各学部（学科、学系）のディプロマ・ポリシーと成績評価基準との関連性に留意する。

学修成果の間接評価として卒業生調査又は就職先企業アンケートを実施する。平成31(2019)年度中にIR課が調査を設計し、関連部署の協力を得て2020年度に実施する。調査結果はIR課で分析し、学内で共有する。

平成31(2019)年度から順次実施予定の学修動向等の調査結果を全学教学委員会でその都度共有し、その結果に基づき教育課程の適切性等の検証を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする。

【基準3の自己評価】

本学では、建学の精神や教育理念、教育指針、教育研究上の目的を踏まえ、知識、技能、態度といった学修成果に重点を置きディプロマ・ポリシーを策定しており、種々の媒体や機会を通して周知している。単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準並びに学位授与の要件は学内諸規程に規定しており、単位認定に関してはシラバスに成績評価基準を明示している。進級基準は理工学部を除く全学部で設定している。成績評価、単位認定、進級判定、卒業認定、修了認定等に当たっては基準に則り厳正に審査した上で行っている。シラバスで予習・復習等を指示し、すべての学部で履修上限単位数を50単位未満に設定して、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っている。また、GPAを導入して履修指導や学修指導、留学及び奨学金対象者の選考の判定資料などに活用している。

教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、種々の媒体で周知を図っている。ディプロマ・ポリシーに掲げる能力等を身に付けさせるため「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」についての基本的な考え方を明示

し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。カリキュラム・ポリシーに沿って「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」等から教育課程を編成し、授業科目は必修／選択必修／選択に適切に区分している。学修の順次性に配慮し授業科目の年次配当や学期配当、ナンバリングを行っている。また、円滑な高大連携を図るために初年次教育を組織的に実施している。教養教育の実施については「総合教育科目」「外国語科目」を置き、「総合教育科目」に人文科学、社会科学及び自然科学に関する科目のほか「情報関連科目」「保健体育科目」を設けている。特に「文武両道」の観点から、全学部で武道種目を履修できるようにしている。そして、講義、実験・実習・実技等を組み合わせた科目構成の採用や、TA・SA、演習科目（ゼミ）、講義支援システム、アクティブ・ラーニング等の活用、シラバスに関する工夫など、教授方法の工夫・開発を行い効果的に実施している。

学修成果の点検・評価について、直接評価として卒業論文・卒業研究、研究科では修士論文、博士論文を用いており、間接評価として「授業評価アンケート」「学生生活実態調査」を活用している。「授業評価アンケート」の結果はシラバスへのコメントや「改善等計画書」の提出によってフィードバックし、「学生生活実態調査」の結果は報告書の配付や報告会を開催して学内で共有している。

以上より、本学では単位認定、卒業認定、修了認定、教育課程及び教授方法、学修成果の点検・評価について適切に整備・実施しており、基準3を満たしていると自己評価する。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学則第 25 条「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」との規定に則り、学長が大学の意思決定及び業務執行を関係法令や規程等に従って適切に行っている。学長の選任方法、任期等については「国土館大学学長に関する規則」「国土館大学学長に関する規則施行細則」において詳細に規定している。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

大学の意思決定及び業務執行を円滑に行うため、教学事項について協議する学部長会、研究科に関する共通事項を協議する大学院研究科長会、附置研究所に関する共通事項について協議する附置研究所長会を置き、それぞれ規程に定める協議事項に基づいて適切に運用している。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

学長の補佐体制として学則第 26 条に基づき副学長を置いている。また、学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう事務組織を整備しており、学長室に学長課、FD 推進課を置き、平成 30(2018)年度には IR 課を新設して 3 課体制となった。IR 課では教育・研究に関する学内外の諸情報の収集・分析や学修動向、学修成果等に関する調査の実施・分析、情報提供による政策形成の支援等に関する事務を所掌している。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

権限の分散と責任の明確化

学校教育法第 92 条、第 93 条に基づき、副学長の職務内容や選任方法、任期等について「国土館大学副学長規程」を定め、同規程に則り適切に運用している。【資料 4-1-9】

学則第 33 条及び大学院学則第 27 条で教授会、研究科委員会の検討事項について、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項で教授会、研究科委員会の意見を聴くことを学長が別に定めたことなどを規定しており、教授会、研究科委員会の役割・権限を明示している。また、学生の退学、停学及び懲戒の手続き等についても要綱を定め、適切に運用している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】

学則第 33 条及び大学院学則第 27 条で定める、学長が教授会又は研究科委員会に意見を聴く教育研究に関する重要な事項、及び学長等の求めに応じて教授会又は研究科委員会が意見を述べるができる教育研究に関する事項について、学長裁定により別途要綱に【表 4-1-1】とおりに規定している。また同要綱に従って、学長が意思決定や業務執行を行うに当

たり教授会又は研究科委員会が意見を述べている。【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】

【表 4-1-1】「学長に意見を述べる事項」及び「学長の求めに応じ意見を述べる事項」

教授会	学長に意見を述べる事項 (1) 学部長候補者推薦に関する事項 (2) 理事会上申に係る教員の研究業績の審査等に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 大学学則その他教学に関する諸規程に関する事項
	学長の求めに応じ意見を述べる事項 (1) 学生の退学、再入学、休学、転学、復学、復籍及び編入学に関する事項 (2) 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生に関する事項 (3) 学生の外国への留学及び外国人留学生の受入れに関する事項 (4) 学生の入学試験に関する事項 (5) 学生の試験及び評価に関する事項 (6) 学生の賞罰に関する事項 (7) 海外との教育、学術又は文化の交流に関する事項 (8) その他、教育研究に関する事項
研究科委員会	学長に意見を述べる事項 (1) 研究科長候補者推薦に関する事項 (2) 理事会上申に係る教員の研究業績の審査等に関する事項 (3) 教育課程及び授業に関する事項 (4) 大学院学則その他教学に関する諸規程に関する事項
	学長の求めに応じ意見を述べる事項 (1) 学生の退学、再入学、休学、転学、復学及び復籍に関する事項 (2) 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生に関する事項 (3) 入学試験に関する事項 (4) 学生の賞罰に関する事項 (5) その他、教育研究に関する事項

以上のとおり、学則や関連する規程、要綱等に基づき、大学の意思決定に関する学長と教授会、研究科委員会、附置研究所員会の権限及び責任を明示している。

教学マネジメント体制

年に 11 回開催する学部長会、研究科長会、附置研究所長会において、教授会、研究会委員会、附置研究所員会から意見を聴く必要のある事項を「協議事項」として採り上げ、教授会、研究科委員会、附置研究所員会の意見を求めている。

これらの仕組みに加え、本学の使命・目的を達成するための教学マネジメント体制として、平成 30(2018)年度に全学教学委員会を新設した。全学教学委員会は学長を委員長とし、教学担当常任理事、副学長、各学部長、各研究科長、各附属研究所長のほか、教学組織の部長、センター長、事務部長等で構成している。当該委員会においては、大学教育に関する全学的な方針に関する事項、教学関係組織における、教育課程編成・運営に関する事項、その他全学の教学に関する事項を審議することとしている。【資料 4-1-14】

また、教学マネジメント体制を支える仕組みとして、大学執行部の認識の統一と迅速な意思決定を図って学長調整会を週 1 回開催しており、学長、副学長、学長室長、教務部長、学生部長、教務部事務部長、学生部事務部長、学長室主幹、学長課長、FD 推進課長、IR 課長及び学長課員が参加している。ほかにも、必要に応じて学部長懇話会を開催し、教学執行部と学部長との意識共有を図っている。【資料 4-1-15】【資料 4-1-16】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は法人組織と教学組織に区分しており、事務組織についての必要事項は「国士館事務組織規則」に定めている。法人組織としては理事長室、総務部、財務部等に 14 部署、教学組織としては学長室、教務部、学生部、入試部、キャリア形成支援センター及び図書館・情報メディアセンター等に 22 部署を配置している。また、「国士館事務分掌規程」に各部署の事務分掌を詳細に定め、加えて毎年 4 月には各部署が当該規程に則り業務分担表を作成し人事課に提出することとしている。「国士館事務組織規則」には本学職員の職位及び職務についても定めており、職位については「局長」「部長（級）」「課長（級）」「課長補佐（級）」「係長」「主任」「一般」の七つに区分し、職務については指揮命令体系と職務内容を明確に定めている。このように、事務組織体系、事務分掌及び職務の内容を明確に規定しており、これらに則り必要な職員を適切に配置することにより、大学業務を円滑かつ効果的に行っている。

大学の部長及びセンター長について、学長室長、教務部長、学生部長、キャリア形成支援センター長、図書館・情報メディアセンター長等の教学役職者は学長が推薦する大学教員が務めており、入試部長は専任職員が務めている。また、教務部、学生部、キャリア形成支援センター、図書館・情報メディアセンターに専任職員が務める事務部長を置き、所属課長を指導監督し所掌事務を掌理しており、学長のガバナンスの下で教学マネジメントが効果的に遂行できる体制となっている。

専任職員の採用については、平成 28(2016)年度の採用試験から「新卒枠選考」とは別に「専門枠選考」の採用試験を実施し、IT、経理、建築等の専門的な知識及び技能を有する職員を確保し、専門能力を十分に活かせる部署へ配置している。【資料 4-1-17】【資料 4-1-18】

職員の育成については、「職員研修委員会規程」に基づき設置されている職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修の二つを積極的に実施し、それぞれで職員の育成及び資質能力向上を図っている。また、平成 27(2015)年度及び平成 30(2018)年度には、30 歳代前半の専任職員を公益財団法人日本高等教育評価機構に研修員として派遣し、認証評価制度や内部質保証をはじめとする知識・経験の獲得を図っている。【資料 4-1-19】【資料 4-1-20】【資料 4-1-21】【資料 4-1-22】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメント体制の構築・強化と円滑な教学運営の観点から、理事業務分掌に倣い副学長の業務分掌を明示し会報で学内に周知することで、その権限・責任を明確にする。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置 教員の確保

本学が求める教員像として「国士舘大学教員規則」の前文に「学園（学校法人国士舘及びその設置する学校をいう。以下同じ。）と教員は、相互信頼の上に立ち、協力して学園の発展に寄与しなければならない。このため、教員は、建学の精神に則り、責任をもって誠実にその職務を遂行し、また、学園は、教員が職務遂行能力を最高度に発揮できるように配慮しなければならない。」と規定し、建学の精神を基盤とした教員の職務と責任を明示している。これに基づき、各学部ではその多くが公募制を採っているが、採用の段階で学則及び大学院学則に基づき各学位課程で必要とする資格及び条件を示し、専門分野に関する能力を明示している。【資料 4-2-1】

「大学教員に関する人事調整委員会」（以下「人事調整委員会」という。）を設置し、同委員会において学部、研究科から要望された人事案件やその他の教員人事に係る事案について審議し、教員人事に関する方針及び計画を決定している。同委員会は学長を委員長とし、財務担当理事及び教学担当理事を副委員長、学長室長、教務部長、教務部事務部長を委員、人事課長、教務課長、学長課長を庶務委員として構成している。【資料 4-2-2】

教育研究の実施に当たっては、学部、研究科にそれぞれ学部長、研究科長を置き、学部にあつては教務主任、学生主任、学科主任等を、研究科にあつては研究科主任、専攻主任等を置くことで責任所在の明確化を図っている。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

学部、研究科及び人事調整委員会において、大学設置基準及び大学院設置基準に基づく学部、研究科に必要な専任教員数や研究指導教員数等（以下「設置基準数」という。）、教員組織の編制に係る基礎データ資料を提示し、適切な専任教員の配置に努めている。学部の設置基準数について、平成 30(2018)年度は体育学部武道学科を除き、全ての学部で設置基準数を満たしている。体育学部武道学科は必要な専任教員数を満たしているが、これに基づく必要な教授数が基準数を 1 人下回っており、現在是正に努めている。研究科の設置基準数については、平成 30(2018)年度は経済学研究科（博士課程）及び法学研究科（博士課程）を除き、全ての研究科で設置基準数を満たしている。経済学研究科（博士課程）及び法学研究科（博士課程）については、必要な研究指導教員数は満たしているが、研究指導補助教員数を合わせて必要な基準数に対してはそれぞれ 1 人下回っており、現在是正に努めている。

教員の配置

人事調整委員会では、学部、研究科から要望された人事案件に応じて、授業科目の特性（必修科目等の主要授業科目、教職科目等）、各教員の担当コマ数、履修者数、年齢、兼任

状況等を総合的に勘案した方針を学部、研究科に示し、適切な教員配置に努めている。

研究科担当教員の資格については各研究科で資格審査に関する内規等を整備し、それらに基づいて厳正に審査を行っている。業績評価等は点数換算を行い、この点数により研究科の研究指導や講義科目の担当が可能かどうかなどを審査している。【資料 4-2-5】

各学科、学系、コースでは、それぞれの学位課程の目的や専門性、特色に配慮した教員の配置を行っており、例えば 21 世紀アジア学部では学部の特色である国際性を反映して外国籍の教員を 5 人配置するなどしている。【資料 4-2-6】

教養教育の運営体制については、全学教養教育運営センター運営委員会を設置し、教養教育の運営方針や担当教員の異動及び選考に係る事項等を協議している。同運営委員会はセンター長（教務部長）、各学部の教務主任、各部会（人文科学部会、社会科学部会、自然科学部会、情報科学部会、保健体育部会、外国語部会、防災教育部会）の主任で構成している。なお、同運営委員会において協議した担当教員の異動及び選考については、教授会、人事調整委員会、理事会の各会議体で審議している。【資料 4-2-7】

採用・昇格基準

教員の採用・昇任は大学設置基準及び大学院設置基準並びに「国士舘大学教員任用規則」に則り行っている。平成 29(2017)年 11 月には「大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱」及び「国士舘大学全学部共通教員評価基準」（以下「評価基準」という。）を制定し、全学部に通じた教員の採用・昇任の方針を明示した。各学部においては、同基準に基づいて対象となる候補者の審査を行い、学部から上申された候補者について人事調整委員会及び理事会で審議を行うなど、規則に則り教員の採用・昇任を適切に行っている。

【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

また上述の評価基準では、対象となる教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の各評価事項を点数化している。各学部においては、教員の採用・昇任資料と共に評価点数を人事調整委員会に提示し、教員の評価に係る基礎資料として活用している。【資料 4-2-11】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では全学的に FD 活動を推進しており、大学の活動方針の一つとして FD の積極的展開を「学校法人国士舘中長期事業計画」に明示し、FD 委員会を中心に取組んでいる。【資料 4-2-12】

FD 委員会は「国士舘大学 FD 委員会規程」に基づき、すべての学部、研究科、附置研究所からそれぞれ選出された委員と、学長室長、教務部長、教務部事務部長とファカルティ・ディベロッパー（以下「FDer」という。）で構成しており、委員長は副学長が務め、学長のガバナンスのもとで運営している。【資料 4-2-13】

FD 委員会ではワーキンググループ（以下「WG」という。）を編成し、教育の質保証・向上に向けて具体的・実践的な活動計画を立案し、学長に提言している。平成 30(2018)年度の WG の構成は【表 4-2-1】のとおりである。【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】【資料 4-2-16】

【表 4-2-1】平成 30(2018)年度 WG 別活動テーマ

WG	活動テーマ
第 1 WG	ICT の活用
第 2 WG	能動的な学修方法
第 3 WG	学生の FD 活動への取り込み
第 4 WG	授業評価アンケートの検討及び成績評価方法の導入
第 5 WG	全学 FD 活動研修会・シンポジウム・研究会

全学及び各学部の FD 推進のために、愛媛大学教育・学生支援機構が主催する「ファカルティ・ディベロッパー養成講座」の全プログラムを修了した教員を FDer とし、各学部に 1 人配置している。また、FD 委員会委員長及び同副委員長と FDer である FD 委員による FDer 会議を定期的に行き、全学部の視点を取入れた全学 FD 計画を企画・立案している。ほかにも、FD 委員会の各 WG に FDer を 1 人以上配置し、全学的に FD 活動を推進する体制を強化している。【資料 4-2-17】

FD 委員会では毎年 2 回の FD シンポジウムと 1 回の FD 研修会を開催している(直近 3 年間の実績は【表 4-2-2】のとおり)。FD シンポジウム及び FD 研修会の終了後には記録冊子を作成し、学内に配付して FD シンポジウム及び FD 研修会の振り返りと出席できなかった教員への共有に役立っている。FD シンポジウム及び FD 研修会は FD 委員会の第 5WG でテーマを検討し、実施計画を立案し、FD 委員会で審議し決定している。第 5WG は FD 委員会委員長、学長室長、教務部長、教務部事務部長及び FDer 若干名で構成し、大学全体の FD を推進していく上での課題を共有している。【資料 4-2-18】【資料 4-2-19】【資料 4-2-20】【資料 4-2-21】【資料 4-2-22】【資料 4-2-23】【資料 4-2-24】【資料 4-2-25】【資料 4-2-26】

【表 4-2-2】FD シンポジウム及び FD 研修会開催実績 (直近 3 年間)

シンポジウム/研修会	開催日	テーマ
第 15 回 FD シンポジウム	H28.7.16	「アクティブ・ラーニングの意義と実践」
第 5 回 FD 研修会	H28.12.3	「21 世紀型の資質・能力と大学教育～学習科学から見た ICT、ジクソー法、協調学習～」
第 16 回 FD シンポジウム	H29.3.11	「第 2 次第 1 期 FD 委員会活動報告」
第 17 回 FD シンポジウム	H29.7.15	「国士館大学における教育の質保証と三つのポリシーについて」
第 6 回 FD 研修会	H29.11.18	「ファシリテーションが拓く新たな大学教育～対話と学びあいの空間づくり」
第 18 回 FD シンポジウム	H30.3.17	「平成 29 年度 FD 委員会の取り組み」
第 19 回 FD シンポジウム	H30.7.14	「初年次教育の意義と効果～学生の学習意欲を高めるために～」
第 7 回 FD 研修会	H30.11.24	「学生の学修を促進するアクティブ・ラーニング、シラバス、授業設計」
第 20 回 FD シンポジウム	H31.3.16	「平成 30 年度 FD 委員会の取り組み」

また、毎年度すべての学部で授業公開・授業参観を実施し、教員が相互に授業の改善を図っており、その内いくつかの授業については、授業の概要(教授法の工夫等)について担当教員が年度末に開催する FD シンポジウムにおいて報告し、授業を参観できなかった

教員と共有を図っている。

そのほか、第 5WG の委員を編集委員として年 1 回 FD ニュースレターを発行し、学内に配付するとともに国内の大学に送付している。FD ニュースレターでは 1 年間の各 WG の活動や各機関の FD 活動の報告、FD シンポジウム及び FD 研修会の実施報告、各種 FD 関連セミナーへの参加報告や授業公開・授業参観の実施報告などを掲載している。【資料 4-2-27】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部における必要な教授数及び研究科における研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて必要な基準数を満たしていない学科、研究科（課程）については、速やかに教員の確保と配置を行う。

研究科の研究指導教員数と研究指導補助教員数については、現在不足していないものの基準数と同数となっている研究科（課程）が三つあり、今後は不足が見込まれる研究科もある。法令遵守を徹底するために、学長が学部長と研究科長を交えて人事計画を調整する場を設け、特に研究科の基準数と関連した教員確保に留意しつつ、双方の事情に配慮した教員採用計画を立てるように努める。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD(Staff Development)活動は、事務組織の管理運営や教育支援等を含めた大学教職員の資質向上を目的とした研修事業を主として、全学的に取り組んでいる。

研修事業は、職員研修委員会規程に基づいた職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修の二つがあり、それぞれの教職員の資質能力向上を図っている。【資料 4-3-1】

職員研修委員会は専任職員 11 人で構成され、職員研修事業計画を毎年策定している。職員研修事業計画は、中長期事業計画に示された「SD を推進して職員の育成と能力開発の充実を図り、教学・経営方針等の策定・実行に主体的に寄与できる高度専門職を育成する」ことを目的に、研修を階層別（職能）研修、目的別（実務）研修とに区分し、対象者や目的に応じて多様な研修プログラムを実施している。また、研修プログラムは、より効果の高い研修となるよう毎年度内容の見直しを行っている。【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】

平成 28(2016)年度から世田谷区内にある大学との連携を強化し、より効率的な教育改革及び大学改革を推進する必要から、世田谷 6 大学コンソーシアム協定大学（平成 30(2018)

年度からは世田谷プラットフォーム協定大学)である駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京農業大学、東京都市大学とともに、合同でSD研修を実施している。また、平成30(2018)年度には職員だけでなく教員も対象とした「合同SD研究会」を実施した(合同SD研究会及び合同SD研究会の詳細は【表4-3-1】を参照)。**【資料4-3-4】【資料4-3-5】【資料4-3-6】**

【表4-3-1】世田谷6大学(世田谷プラットフォーム)合同SD研修会・合同SD研究会

年度	内 容	参加人数
2016	日 時：10月6日(木)(会場：国土館大学 世田谷キャンパス) テーマ：「大学職員の質保証のために」 1. 教育法規 2. 最新の高等教育政策 3. 私立大学の入学志願動向 4. 私立大学の会計と財務 講 師：山本 雅淑 氏 (大正大学 人間学部教育人間学科教育・学校経営マネジメントコース 教授 地域創生学部 参与)	6大学 合計35人 (本学6人)
2017	日 時：11月30日(木)(会場：国土館大学 世田谷キャンパス) テーマ：「これからの大学を担う職員が今すべき事」 講演/グループ討議/全体質疑/大講堂・松陰神社見学 講 師：吉武 博通 氏 (公立大学法人首都大学東京 理事、筑波大学 名誉教授)	6大学 合計36人 (本学9人)
2018	日 時：10月12日(金)(会場：国土館大学 世田谷キャンパス) テーマ：「地方・小規模・定員未充足私大の挑戦 ～復活から改革を主導する大学へ～」 講演/グループ討議 講 師：本間 政雄 氏(梅光学院 理事長)	6大学 合計28人 (本学5人)
(※)	日 時：3月15日(金)(会場：東京都市大学 二子玉川夢キャンパス) テーマ：「第3期認証評価のポイントを学び、自大学における質保証を考える」 講演/各大学の取組紹介/グループ討議/共有・まとめ/講師総評 講 師：工藤 潤 氏(公益財団法人 大学基準協会 事務局長)	7大学 合計44人 (本学8人)

(※) 合同SD研究会(主催：世田谷プラットフォーム、協力：東京薬科大学)

職員の人事評価は「専任職員の昇格等の基準」に基づき実施している。2等級から7等級までの専任職員について、所属長が職務等級に応じた勤務評価を行い、評価が優良の者に関しては、理事長を委員長とする専任職員昇格審査委員会等で審査の上、上位の等級に昇格させている。**【資料4-3-7】**

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

平成29(2017)年4月1日から施行された大学設置基準の一部改正を受け、大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための取組みとして、全学教学委員会の前後に、主として教学役職者向けに教学改革の背景にある知識・情報等の共有の機会を企画し、実施する。また、全学的に教職協働で教学改革を進めていくために、職員研修においても高等教育に関する基礎知識や昨今の教学改革に関する背景知識・情報等の共有を図る。教学役職者向けには学長室で企画、実施し、職員向けには職員研修委員会と

人事課が学長室の協力を得て企画、実施する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の研究活動に対する基本的な考え方について、「国土舘大学教員規則」では教員の職務の一つとして「教育及び研究を行うこと」を規定しており、研究は「教育の基盤となる」ものであるとの考え方を示している。また、平成 30(2018)年 2 月には本学における全学的な学術研究の推進に関する事項について検討することを目的に、国土舘大学学術研究推進委員会（以下「学術研究推進委員会」という。）を新設した。同委員会では学術研究の推進についての全学的方針に関する事項等を審議することとしている。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

教員の研究施設として各自に研究室を与え、機器備品等の管理運営をしている。また、特定の研究を推進するために附置研究所及び附属研究施設等を置いている。【資料 4-4-3】

研究費として、個人の研究に対して「調査研究費」「学外派遣等の経費」「学内研究助成」を措置するほか、附置研究所及び附属研究施設等に対しても必要な予算を措置している。

【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】

教員は学園外の場所において研究等を行うことができることを定めているほか、学外派遣研究員等は研究以外の業務を免除し、研究に専念できることを保証している。【資料 4-4-7】

【資料 4-4-8】

研究活動を支援するため、「国土舘大学ポスト・ドクター規程」「国土舘大学リサーチ・アシスタント規程」を定め、ポスト・ドクター及びリサーチ・アシスタントなど研究補助者を雇用できる体制を整備している。【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】

そのほか、関連事務組織として教務部に学術研究支援課を置き、外部資金に関する情報収集等を行うとともに、競争的資金獲得促進業務及び知的財産関連業務について外部有識者による相談・支援の体制（学術研究支援課支援デスク）を整えている。【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では各種規程に基づき委員会を開催し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。「国土舘大学研究者行動規範」を定め、本学の研究者が遵守すべき行動規範を示すとともに、不正防止計画推進委員会を中心に不正防止に向けた規則と管理・運営体制を構築し、厳正に運用している。【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】

研究費不正を防止するため、コンプライアンス教育を定期的実施するとともに、公的

研究費及び外部研究資金の取扱いを定めた「公的研究費使用ハンドブック〈研究費運用基準〉」を整備し、厳格に運用している。【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】【資料 4-4-19】【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】【資料 4-4-22】

研究不正を防止するための研究倫理教育を定期的実施するとともに、「人を対象とした研究に関する国士舘大学倫理委員会規程」「動物実験管理に関する国士舘大学委員会規程」を整備し、運用している。【資料 4-4-23】【資料 4-4-24】

そのほか、不正の告発窓口と相談窓口を設置するとともに、特に外部研究資金等については監査室と協力し、厳格な内部監査を実施している。【資料 4-4-25】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人の研究に対して配分する「調査研究費」「学外派遣等の経費」については規程を整備し、安定的に配分している。「学内研究助成」と附置研究所及び附属研究施設等に配分する予算は、年度毎の予算編成の影響を受けるものの、概ね必要な予算を措置している。

なお、外部研究資金の導入については学術研究支援課支援デスクの協力のもと、各種の競争的研究資金等に関する情報を入手し、研究者に有益な情報を伝える体制を整えている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関する規程等を定めて厳正に運用しているが、各種の規程は制定から概ね 10 年程度経過しており、時代の変化に合致していない部分もある。そのため、全学的な学術研究の推進に関する事項について検討する学術研究推進委員会において、2020 年度を目途に関連する規程を見直し、必要に応じて改定する。そのほか、研究倫理の一環である「輸出管理」に関する規程が制定されていないので、平成 31(2019)年度中に制定する。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定及び業務執行は関係法令や学内諸規程に従って行っており、学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、学部長会等の各種会議体を設け、補佐体制として副学長を置き、事務組織として学長室を整備している。権限の分散と責任の明確化のため、諸規程に副学長、教授会、研究科委員会等の役割・権限を明示している。教学マネジメント体制として、学部長会、研究科長会、附置研究所長会に加え、全学教学委員会を設けている。大学業務を円滑かつ効果的に行うため事務組織体系、事務分掌及び職務内容を諸規程に定め、必要な職員を適切に配置している。

教員人事案件については人事調整委員会を設置し審議している。学部、研究科では法令に基づき必要な教員数を確保しているが、平成 30(2018)年度は一部の学部、研究科で必要数を下回っており、現在是正に努めている。また、授業科目の特性（必修科目等の主要授業科目、教職科目等）や各教員の担当コマ数等を総合的に勘案し、適切な教員配置に努めている。教員の採用・昇任は法令・規程に基づき要綱・基準を制定し、研究科では資格審査に関する内規等を整備し、それぞれ厳正に審査している。そして、教育内容・方法等の改善に向け FD 委員会を中心に全学的に FD 活動を推進しており、FD 委員会での WG 活動、シンポジウムや研修会の開催、授業公開・授業参観の実施などに取組んでいる。

大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向け、職員研修委員会が主催する階層別（職

能) 研修、目的別 (実務) 研修と、各部局で実施する職掌別研修を主として SD 活動に取組んでおり、特に近年は近隣の大学と合同で SD 研修を毎年実施している。

研究室、機器備品等、研究費、附置研究所等に対する予算措置など、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。また、研究活動を支援するため事務組織として学術研究支援課を置き、競争的資金獲得促進及び知的財産関連等の相談・支援に応じる体制を適切に整えている。また、諸規程に基づき研究倫理の確立と厳正な運用に努めており、コンプライアンス教育や研究倫理教育を定期的に行っている。加えて、不正の告発窓口と相談窓口を設置し、厳格な内部監査を実施している。個人の研究に対する研究費の配分は安定的であり、研究助成や附置研究所等には概ね必要な予算を措置している。

以上より、本学では教学マネジメントの機能性を確保し、教員の配置・職能開発等及び職員研修並びに研究支援を適切に行っており、基準 4 を満たしていると自己評価する。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人国士館（以下「本法人」という。）は、「学校法人国士館寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に設置の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」と定め、国家、社会の発展と世界平和の実現に貢献できる有為な人材を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法を遵守して運営を行っている。【資料 5-1-1】

また、高等教育機関として社会的責務を果たすため、本法人の寄附行為、学則をはじめとする関係諸規程は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令に基づいて制定しており、規律と誠実性をもって運営を行っている。

さらに、教職員が遵守すべき個人情報保護、キャンパス・ハラスメント対策、コンプライアンス及びリスクマネジメント関連の規程を整備し、それぞれに係る意識の醸成と浸透を図っている。法令及び学内諸規程に違反する行為又はその恐れのある行為については、早期発見と是正を図るために「学校法人国士館公益通報等に関する規程」を定め、公益通報等の受付窓口を設けている。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、理事会の諮問機関として評議員会を設置し、学園の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備している。

また、平成 27(2015)年に策定した「学校法人国士館中長期事業計画」に基づき年度ごとに事業計画書を作成し、教育機関としての使命・目的を実現するため、教育・研究の質の向上と社会貢献活動の推進に向けた組織的・継続的な努力を行っている。事業計画書には予算編成方針と重点施策を示し、目的達成に向け着実に業務を遂行している。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

2020 年度からの 5 年間（中期）及び 10 年間（長期）を視野に入れた中長期事業計画を策定するために学校法人国士館第 2 次中長期事業計画策定委員会を編成し、同委員会において目下準備を進めている。【資料 5-1-13】

そして、学園の使命・目的を実現するために新採用教職員研修や新年挨拶行事及び創立

記念式典など、折に触れて理事長及び学長から建学の精神や学園の使命・目的について教職員への周知を図っている。そのほか、毎年度発行する国士館要覧をはじめ各種広報媒体や上述の「学校法人国士館中長期事業計画」を学内に配付することで、学園の使命・目的や運営に関する方針について教職員の理解を得ている。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮

環境保全への配慮としては「エネルギー使用の合理化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、本学の省エネの適切かつ有効な地球温暖化対策及びエネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用を推進するため「国士館エネルギー管理規程」を制定し、エネルギー管理体制を整備している。【資料 5-1-18】

3 キャンパスにおいて電力使用量のデマンド警報システムによる使用電力量の監視や、省エネルギータイプの照明器具やトイレ・廊下など共有部の照明器具への人感センサー導入、洗面蛇口の自動洗浄化、高効率空調機への更新等により省エネルギー化を推進している。さらに、事務室や教室等の各施設の温度管理（夏季 28℃、冬季 19℃）を行い、毎年 5 月から 10 月までの期間はクールビズ運動を実施し、各キャンパスの年間閉鎖総日数を 15 日間と設定し、地球温暖化防止及び省エネルギー対策への取組みを推進している。【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

そのほか、LED・FHF への切り替え時に発生した照明器具等に PCB が含まれているかの検査及び確認を行い、含有が確認された場合は法令に基づき適切に処理を行っている。アスベストについても同様に調査を行い、世田谷キャンパスでは平成 22(2010)年度に 8 号館、町田キャンパスでは平成 29(2017)年度に第 3 体育館の吹き付けアスベスト除去工事を実施し、これをもって確認された吹き付けアスベストの除去を完了した。【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】

人権への配慮

公正な職員採用を目指し、人事課長を「公正採用選考人権啓発推進員」に選任しており、公共職業安定所長が実施する「公正採用選考人権啓発推進員研修会」には適宜人事課員が参加している。

ハラスメント防止に関しては、理事や副学長をはじめ 24 人の役職者等で組織する国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会を設置し、関連する規程等として「国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」「国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則」「国士館キャンパス・ハラスメント調停委員会細則」「国士館キャンパス・ハラスメント調査委員会細則」「国士館キャンパス・ハラスメント相談員細則」の五つを整備している。平成 30(2018)年 6 月には、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会にハラスメントの申立てがあった際の手続きの明示及びハラスメント申立てに対応する部局等をより明確にするため、「国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則」を改正した。【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】【資料 5-1-28】

また、ハラスメントに関する相談体制に関しては、キャンパス・ハラスメント相談員を学内の各部局に 25 人配置しており、基本的人権の保護及び教育環境保全に努めている。【資料 5-1-29】

安全への配慮

「国土館保安管理規程」に基づき、3 キャンパスに警備室を配置し 24 時間 365 日態勢で設備監視や警備業務に当たっている。防犯対策として巡回警備を強化し火災や盗難等の予防に努めるとともに、各キャンパス内には警備室と直結した防犯カメラを設置し、機器を使用した効率的な監視体制と防犯抑止効果を狙っている。【資料 5-1-30】【資料 5-1-31】【資料 5-1-32】

防火・防災については、「学校法人国土館防火・防災管理規程」に基づき、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図るため、防火・防災管理委員会を置き、関係する管理業務の適正な運営に努めている。各キャンパスには職員による自衛消防組織を置き、「自衛消防業務講習」修了者を統括管理者及び本部隊の各班の班長として配置するとともに、毎年受講者を増やして自衛消防組織の充実を図っている。自衛消防組織による防災訓練として、保安業務委託会社の訓練施設を借りた防災盤や非常放送設備の操作方法や避難誘導・通報訓練、消火器や消火栓を使った消火訓練を毎年行っている。【資料 5-1-33】【資料 5-1-34】【資料 5-1-35】【資料 5-1-36】

また、世田谷キャンパス、町田キャンパスにおいては本学が整備している非常用トイレの設営や救助方法、炊き出し訓練を自衛消防隊の職員により行っており、新採用職員も研修として参加している。また、毎月 10 日を「防災点検日」として防災倉庫内の資機材を点検している。防火・防災の啓発活動として学生・教職員全員に「大地震対応マニュアル」を配付し周知徹底を図っているほか、首都直下型地震を想定した防災避難訓練を消防署の協力を得て毎年実施している。教室や事務室等においては震災時の計器備品等の転倒・落下防止対策を行い、各教室には避難経路図を設置している。防災備蓄品については「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、非常食及び水を 3 日分確保している。【資料 5-1-37】【資料 5-1-38】【資料 5-1-39】【資料 5-1-40】【資料 5-1-41】【資料 5-1-42】

さらに、学園において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「学校法人国土館危機管理規程」に基づき理事長を議長とし、学長を副議長とする総合安全会議を設置し、学園における危機管理に当たっている。例えば、外務省が発信している危険区域への海外渡航については、危険レベル 1 以上の区域へ渡航する場合には総合安全会議で審議し、承認を受けてから渡航することを義務付けている。また、弾道ミサイル発射に係る対応策として「J アラート」発報時の対応マニュアルを作成し、総合安全会議に諮った上で学生・教職員へ周知した。そのほか、自然災害等に対する全学的休講措置についても総合安全会議に諮った上で、措置内容を周知している。【資料 5-1-43】

防疫（感染症の侵入と予防）については、学校保健安全法に基づき毎年、感染症の流行状況を適時把握し、感染予防方法等をホームページ及びパンフレット等により周知している。新型インフルエンザ等の重篤な感染症が発生した場合には、流行を防ぎその侵入を予防するための対策を総合安全会議において講じている。【資料 5-1-44】

AED（自動体外式除細動器）は、世田谷キャンパスに 8 か所、町田キャンパスに 3 か所、

多摩キャンパスに5か所設置している。設置及び運用管理については日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」に準拠し、24時間使用可能にするための屋外移設や設置場所の認知度を高めるための周知手段見直しを進めている。【資料5-1-45】

また、教職員を対象に毎年9月に開催するBLS（一次救命処置）講習会では、AEDを使った心肺蘇生法の実習に加え、熱中症や止血等の応急手当方法、傷病者の搬送方法といった災害時を想定した内容も含め実施している。【資料5-1-46】

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

さまざまな改革による規程の整備や法改正に伴う関連諸規程の改定を適切に行っている。今後も関連法令の動向に注意を払い、経営の規律と誠実性を維持するよう学園全体でコンプライアンスを推進していく。特に、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改善検討小委員会による提言「学校法人制度の改善方策について」（平成31(2019)年1月）で述べられている「学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化」「学校法人の情報公開の推進」といった内容に留意し、今後予想される私立学校法改正や「私立大学版ガバナンス・コード」策定に注意を払いながら、本法人の経営強化に努める。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として位置付け、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事定数は、寄附行為により「10人以上13人以内」と規定している。理事の選任区分は、第1号理事は「国土館大学学長」、第2号理事は「評議員のうちから、評議員会の推薦に基づき理事会で選任した者 4人又は5人」、第3号理事は「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人以上7人以内」としている。理事長は、理事総数の過半数の議決により理事会で選任する。理事の内、5人以内を常任理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、寄附行為に基づき適切に選任している。常任理事は理事長を補佐して、本法人の業務を分掌している。【資料5-2-1】【資料5-2-2】

寄附行為第41条に基づき毎年度事業計画を編成し、評議員会の意見を聞いた上で、理事会で審議・決定している。各理事は業務分掌に従い事業計画の執行に当たり、その結果を寄附行為第44条に則り事業報告書にまとめ、理事会及び評議員会に報告している。

理事会は毎月1回（8月を除く）開催している。理事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切である。また、緊急性の高い議案については常任理事会を開催し、機動的な意思決定ができる体制を整えている。【資料5-2-3】【資料5-2-4】【資料5-2-5】【資料5-2-6】【資料5-2-7】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事は学内教職員だけでなく学外からも豊かな見識を持つ者をバランスよく選任し、問題なく機能している。理事会の意思決定を円滑に進めるため定例学内理事懇談会を設け、法人と教学の意思疎通及び相互連携が適切に図られており、今後とも維持・継続していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の運営に係る重要事項は、理事会や評議員会に諮る前に定例学内理事懇談会を開催し、法人と教学の意思疎通を図っている。同懇談会は、理事長、学長、中学・高等学校校長、常任理事、法人事務局長、理事長室長、学長室長、教務部長及び学生部長のほか、理事長の指名する者として学内理事、審議役、参与、総務部長、財務部長、教務部事務部長、学生部事務部長及び入試部長で構成し、毎月 2 回（8 月は 1 回）開催することで、法人と教学との意見調整及び理事会の円滑な運営に重要な役割を果たしている。また、月に 2 回理事長と学長との会談を行い、大学で実施予定の案件等を事前に理事長に伝え意見交換を行うなど、意思の疎通を図っている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

そのほか、平成 27(2015)年 6 月に設置した国土館教育総合改革検討委員会では、委員長に理事長、副委員長に学長と常任理事、委員に法人と教学の役職者を置き、国土館教育の推進及び財政基盤安定の面から、総合的に教育の将来構想を検討している。【資料 5-3-3】

教学部門では、定例で教授会、研究科委員会、附置研究所員会、教務主任会、学生主任会、学部長会、研究科長会、附置研究所長会を開催し、大学の管理運営に教学部門の意見を反映できるようにしている。また、学長以下教学役職者に教学担当常任理事を交えて教学関係機関の調整等を行う教学政策会議を毎月 1 回（3 月、8 月を除く。）開催しており、円滑な大学運営に努めている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】

事務部門では「国土館事務連絡協議会規程」に基づき、定例で偶数月の第 4 月曜日に管理職対象の事務連絡協議会を開催し、法人及び大学等の事務の円滑な運営に資するために各事務組織の連絡調整を行っている。また、定例で毎月第 1、第 3 金曜日に法人部門の管理職対象の法人事務局ミーティングを開催し、法人内での情報の共有化を図り、意思疎通に努めている。【資料 5-3-9】

法人、大学の意思決定及び業務執行を行うに当たり、寄附行為第 11 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、第 17 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定めており、学長については学則第 25 条に「校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定めて、それぞれの権限と責任を明確に

示している。【資料 5-3-10】【資料 5-3-11】

理事長と学長は常に経営と教学における課題と問題点を共有し解決に取り組んでおり、理事長は理事会や定例学内理事懇談会を議長として統括し、法人の管理運営に関してリーダーシップを発揮している。学長は学部長会、研究科長会、附置研究所長会及び全学教学委員会並びに学術研究推進委員会を統括し、大学運営及び大学の教育研究に関してリーダーシップを発揮している。また、理事長及び学長は毎年全教職員を対象とした新年挨拶行事や創立記念式典等、折に触れて学園の運営方針と課題等を表明し全教職員への浸透に努めており、適切なリーダーシップを発揮している。【資料 5-3-12】【資料 5-3-13】【資料 5-3-14】

教職員の意見や提案などをくみ上げる仕組みとして、各案件に関係する会議を経て調整された議案を定例学内理事懇談会に上程し、理事長及び学長を含む法人と教学の役職者が更なる精査を行った上で理事会へ上程する仕組みを整備している。また、平成 30(2018)年度には「国土舘大学教育政策加速プログラム委員会要項」を制定し、本学における新たな教育政策について学内から公募することで、教職員の意見や提案をくみ上げる仕組みを導入した。【資料 5-3-15】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

5-3-①で述べたとおり、法人と教学の役職者で構成する定例学内理事懇談会や、法人と教学の事務組織の管理職で構成する事務連絡協議会などの各種会議体が、法人・教学相互の意思疎通のみならず、相互チェックの役割も果たしている。

また、監事の監査業務により本法人のガバナンス機能を保持している。監事は寄附行為第 7 条に基づき、法人の理事、評議員又は教職員以外の者から、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事の定数は 2 人又は 3 人、任期は 3 年、職務については寄附行為に規定しており、本法人の業務及び財産状況を監査している。監事は、監査室と連携して監事監査を行うほか、各年度の決算について監査し、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告するとともに、理事会と評議員会に原則毎回出席し、学校法人の業務又は財産状況について意見を述べている。加えて、監事は文部科学省が開催する学校法人監事研修会や一般社団法人大学監査協会が開催する監事会議などに参加し、監事監査の質の向上に努めている。【資料 5-3-16】【資料 5-3-17】【資料 5-3-18】
【資料 5-3-19】

監事のほか、本法人に寄附行為に基づいて評議員会を置いている。評議員会の役割については、寄附行為第 29 条に「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定めている。評議員の定数は 22 人以上 28 人以内、任期は 3 年としている。評議員は寄附行為第 30 条及び同施行規則第 3 条に基づき、国土舘大学学長、国土舘高等学校校長及び国土舘中学校校長、教職員、卒業生及び学識経験者から選任しており、法人及び設置校並びに学外からもバランスよく意見が取入れられるよう配慮している。評議員会は現在 23 人で構成しており、出席状況は良好で適切に運営されている。【資料 5-3-20】【資料 5-3-21】【資料 5-3-22】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

各種会議体を通じて法人及び大学の各管理運営機関の円滑なコミュニケーションを保ち、恒常的に教職員の提案をくみ上げる仕組みや組織風土を醸成し、大学運営の一層の改善を図っていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 27(2015)年から平成 31(2019)年度までの 5 年間を対象にした「学校法人国士館中長期事業計画」に「今後の財政見通し」（財政推移に係るシミュレーション）を掲げて、この中長期事業計画及び財政見通しに則り、その具現化に向けて単年度の事業計画を策定し、これを実行又は推進するための予算を編成することで適切な財務運営を確立している。【資料 5-4-1】

上述の中長期事業計画では学生数及び定員充足率を財務関係の指標として掲げている。本学では定員充足率を 100%超の水準で安定的に維持することで、学生生徒等納付金及び国庫等経常費補助金を確保し、中長期事業計画及び財政見通しに基づく経営が可能となり、財務の健全性・安定性に繋がっている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 29(2017)年までに進めてきた国士館創立 100 周年記念事業の取組みを経て、継続して学園の教育研究環境の維持及び教育の質の向上を図るため、次の施策を実施してきた。

収入では、文部科学省の定員超過率抑制政策による学生数減少に伴う収入全体の大幅減を見込み、学生生徒等納付金の見直しを検討し、平成 28(2016)年度に増額改定を実行し、平成 31(2019)年度にも再度の増額改定を予定している。【資料 5-4-2】

また支出では、一層の抑制を図るべく、当年度支出予算の対前年度マイナスシーリングを毎年実施し、併せて収入総額の 8 割以上を占める学生生徒等納付金収入の予算計上額を、教務部における当年度入学者予定数を下回る値で積算して収入総額を計上し、これを支出予算の上限額とする収支予算を編成している。

財務比率から見る収支バランスと財務状況

事業活動収支については、平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度の法人全体の事業活動収支差額比率は 5.3%、7.1%、6.8%と一貫して収入超過で推移しており、直近では同規模大学法人平均の 6.5%と同様の水準となっている。人件費比率は 54.5%、52.5%、53.3%で推移しており、直近では同規模大学法人平均の 49.2%よりわずかに高い数値を示してい

る。また人件費依存率は 65.0%、61.8%、65.6%で推移しており、直近では同規模大学法人平均の 77.5%より低い数値を示している。教育研究経費比率は 32.5%、32.6%、32.2%で推移しており、同規模大学法人平均の 38.2%より低い数値を示している。管理経費比率は 7.0%、7.1%、7.6%で推移しており、同規模大学法人の平均の 6.5%とほぼ同様の水準となっている。これらの事業活動収支計算書関係比率から、本学では適切な支出水準を維持しており良好な収支バランスを確保していると評価できる。

また財務状況については、平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度の本法人の固定資産構成比率は 84.7%、86.2%、79.6%で推移しており、直近では同規模大学法人平均の 88.1%より低い数値を示した。流動資産構成比率は 15.3%、13.8%、20.4%で推移しており、直近では同規模大学法人平均の 11.9%より高い数値を示した。これら二つの結果は、本法人の資産構成において流動性が確保されていることを示唆している。同様に、固定長期適合率は 91.7%、93.8%、86.1%で推移しており、直近では同規模大学法人平均の 93.5%より低い数値となっている。固定長期適合率は 100%以下で低いほど理想的とされ、本法人は 100%以下の目安を達成している。これらの貸借対照表関係比率から、本学では財務基盤の安定性が確保できていると評価できる。

資産運用

資産運用については、世界的に金利が低下傾向にあり、償還債券の運用では受取利息・配当金収入の減少が懸念される中で、「学校法人国士館資金運用規程」に基づく徹底したリスク管理と投資元本の確保を念頭に、事業債、サムライ債、仕組債等を中心としたポートフォリオを形成し、積極的な運用に努めている。【資料 5-4-3】

補助金・外部資金等

本法人の経常費等補助金の受給状況について、平成 27(2015)年度 1,218,784 千円、平成 28(2016)年度 1,053,661 千円、平成 29(2017)年度 1,126,189 千円で推移しており、継続的に経常費等補助金を確保している。また、施設設備補助金は 12,565 千円、18,617 千円、38,035 千円で推移しており、施設設備の整備状況に応じて補助金を獲得している。さらに、平成 30(2018)年度には本学が連携している世田谷プラットフォームが、文部科学省の補助事業「平成 30 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 5「プラットフォーム形成」【発展型】に選定されている。【資料 5-4-4】

付随事業収入は平成 27(2015)年度 174,863 千円、平成 28(2016)年度 223,862 千円、平成 29(2017)年度 293,843 千円で推移している。そのうち附属事業収入、受託事業収入、公開講座収入の合計は平成 27(2015)年度から順に 86,460 千円、108,530 千円、101,138 千円となっており、本学の教育研究活動を生かして外部からの資金を獲得している。

科学研究費助成事業（科研費）については、平成 27(2015)年度の新規申請件数は 42 件、新規採択は 14 件で継続を合わせて合計 41 件、70,771 千円、平成 28(2016)年度の新規申請件数は 31 件、新規採択は 11 件で継続を合わせて合計 34 件、52,939 千円、平成 29(2017)年度の新規申請件数は 47 件、新規採択は 5 件で継続を合わせて合計 33 件、44,720 千円を獲得している。そのほか外部研究資金として平成 27(2015)年度は 13,300 千円、平成 28(2016)年度は 23,829 千円、平成 29(2017)年度は 17,470 千円を獲得している（それぞれ

の内訳及び総額は【表 5-4-1】参照)。【資料 5-4-5】

【表 5-4-1】外部研究資金等獲得状況（直近 3 か年分）

単位：円

名称	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費助成事業	42	70,771,078	34	52,939,577	33	44,720,000
競争的資金、助成金等	4	7,050,000	6	14,130,000	5	7,755,000
共同研究	2	2,000,000	1	1,000,000	2	1,500,000
受託研究	4	2,000,000	3	2,000,000	4	2,280,000
奨学寄付金	3	2,250,000	11	6,699,000	7	5,935,600
合計	55	84,071,078	55	76,768,577	51	62,190,600

募金事業

「国士舘創立 100 周年記念事業」の趣旨である学園の総合整備、奨学基金の充実、スポーツ・文化活動の振興に資することを目的に、平成 18(2006)年から「国士舘創立 100 周年記念事業募金」の受付を開始し、平成 30(2018)年 3 月 31 日をもって受付を終了した。厳しい社会経済状況の中で篤志家、卒業生、父母、教職員及び企業等から合計 10,395 件、752,819,131 円の寄付を集めることができた。【資料 5-4-6】

集まった寄付金は 100 周年記念事業に有効活用し、例えば学園の総合整備については、世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎(34 号館)及びメイプルセンチュリーホール(MCH)の建設、高校・中学校グラウンドの人工芝敷設、町田キャンパスの中央広場(フットサル場)設置、多摩キャンパスのメイプルセンチュリーセンター多摩(MCCT)の建設など、教育研究環境の整備拡充を行った。【資料 5-4-7】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人国士舘中長期事業計画」及び今後策定予定の「学校法人国士舘第 2 次中長期事業計画」に基づき、今後も適切な財務運営の維持に努めていく。また、支出予算の重点的・効率的執行管理に努め継続して収支均衡を確保するとともに、各種補助金や募金事業等の外部資金獲得に一層努め、財務基盤の安定性を更に強固なものとする。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人における会計処理は学校法人会計基準に準拠し、「予算規程」「経理規程」「調達規

程」「固定資産及び物品管理規程」「国士舘旅費規程」及び「学校法人資金運用規程」等の根拠規程に則り適正に実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

予算編成に当たっては「予算規程」第 9 条に則り毎年度「予算編成方針」を示し、収入予算及び支出予算の編成の考え方（方策）を説明している。また、「予算規程」第 10 条に則り、予算編成方針に従って予算を編成するために必要な細部の手続きを「予算編成手続」として毎年度定め、学内に周知している。そして、各部課室等において優先的に予算の付与を希望する事業は、申請元による当該事業の実施及び継続の必要性並びに費用対効果を踏まえた適切な資金規模等についてプレゼンテーションを行い、常任理事のヒアリングの結果を経て予算計上している。これらの取組みにより、予算編成を適切に実施している。

【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】

当初の予算編成後において、収入の根拠となる事実の確認又は変更及び事業内容の見直しによる支出の変更に対処するため、補正予算を編成している。【資料 5-5-9】

予算執行に当たっては、「予算規程」第 14 条の規定に則り、予算編成方針及び決定した予算に従い計画的、経済的かつ効率的な執行に努めている。また、予算執行の行動指針を整理した「予算執行に関する留意事項」を明示し、やむを得ず予算の流用が必要になった場合には「予算規程」第 17 条第 2 項に則り「予算流用申請書」の提出を義務づけるなど、予算執行における透明性を確保している。【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】

各部課室等において優先的予算の付与を希望する事業に関しては「事業計画書」を提出しており、その中には「目標」「実施計画」「達成度・目標値」の欄を設けて、事後に予算執行の効果を分析し検証できる仕組みを設定している。【資料 5-5-12】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査では、外部監査法人による監査責任者及び監査従事者の最大 6 人、延べ 910 時間に及ぶ厳正な監査を受け、同監査法人が 3 か月ごとに実施する監事への監査内容報告会が行われ、監査上の連携を図る体制を整備している。また、監事は理事会（年 12 回開催）に毎回出席し、理事会の求めに応じ財務監査状況に関する意見を述べている。【資料 5-5-13】【資料 5-5-14】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の再確認を踏まえて外部研修並びに内部調整会等を行うとともに、学校法人の経営状況について、社会に一層わかりやすく説明する方策について検討する。また、会計監査に関する定期的な報告会に加えて、今後は必要に応じて意見交換会を設け、会計処理の適正性の維持と会計監査体制の更なる整備を図る。

【基準 5 の自己評価】

本法人は寄附行為に定める目的に従い、関係法令を遵守し、「学校法人国士舘中長期事業計画」に基づき使命・目的の実現への継続的努力を行い、環境保全・人権・安全等に配慮して適切に運営を行っている。

理事会を寄附行為に基づき本学における最高意思決定機関として位置付け、使命・目的

の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事会の運営、理事の選任、業務の分掌、事業計画の執行も適切に行っている。

定例学内理事懇談会をはじめ各種会議体で法人及び大学の意思疎通と連携を図り、意思決定を円滑にするとともに、相互チェックを機能させている。加えて、監事や評議員会の働きによりガバナンスが適切に機能している。

平成 27(2015)年度に策定した「学校法人国士舘中長期事業計画」に基づいて適切な財務運営を行っている。安定した学生生徒等納付金収入の確保や積極的な外部資金導入、学費の増額改定による収入増、当年度支出予算の対前年度マイナスシーリングなどの経費支出抑制により、収支バランスと堅固な財務基盤を確保している。

予算及び補正予算の編成、決算、予算執行などの会計処理は学校法人会計基準に準拠し、関連諸規程に基づき適正に実施している。会計監査の体制については、監査法人と監事が定期的に情報交換を実施するなど連携を図っており、監査の効率的な実施に向けて体制を整備している。

以上のとおり、本学では経営の規律と誠実性を維持し、理事会を適切に機能させ、管理運営の円滑化と相互チェックの体制を整え、安定的な財務基盤と収支バランスを確保し、適正な会計処理を行っており、基準 5 を満たしていると自己評価する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究の取組みに対して 3 年ごとに自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会が中心となっており、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、自己点検・評価に全学的に取り組む体制を構築している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】

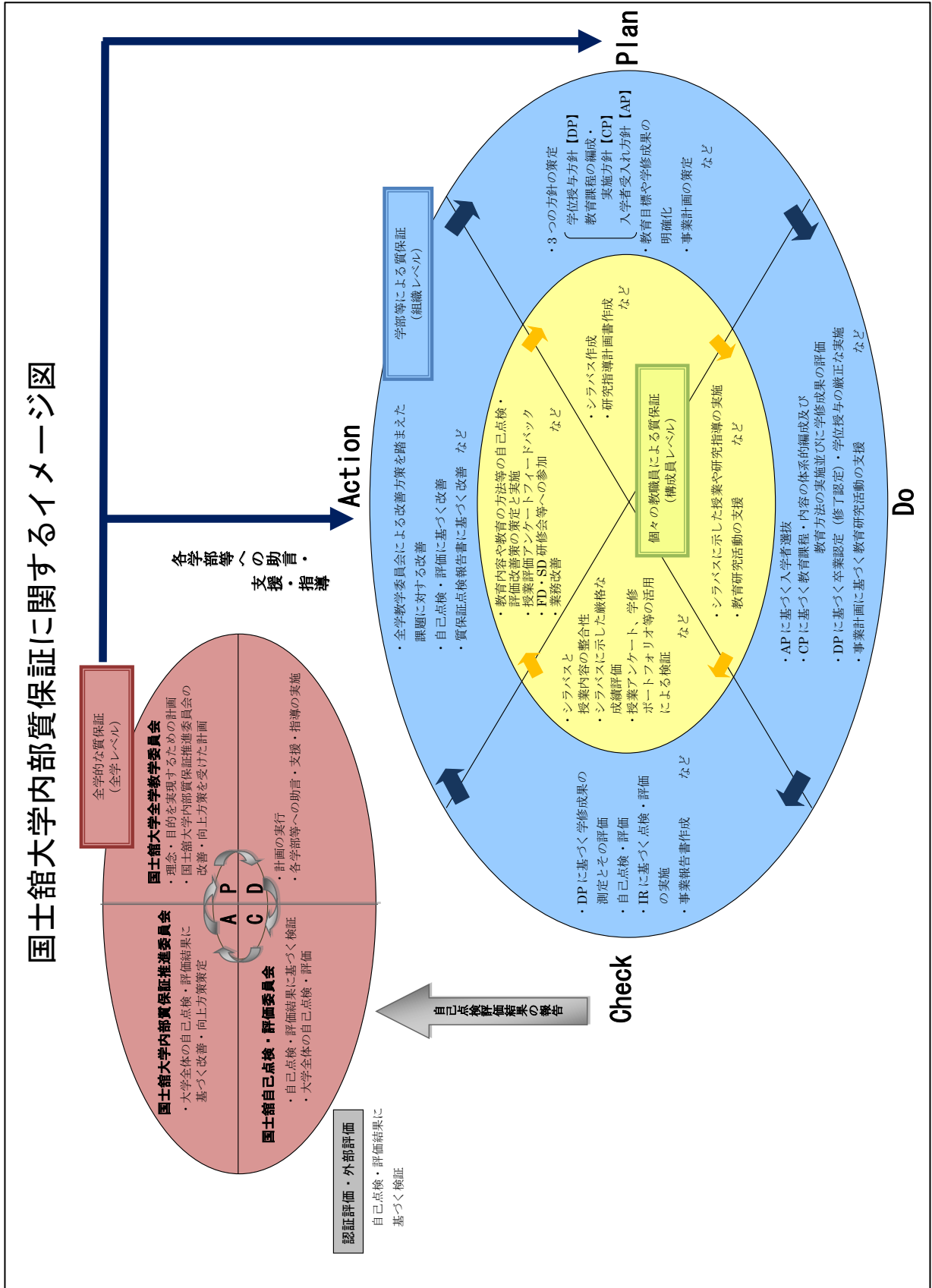
大学全体の内部質保証の体制及び内部質保証システムのあり方について継続的に検討を行い、内部質保証の方針及び手続き等を策定し、本学の諸活動に関する内部質保証を推進する組織として、平成 30(2018)年に「国士舘大学内部質保証推進委員会規程」を制定し、国士舘大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を組織した。内部質保証推進委員会は学長が指名する副学長を委員長、学長室長を副委員長とし、法人事務局長、教務部長、教務部事務部長、学長課長で構成している。この内部質保証推進委員会では、自己点検・評価等の結果をもとに課題の精査と具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することによって、PDCA サイクル等を適切に機能させ、本学の改革・改善を着実に推進することもその役割としている。【資料 6-1-5】

また、平成 30(2018)年に組織した全学教学委員会を活用し、教育改善に関する PDCA サイクルの確立に向け、特に諸活動の改善・向上への組織的取組みを強化することを企図している。この全学教学委員会では、内部質保証推進委員会が提言した改善・向上方策を審議・決定し、即時対応可能な改善策を実行するとともに、対応に時間を要する事項については次年度以降の継続的な改善計画の策定に反映させることを役割としている。【資料 6-1-6】

これら自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会、全学教学委員会がそれぞれ機能し、かつ相互に連携することで、恒常的に内部質保証の取組みを進めることができる体制になっている（【図 6-1-1】を参照）。

以上のとおり、教育の改善・向上に向けた PDCA サイクルを機能させるための組織体制は整備しているものの、内部質保証に関する大学の基本的な方針、内部質保証推進委員会や全学教学委員会の権限と役割、これらの委員会と学部・研究科等との役割分担、PDCA サイクルの運用プロセス等について学内に明示するまでには至っていない。引き続き内部質保証推進委員会で検討を進め、平成 31(2019)年度には学内外に公表・周知する予定である。

【図 6-1-1】 国士舘大学内部質保証に関するイメージ図



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関する大学の基本的な方針、内部質保証推進委員会や全学教学委員会の権限と役割、これらの委員会と学部・研究科等との役割分担、PDCA サイクルの運用プロセス等について、内部質保証推進委員会で検討を行った内容を学内会議体で周知する。その際、内部質保証に関する大学の基本的な方針については教職員全員に周知するとともに、ホームページに公表して学外にも周知を行う。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価の実施体制

本学は学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 1 条の 2 に、教育研究水準の向上を図り、本学の教育研究の目的及び社会的使命を達成するため、本法人の管理運営及び本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。また「国士館自己点検・評価委員会規程」には、自己点検・評価委員会が 3 年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表することを定めている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

「自己点検・評価委員会規程」に基づき法人関係事項について担当する法人部会と大学関係事項について担当する大学部会を置き、自己点検・評価委員会の策定した自己点検・評価の方針等に基づいて点検・評価を行い、その結果をまとめて委員会に報告することとしている。両部会は「国士館自己点検・評価委員会規程施行細則」に則り法人事務局長を法人部会長、教務部長を大学部会長とし、それぞれ関係する役職者を委員として構成している。部会では自己点検・評価の基本方針や評価の基準等に基づいて、組織的にそれぞれの役割における課題を掘り下げ、恒常的な改善・向上につなげている。そして自己点検・評価委員会は、全学的観点から法人・大学両組織におけるさまざまな活動の推進や作業の様子を捉え、自己点検・評価報告書にまとめている。【資料 6-2-4】

自主的・自律的な自己点検・評価の実施

自己点検・評価における基準については、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価」を行うため、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める 6 個の基準と 23 個の基準項目に対応して設定している。また、本学が個性・特色として重視している領域に関して独自の自己点検・評価項目として「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際交流」を設定しており、それぞれに基準項目及び評価の視点を設けて自己判定している。【資料 6-2-5】

平成 30(2018)年度の第 8 回自己点検・評価の実施に当たっては、基準項目の評価の視点ごとに対応関係を考慮して「部署別回答基準」を作成し、法人部会・大学部会の両部会で配付して自己点検・評価を依頼した。また、評価の視点ごとに日本高等教育評価機構が定める「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を参考に、大学独自の留意点を数多く例示した「自己点検・評価シート」を作成し、両部会で配付して自己点検・評価の作業を適切かつ効率的に進められるよう工夫した。学部、研究科等の各部局による自己点検・評価結果は FD 推進課で取りまとめて自己点検・評価委員会に報告し、学内で共有することとしている。さらに、学部、研究科等の各部局による自己点検・評価結果に基づき、全学的な観点から自己点検・評価報告書を作成しており、報告書の作成作業は FD 推進課が行い、自己点検・評価委員会及び法人部会・大学部会の委員が確認の上、自己点検・評価委員会承認している。【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

自己点検・評価結果から抽出された課題に関しては、内部質保証推進委員会で対応案、責任組織、期日等の具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を自己点検・評価報告書の「改善・向上方策（将来計画）」に記載することで、改善・向上活動に結び付ける仕組みを整えている。【資料 6-2-9】

自己点検・評価の透明性・客観性・公平性の確保

自己点検・評価に当たっては、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出している。また、同じく日本高等教育評価機構から示されたエビデンス集（データ編）の様式に則り、IR 課が必要なデータ等を毎年取りまとめており、これらのエビデンスに基づき自己点検・評価の透明性を高めている。【資料 6-2-10】

自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、平成 30(2018)年度に「国士舘大学外部評価委員会規程」を制定し、学外有識者等による「国士舘大学外部評価委員会」（以下「外部評価委員会」という。）を設置した。外部評価委員会は大学等の高等教育機関の教職員や本学の所在する地域の関係者（企業、都立学校等）から構成している。自己点検・評価を実施した翌年度に外部評価委員会による評価を実施することとしており、直近では平成 31(2019)年度に実施を予定している。【資料 6-2-11】

自己点検・評価結果の共有

本学では、3 年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。上述のとおり自己点検・評価委員会は法人部会、大学部会を置き、全学的に自己点検・評価に取り組んでいることから、自己点検・評価結果に関する教職員の共有度は高いといえる。

また、自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として、理事長、学長はじめ主要な役職者及び学部、研究科、事務組織等の組織に配付するとともに、ホームページに公開して学内外における共有を図り、社会に対する説明責任を果たしている。そのほか、新採用教職員研修の機会に報告書を配付し、新たな構成員とも本学の現状を共有するよう努めている。【資料 6-2-12】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備するため平成 27(2015)年 4 月から学長室内に IR を担当する職員を配置しており、平成 30(2018)年 4 月には学長室に IR 課を新設することで、上述の体制を強化した。【資料 6-2-13】【資料 6-2-14】

本学では日本高等教育評価機構から示されたエビデンス集（データ編）の様式に則り、IR 課（平成 29(2017)年度以前は FD 推進課）が必要なデータ等を取りまとめて毎年冊子を作成し、学内に配付している。

全学的な調査・データ収集として、昭和 63(1988)年から開始した「学生生活実態調査」を現在では 3 年ごとに実施しており、学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握している。直近の平成 30(2018)年度に実施した際には IR 課や教務課の職員が設計に加わり、学生の学習状況、学びの機会、授業への取組み、学修成果、成長実感等についても項目を設けた。実施対象も全学年に拡大し、「manaba」を用いた Web 上での調査を実施した。アンケート回収後に外部業者と協力して集計・分析を行い、調査結果は報告書に取りまとめて学内の各部署に配付するとともに、学内報告会を実施して共有している。【資料 6-2-15】

また、毎年度学期末に「授業評価アンケート」を実施している。このアンケートでは、授業方法や授業運営について選択式回答のほか自由記述欄を設け、学生から幅広く自由な意見を収集している。加えて、授業形態に応じて設問項目を変えており、授業実態をより正確に把握できるよう努めている。平成 30(2018)年度より対象を原則全科目へと拡大し、また従来のマークシート方式から「manaba」による Web 回答へ移行したことによって、例年より多くの科目の現状を把握できる環境を整備した。集計及び分析結果についても「manaba」を利用し、結果は各教員にフィードバックしているほか、全学教養教育運営センター運営委員会及び教務主任会においてアンケートの実施状況及び全体の集計結果を報告している。【資料 6-2-16】【資料 6-2-17】【資料 6-2-18】

外国人留学生に関しては、私費留学生を対象とする「留学生実態調査」を 4 年ごとに実施しており、直近では平成 29(2017)年に行った。アンケート集計結果は冊子に纏め、学内各部署に配付しているほか、学部長会等の主要会議において冊子を配付し、外国人留学生からの回答結果について考察し、課題を改善する契機としている。【資料 6-2-19】

キャリア形成支援センターでは、3 年生に対して進路登録カードによる進路希望調査を実施し、4 年生に対して進路届による進路決定状況調査を実施している。未提出者への対応として、学部と連携し学位授与式及び卒業式会場に特設ブースを設置し、全卒業生からの回収を目指している。なお、最後まで残った未提出者に対しては、個別に電話連絡等で 4 月下旬まで追跡調査を実施している。これらの調査により収集したデータを分析し、学生への就職支援事業の策定に反映させている。また、主な就職支援事業ではアンケート等を実施し、結果を分析することにより各事業の質の向上・改善に活用している。【資料 6-2-20】【資料 6-2-21】【資料 6-2-22】

以上のほかにも、学部、研究科等又は事務組織で現状把握のために必要な調査・データ収集をそれぞれ行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

第 8 回自己点検・評価の振り返りを行い、次の自己点検・評価（2021 年度実施予定）

に向けて実施方法の改善・向上（実施時期、留意点、評価シート、回答部署区分等の見直し）を図る。法人部会長及び大学部会長が中心となり事務局である FD 推進課と調整し、2021 年度早々に自己点検・評価を開始できるよう、平成 31(2019)年度に振り返りと課題の抽出を行い、2020 年度に第 9 回自己点検・評価の実施準備に反映する。

基準項目 2-2（学修支援）、2-6（学生の意見・要望への対応）、3-3（学修成果の点検・評価）の改善・向上方策で掲げた調査・分析の取組みについて、IR 課を中心にして確実に実行する。また、今回の自己点検・評価シートの記述を参考にして、学内の各組織が独自で行っている調査やデータ収集を IR 課が把握し、必要に応じてデータの共有及び調査やデータ収集における連携を進めていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、内部質保証の起点となる三つのポリシーについて、平成 29(2017)年 1 月に「三つの方針策定委員会」を設置し、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会から出された三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを参考にして、大学全体及び学部、研究科における三つのポリシーの見直し作業を行った。その際の基本方針として、本学の建学の精神、教育理念、教育指針、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に掲げる目的を反映した三つのポリシーとなるよう見直しを行うこととした。【資料 6-3-1】

自主的・自律的な点検・評価を行う自己点検・評価委員会、自己点検・評価の結果に基づき PDCA サイクル等を適切に機能させ内部質保証システムの構築とその推進を行う内部質保証推進委員会、全学的な教学に関する事項について検討する全学教学委員会といった形で、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映させる体制の構築を進めている。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】

また、自己点検・評価委員会及び全学教学委員会に学部長、研究科長が参加することで、学部・研究科における三つのポリシーに基づいた教育活動の検証及び改善・向上が行えるようにしており、内部質保証推進委員会は一連のプロセスが円滑に進むよう支援している。

内部質保証の仕組みを機能させるために自己点検・評価及び認証評価の結果を活用している。例えば、直近の自己点検・評価及び認証評価の結果に基づき、大学院の入学者確保に向けた取組みについて、平成 30(2018)年度に国土館教育総合改革検討委員会において大学院等改革計画策定プロジェクトを発足させ、定員未充足への対応を主に制度や施設の観点から検討し、同年 7 月に国土館教育総合改革検討委員会に答申した。これに先駆け、平成 29(2017)年度から 10 研究科合同の入試説明会を開催した。また、一部の学部で年間の

履修登録単位数の上限を 50 単位以上に設定していた点については、認証評価の結果を受けて速やかに見直しを図り、翌年度には上限を 50 単位未満に改定した。このように、評価の結果を改善に結び付けるという内部質保証の仕組みが適切に機能している。【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】

今後は、内部質保証推進委員会が自己点検・評価、認証評価及び外部評価の評価結果をもとに課題の精査と具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することによって PDCA サイクル等を適切に機能させ、本学の改革・改善を着実に推進する予定である。

内部質保証システムそれ自体の適切性及び有効性についての検証は、自己点検・評価を通して定期的に行うとともに、「国士舘大学内部質保証推進委員会規程」第 5 条に定めるとおり内部質保証推進委員会において体制、方法、プロセス等に関する協議を行うこととしている。これらの結果から内部質保証システムに課題が見つかった場合は、内部質保証推進委員会が中心となって内部質保証システムの改善・向上への取組みを行っていく予定である。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30 年度自己点検・評価報告書に掲げる改善・向上方策について、次回の自己点検・評価まで間に内部質保証推進委員会が毎年度適時進捗確認を行い、改善・向上方策が着実に実行されるよう支援する。

自己点検・評価の谷間の期間において、学部、研究科等における PDCA サイクルが適切に機能するよう支援する取組みを内部質保証推進委員会が行う。具体的には学部、研究科で三つのポリシーに沿った活動及び学修成果の把握に関する取組みの簡易的な計画の作成及び点検・評価を毎年度実施するよう依頼し、2020 年度の計画作成（平成 31(2019)年度末）及び点検・評価（2020 年度末）からの実施を目指す。

【基準 6 の自己評価】

本学では内部質保証を行うために自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会、全学教学委員会を設置している。これらの組織がそれぞれ機能し、かつ相互に連携することで、恒常的に内部質保証を進めることができる体制になっている。

自己点検・評価の実施体制を諸規程に基づき整備し、3 年ごとに自己点検・評価を実施して、部局ごとの自己点検・評価結果をもとに全学的な観点から「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、学内外に周知している。自己点検・評価の透明性・客観性・公平性を確保するために、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、外部評価を自己点検・評価の翌年度に実施することとしている。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として学長室に IR 課を置き、エビデンス集（データ編）の様式に則り毎年冊子を作成している。そのほか、「学生生活実態調査」等の各種調査やデータ収集を行っている。

自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会、全学教学委員会で三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを機能させる体制を構築しており、自己点検・評価委員会及び全学教学委員会に学部長、研究科長が参加することで学部・研究科における教育活動の検証及び改善・向上が行えるようになっている。自己点検・評価及び認証評価の結果に基づき

改善を行っており、内部質保証の仕組みは適切に機能している。

以上のおり、本学では内部質保証の組織体制を整備し、自己点検・評価を適切に実施し、内部質保証の機能性を確保しており、基準 6 を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1 社会連携・社会貢献活動の実施

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

A-1-② 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

本学の建学の精神は「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」であり、社会に貢献する人材の養成に努めている。また、平成 27(2015)年度から 5 年間で視野に入れて策定した「学校法人国士館中長期事業計画」において、大学の基本目標として「教育・研究成果を活かした地域・社会貢献活動を推進します」と示している。同じく大学の教育研究の計画には「地域貢献と国際交流を推進します。特に、地域の安心・安全を守る防災機能への支援を図ります」と示しており、防災活動を通して地域貢献を進める方針を掲げている。これら建学の精神及び「学校法人国士館中長期事業計画」はホームページ等に掲載し、学内外に周知を図っている。【資料 A-1-1】

社会連携・社会貢献に関しては学部、研究科、附置研究所等及び事務組織並びに教職員や学生がそれぞれで実施しており、全学的に取り組む体制を整備するには至っていない。今後一層積極的に社会連携・社会貢献活動に取り組むためには、社会連携・社会貢献活動に関する全学的な方針等を審議する会議体や、学内の社会連携・社会貢献活動を管理し地域・社会の依頼や要望と繋ぐ窓口となる事務組織などを整備していく必要がある。

A-1-② 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

災害に対する地域社会との連携

災害発生時に本学が防災拠点大学として地域と連携して災害対応を行うために、以下の取組みを行っている。

○平成 20(2008)年 3 月に世田谷区と「災害における協力体制に関する協定書」を締結し、一時的避難施設として提供することとした。平成 28(2016)年 2 月には世田谷区における地域防災力の向上に向けて見直しを行い、体育・武道館 1 階剣道場・3 階アリーナ、柴田会館 3 階研修室を提供することとしたほか、ボランティアマッチングセンターの設置場所を 34 号館サンクンガーデンと学生食堂とした。【資料 A-1-2】

○世田谷キャンパス近隣地域である若林町会と平成 21(2009)年 3 月に「震災時の活動支援に関する覚書」を締結し、震災などにより多大な被害が発生した場合、学生で組織する「避難誘導サポーター」が可能な限り区域の活動に協力することとしている。梅丘 2・3

- 丁目町会とは平成 24(2012)年 6 月に「震災等発生時の活動支援に関する覚書」を締結し、震災などにより多大な被害が発生した場合、学生で組織する「災害支援サポーター」が可能な限り区域の活動に協力することとしている。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】
- 世田谷キャンパス近隣の警視庁北沢警察署と平成 23(2011)年 2 月に「災害時における警察署代替施設としての利用に関する協定」を締結し、災害時に梅ヶ丘校舎の一部を北沢警察署代替施設として利用することとしている。また、多摩キャンパス近隣の多摩中央警察署とは平成 24(2012)年 4 月に「災害時における応急対策活動に関する協定」「災害時における飲料水提供に関する協定」を締結し、大規模災害に多摩キャンパスの使用可能な施設を多摩中央署代替施設として利用し、井戸水を飲料水として提供することとしている。【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】
 - 平成 28(2016)年 3 月には、世田谷区、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と「災害時における協力等に関する協定書」を締結し、平成 29(2017)年 9 月 16 日に一般区民、大学生を集め、災害ボランティアマッチングコーディネータ養成講座を開催した。【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】
 - 梅丘町づくりセンター主催の「梅丘地区防災訓練」を隔年で実施しており、平成 30(2018)年 9 月には本学学生が炊き出しボランティアとして参加した。【資料 A-1-10】
 - 平成 30(2018)年 5 月には北沢警察署が主体となり、小田急線世田谷代田駅でテロ対策応急救護処置訓練が実施され、小田急電鉄、防衛省、世田谷区役所が参加し、本学からは体育学部学生 19 人及び防災・救急救助総合研究所の職員が訓練に加わった。これらの実績等から警視庁が推進する「大規模災害の発生直後から自発的に地域防災のために行動できる学生の育成」を主たる目的として、平成 31(2019)年 1 月 30 日には、北沢警察署・世田谷警察署と本学の三者による災害時の「学生・語学支援ボランティアの育成等に関する協定」を締結した。【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】
 - 平成 30(2018)年 8 月には、本学の授業科目である「防災リーダー養成論実習」を受講する学生 90 人と、防災・救急救助総合研究所の職員、世田谷消防署、世田谷警察署、日本赤十字社東京支部、若林町会、世田谷ボランティア協会、小田急シティバス（株）、世田谷信用金庫など多数の参加者が集い、世田谷キャンパスで世田谷地域連携防災訓練(主催:本学、協力:世田谷区世田谷総合支所地域振興課)を合同で実施した。【資料 A-1-13】
 - 総務省消防庁からの「大学生の消防団への加入促進等について(依頼)」に基づき、団員の募集活動を行い、平成 30(2018)年 4 月より学生消防団を発足した。学内での防火・防災訓練(避難訓練)での活動を始め、本学の防災教育を活かして地域防災力の向上にも努めている。現在、登録学生は 20 人となっている。学生が消防団活動に参加することで学生自身にとって貴重な体験になるとともに、消防や地域防災に関心を持つことで卒業後においても消防団活動や自主防災組織活動などに参加し、地域防災の担い手となることが期待できる。【資料 A-1-14】
 - 消防庁町田消防署主催の春の火災予防運動の取組みの一環として、消防署と合同で平成 30(2018)年 3 月に消防演習を実施した。柔道部監督の鈴木桂治体育学部准教授が一日消防署長に就任し、自衛消防隊員による初期消火及び 119 番通報等を実演した。また、寮生 50 人が出火建物からの避難者となり訓練に協力した。【資料 A-1-15】

職場体験学習の受入れ

社会貢献の一環として中学生に職場体験の場を提供し、労働を通して若者の社会性や職業観などの育成を図ることを目的として、世田谷キャンパス及び町田キャンパスでは近隣の複数の中学校から職場体験のため毎年生徒を受入れている。また、世田谷区立弦巻小学校が社会科・総合的な学習を目的に実施する大学見学に対応し、毎年同校の3年生を世田谷キャンパスで受入れている（職場体験学習等の実績は【表 A-1-1】参照）。【資料 A-1-16】
【資料 A-1-17】

【表 A-1-1】 職場体験学習等の受入れ状況（直近3か年）

年度	キャンパス	受入校	受入部署及び期間	受入人数
2016	世田谷	世田谷中学校	図書館・情報メディアセンター (7月25日～7月27日)	3人
		梅丘中学校	国史館資料室(9月5日～9月7日)	3人
		松沢中学校	国史館資料室(9月13日～9月15日)	3人
		東深沢中学校	図書館・情報メディアセンター (9月13日～9月15日)	2人
		弦巻小学校(3年生)	総務課(6月16日)	24人
	町田	鶴川第二中学校	図書館・情報メディアセンター (9月12日～9月16日)	2人
		真光寺中学校		2人
		町田第一中学校	国際交流課(11月21日～11月25日)	2人
2017	世田谷	世田谷中学校	図書館・情報メディアセンター (7月24日～7月26日)	3人
		東深沢中学校	図書館・情報メディアセンター (9月5日～9月7日)	3人
		松沢中学校	国史館資料室(9月13日～9月15日)	3人
		梅丘中学校	国史館資料室(9月26日～9月28日)	2人
		弦巻小学校(3年生)	総務課(6月16日)	24人
	町田	鶴川中学校	図書館・情報メディアセンター (9月11日～9月15日)	2人
		堺中学校		2人
2018	世田谷	世田谷中学校	図書館・情報メディアセンター (7月23日～7月25日)	2人
		梅丘中学校	国史館資料室(9月10日～12日)	2人
		東深沢中学校	図書館・情報メディアセンター (9月19日～21日)	2人
		弦巻小学校(3年生)	総務課(6月14日)	32人
	町田	鶴川中学校	図書館・情報メディアセンター (9月18日～9月21日)	2人
		堺中学校		2人
		鶴川第二中学校	図書館・情報メディアセンター (1月21日～1月25日)	4人

学生の課外活動による社会貢献

地元町会や自治会と協働して大学周辺における美化活動「ルール・マナーキャンペーン」を年2回(春、秋)行っている。また、多摩地区清掃(スポーツ協議会指定クラブ)、梅ヶ丘駅周辺の清掃活動(パソコン倶楽部)のほか、平成30(2018)年度より清掃活動及びマナー推進活動への参加者を随時募集し、学生の自主的なボランティア活動を促している。

【資料 A-1-18】

警察署、消防署等から学生団体へのイベント等の参加依頼も多く、年間を通して各課外活動クラブがそれぞれ社会貢献を行っている。近年の例として、次の【表 A-1-2】ような活動が挙げられる。【資料 A-1-19】

地域イベント交流

本学の所在する近隣地域のイベントに大学として協力したり、課外活動クラブが参加したりするなどして交流を図っている（【表 A-1-3】参照）。【資料 A-1-20】

また、平成 29(2017)年には世田谷区民会館、若林公園周辺で実施した第 41 回せたがやふるさと区民まつりに施設提供を行い、後援団体としてイベントに協力した。【資料 A-1-21】

図書館の公開利用

社会貢献活動の一環として、地域住民の知的好奇心の充足や学習意欲へのサポート事業としての公開利用制度を展開し、中央・鶴川・多摩図書館をそれぞれ開放している。原則 20 歳以上の社会人であれば登録後に図書館資料を自由に利用することができ、図書の貸出や映像資料の視聴、レファレンスなど大学生とほぼ同等のサービスを受けられるため好評を博している。また、生涯学習センターアカデミア会員であれば、登録料無料で図書館を利用することが可能である。平成 29(2017)年度の公開利用登録者数は 697 人である。【資料 A-1-22】

地域や他大学との協定

埼玉県八潮市と平成 29(2017)年 3 月に包括的連携協定を締結し、「八潮市こども夢大学受け入れ」「防災マイスター育成」「スポーツ振興剣道大会模範演技」「市役所インターンシップ」「政策提言プレゼンテーション」等幅広い活動を行っている。【資料 A-1-23】

世田谷 6 大学コンソーシアム加盟校（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、東京都立大学、東京農業大学）と世田谷区との間で平成 29(2017)年 10 月に協定を締結し、「世田谷プラットフォーム」を形成した。「文化・芸術・教育」「地域活性」「産業」「国際化」「大学等の連携」の五つのビジョンを掲げ、それぞれ部会を構成して活動している。当該取組みは平成 30(2018)年度に文部科学省の補助事業「平成 30 年度私立大学等改革総合支援事業」タイプ 5「プラットフォーム形成」【発展型】に選定されている。【資料 A-1-24】【資料 A-1-25】

平成 30(2018)年 7 月には明治国際医療大学と包括的連携協定を締結し、「教育研究」「教職員研修」「単位互換」「学術交流」「防災教育推進」等の連携を行っている。【資料 A-1-26】

町田キャンパスのある町田市とは、「町田市と大学との連携に関する協定」を本学含む 14 大学で締結しており、上述の「町田市立中学校からの職場体験受け入れ」や学生による「近隣小学校での授業等サポート」「マラソン大会での救護活動、準備体操及び伴走の実施」「キャンプの支援・協力」「地域の夏祭り・餅つき大会・環境美化等への参加及び協力」等を行い、また町田警察署からの依頼で「特殊詐欺根絶対策 DVD」作成のため本学の演劇部が協力をするなどの取組みを行っている。【資料 A-1-27】

多摩キャンパスのある多摩市とは開かれた地域社会を志向し、相互の連携を通じて地域社会への貢献を図るため連携協定を締結し、「人的交流」「事業に関する相互協力」「協議に基づく連携事業」等により交流を行っている。【資料 A-1-28】

【表 A-1-2】 課外活動クラブの社会貢献活動への参加状況（直近 3 か年）

クラブ・サークル名	参加イベント等
チアダンス部エルブス	「痴漢撲滅キャンペーン」
	「防犯キャンペーン」
野球部、サッカー部、柔道部（男子）	「町田駅周辺地区環境浄化官民合同パトロール」
演劇部「馳遊」	「特殊詐欺根絶対策 DVD 作成協力」
吹奏楽部	「駅・電車内における痴漢、暴力等の犯罪撲滅パレード」での演奏
	「東京湾岸署交通安全のつどい・交通安全パレード」での演奏
	「世田谷警察署犯罪根絶スプリングキャンペーン」での演奏
吹奏楽部・国士舘大学混声合唱団	「都立光明特別支援学校」校外授業
古武芸杖道会	「梅夢フェスタ（梅ヶ丘商店街）」での演武
ボランティアクラブ	地域の各種防犯活動に積極的に取組んだとして東京都青少年・治安対策本部より感謝状を受贈

【表 A-1-3】 課外活動クラブの地域交流イベント参加状況（直近 3 か年）

年度	イベント名及び主催	協力団体及び期間
2016	鶴川 de ウォーキング（鶴川地区協議会）	鶴川硬式庭球同好会（5月29日）
	鶴川三団地自治会・商店街合同夏祭り	鶴川ソフトテニス同好会（7月30日）
		柔道部（女子）（7月31日）
	サマーキャンプ（町田市青少年健全育成鶴川第三地区委員会）	鶴川硬式庭球同好会（8月22日～23日）
	鶴川 4 丁目富士見会 歳末もちつき大会（鶴川 4 丁目富士見会）	硬式野球部（12月11日）
	新春親子マラソン大会（青少年健全育成鶴川第三地区委員会）	陸上競技部 駅伝（男子）（1月7日）
もちつき（公団住宅鶴川団地自治会）	柔道部（女子）（1月29日）	
2017	鶴川三団地自治会・商店街合同夏祭り	柔道部（女子）、鶴川ソフトテニス同好会（7月29日）
	鶴川 5 丁目町内会夏祭り	柔道部（男子）（8月26日～27日）
	サマーキャンプ（町田市青少年健全育成鶴川第三地区委員会）	体育学部こどもスポーツ教育学科（8月21日～22日）
	鶴川 4 丁目富士見会 歳末もちつき大会（鶴川 4 丁目富士見会）	硬式野球部（12月3日）
	新春親子マラソン大会（町田市青少年健全育成鶴川第三地区委員会）	陸上競技部 駅伝（男子）（1月6日）
	もちつき（公団住宅鶴川団地自治会）	柔道部（男子、女子）（2月11日）
2018	鶴川三団地自治会・商店街合同夏祭り	鶴川ソフトテニス同好会（7月28日）
	サマーキャンプ（町田市青少年健全育成鶴川第三地区委員会）	体育学部こどもスポーツ教育学科（8月22日～23日）
	鶴川 5 丁目町内会夏祭り	柔道部（男子）（8月25日～26日）
	新春親子マラソン大会（町田市青少年健全育成鶴川第三地区委員会）	陸上競技部 駅伝（男子）（1月19日）
	もちつき（公団住宅鶴川団地自治会）	柔道部（男子、女子）（2月10日）

生涯学習センターによる地域貢献

当センターでの社会連携・社会貢献に関する取組みとして①「せたがや e カレッジ」への参加、②「世田谷区シニアスクール」講演会への講師派遣、③「多摩センター地区連絡協議会」事業への協力を実施している。

①は世田谷区 6 大学（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学）と世田谷区教育委員会と協働でインターネットの WEB サイトに参加し、本学の知的資産を提供し、生涯学習の実現に取り組んでいる。平成 30(2018)年度には防災・救急救助総合研究所の山崎登教授の講義「災害情報が命を救う」を公開した。【資料 A-1-29】

②は教育施設の開放と合わせて年間 8 回（7 学部及び 1 附置研究所）講演会講師を派遣し、本学の知的資産を提供している。【資料 A-1-30】

③は、年間 3 件（「ガーデンシティ多摩センターこどもまつり」「多摩よこやまの道ウォーキングフェスティバル」「ハロウィン in 多摩センター」）の事業に生涯学習センターが窓口となり防災・救急救助総合研究所、体育学部、陸上競技部や吹奏楽部、JPTECK 研究会がそれぞれ協力している。【資料 A-1-31】

学部、研究科による教育研究成果の社会への還元

政経学部では、政経学会主催の社会連携プロジェクト「政策提言プレゼンテーション大会」を埼玉県八潮市で開催し、地域社会との連携による社会貢献の取組みを実施している。

【資料 A-1-32】

体育学部では、東京マラソンに関して第 1 回よりスポーツ医科学科の学生及び卒業生や教員などで構成する「モバイル AED 隊」を駆使したマラソン救護に協力し、安全な大会運営に寄与している。また、大学の施設開放による社会貢献として、生涯学習センターの各種スポーツ教室に活動場所を提供したり、陸上競技場は公式の記録会開催場所として提供したりしている。【資料 A-1-33】

法学部では、法に基づいてトラブルを解決する法化社会の進展に備えるため、平成 30(2018)年 3 月に世田谷区立弦巻小学校の 6 年生約 120 人を対象に、地域貢献事業のひとつとして「法教育支援」を行い、模擬裁判など法教育の展開に積極的に協力した。また、同年 12 月には本学と埼玉県八潮市が取組む連携事業「八潮こども夢大学」により「模擬裁判体験」を開催し、八潮市内の小・中学生 18 人と保護者ら合わせて 27 人が参加した。

【資料 A-1-34】【資料 A-1-35】

経営学部では、学生による社会貢献として専門ゼミナールにおいて「FT アントレゼミ」が行っている「せたまち研究会（せたがやまちなか研究会）」がある。この研究会は平成 24(2012)年に発足し世田谷区内の 7 大学が集まり、それぞれの大学の関連するゼミにおいて行っている研究であり、商店街や地域産業等の活性化を目指した研究及びその成果発表等がなされている。これら研究及び成果発表については、世田谷区の商店街の理事長をはじめ、地域に根付いている方々へのインタビューを実施し、成果発表会の場において地域活性化に資する研究成果をフィードバックしている。また、平成 27(2015)年より、地域に密着した活動として若林中央商店会と FT アントレゼミがコラボして物産展を定期的で開催している。【資料 A-1-36】

政治学研究科では、地方自治体との社会連携の一環として、本学と包括的連携協定を結

んでいる埼玉県八潮市のほか、埼玉県及び千葉県鎌ヶ谷市の将来を担っていく若手職員を中心として、人口減少に伴う地方自治システムの変化にどのように対応していくべきかを検討する研究交流会「21世紀システム研究交流講座」を2、3か月に1回の頻度で開催し、2年間をかけて研究報告書になるよう運営している。この研究交流会では、自治体の現場の課題と公共政策論や行動公共政策論で研究されている手法の有効性の検討や開発を目指して、相互の研究交流を進めている。【資料 A-1-37】

総合知的財産法研究科は公開講演会（平成 29(2017)年 9 月）、あるいは特許等に関する無料相談会などを定期的に開催し、学界や地域との交流のための取組みを行っている。

イラク古代文化研究所による研究成果の社会への還元

イラク古代文化研究所では、町田キャンパスに鶴川図書館及び研究室があり、また梅ヶ丘キャンパスに資料展示室があるため、これらを活用して社会貢献を果たしている。研究所及び鶴川図書館には国内でも有数の西アジア関係の書物が揃っており、問い合わせなどに対しては常に対応している。梅ヶ丘の展示室では年 2 回以上の展示会及びギャラリートーク、ミニ講座等を開催し、地域社会に研究成果を還元している。

平成 30(2018)年度は特別展『甦りし天使たち～ベツレヘム聖誕協会修復事業の軌跡～』と企画展『古代中近東の文字を知ろう！～ヒエログリフとくさび形文字の世界』を実施した。また特別展に伴い、ピアチェンティ社の修復士であるマッテオ・ピアチェンティ氏の特別講演会を実施、また企画展では「ヒエログリフ」と「くさび形文字」の 2 回のミニ講座と「古代文字の体験教室」を 4 回開催した。展示室の来館者数、講座等への参加者数は常にデータを取得し、社会的要請の度合いを把握するなど、展示室改善のために利用している。【資料 A-1-38】

教員の学外社会貢献活動として、依頼された講演を行うほか、世界遺産登録などのための専門的助言者として多数の自治体等の委員を務めるなど、社会の要請に応じた活動も実施している。ヨルダン、イラクなど、関係機関との交流も深く、イラク考古遺産庁から託されたニムルドの織物の調査研究を終えたため、平成 31(2019)年にはそれらを展示できる形に整え、イラク大使館を通じてイラク文化庁への返還準備も進めている。

防災・救急救助総合研究所による研究成果の社会への還元

本学は地域防災拠点として、災害が発生した際には大学と近隣自治体（本学の場合は、警察、消防、区役所や市役所）や町内会等が協力して復興・復旧活動にあたることに加え、平時には防災・救急救助総合研究所の所属教員が行う防災リーダー養成教育を学生と地域住民が一体となって学ぶ場を提供している。また、自治体だけでなく大学周辺に所在する企業等が果たす役割も地域社会においては大きいため、企業と共同した総合防災訓練にも防災・救急救助総合研究所のメンバーを中心に参加しており、詳細を以下に記す。

①本法人と世田谷区と社会福祉法人世田谷ボランティア協会との三者間で締結した「災害時における協力等に関する協定書」に基づき、災害における拠点として施設を開放し、避難者の支援、支援物資の受入と災害ボランティア活動を三者で実施している。

②本法人が町田市社会福祉法人施設等連絡会と締結した「震災発生時の活動支援に関する覚書」に基づき、災害時に災害支援サポーターとして施設利用者の救護活動や搬送支援、

避難所運営等を協力することとしている。【資料 A-1-39】

③若林町会、世田谷警察、世田谷消防署、日本赤十字社、東急バス、小田急シティバス、世田谷信用金庫等と連携し、世田谷地域連携防災訓練を実施している。

④小学校・中学校・高等学校それぞれの生徒、地域住民や民間企業の社員に対して、減災教育や応急手当等の講習会を年間約 100 件実施している。

⑤国立国際医療研究センター病院や日本赤十字病院、医療機関や海上保安庁の災害訓練に協力している。

⑥東京マラソンをはじめ、各地で開催されている市民マラソン、トレイルマラソン、少年サッカー大会、興行イベント等の学外からの依頼により救護活動を年間約 60 件実施している。

⑦学生による災害ボランティア活動を東日本大震災以降の過去 6 年間で計 10 ヶ所実施している(平成 23(2011)年東日本大震災、平成 24(2012)年茨城県つくば市における竜巻被害、平成 25(2013)年伊豆大島の土砂災害、平成 26(2014)年広島県広島市の土砂災害、平成 27(2015)年茨城県常総市の豪雨災害、平成 28(2016)年熊本地震、岩手県岩泉町の浸水被害、鳥取県中部地震災害、平成 30(2018)年島根県西部地震、西日本豪雨で被害を受けた愛媛県・岡山県)。【資料 A-1-40】

以上のような取組みに加え、防災・救急救助総合研究所における教育研究成果を知識、技術等の形で社会に還元するため、毎年防災シンポジウムを実施するとともに、刊行物や映像をホームページに掲載している。【資料 A-1-41】【資料 A-1-42】【資料 A-1-43】【資料 A-1-44】【資料 A-1-45】【資料 A-1-46】【資料 A-1-47】

ウエルネス・リサーチセンターによる研究成果の社会への還元

ウエルネス・リサーチセンターでは多摩市からの委託を受け、超高齢化社会に直面している多摩市の高齢者対策の一助としてフレイル予防事業の実施とその分析・検証を行い、健康体力づくり、維持・管理等を行っている。平成 30(2018)年度には多摩市内のコミュニティセンターや自治会館、スポーツ施設など 30 か所において、多摩医師会、多摩歯科医師会、地域包括支援センターと連携して市内 65 歳以上の高齢者 600 人以上を対象に実施した。【資料 A-1-48】

また、世田谷区教育委員会や多摩市教育委員会等の共催を得て、子どもたちの自然体験教室や野外活動等も行っている。平成 30(2018)年度に実施した沖縄自然体験教室(夏休み期間:16 日間、春休み期間:6 日間)では、世田谷・多摩地域から 65 人の児童が参加し、本学学生ボランティアや卒業生ら 26 人がスタッフとして参加した。ほかにも、多摩市内 2 校の小学校と連携し、学校内での宿泊活動行事として 2 泊 3 日の自然学校(避難所生活体験含む)を開催し、60 人以上の児童に対し 30 人の本学学生ボランティアらが指導を行った。平成 19(2007)年より継続している多摩市教育委員会受託事業「大谷戸プレーパーク TAMA」は、毎月第 2・第 4 土曜日に地域の子どものとその保護者を対象に、平成 30(2018)年度も年 24 回程度開催している。毎回 50 人程度の参加者に対し、資格を有するスタッフ及び学生ボランティア 2 人以上を配置し指導・支援を行っている。例年 1,000 人を超える多摩市民が参加する活動となっている。【資料 A-1-49】【資料 A-1-50】【資料 A-1-51】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会連携・社会貢献に全学的に取り組む体制を整備するため、①社会連携・社会貢献活動に関する全学的な方針の検討、②学内の活動状況の把握及び管理、③地域・社会の依頼や要望と本学を繋ぐ総合窓口機能—を生涯学習センターの業務に加えることについて、2021年度までに規程等の見直しも含めて検討する。

【基準 A の自己評価】

本学は建学の精神と使命・目的に沿って教育・研究成果を活かし地域・社会貢献活動を推進している。高等教育機関としての社会的責務を果たし「地の拠点」として地域の期待に応えるべく、教職員・学生による地域・社会貢献、本学の教育研究施設を活用した地域・社会貢献、学部、研究科、附置研究所等による教育研究成果の社会への還元など、様々な活動を積極的に行っている。特に防災活動を通じた地域貢献に力を入れており、災害発生時に本学が防災拠点大学として地域と連携して災害に対応できるよう地域との協定締結や防災訓練等の取組みを行っている。また、頻発する大規模災害において被災地に教職員と学生による災害ボランティアを派遣し、災害救護や医療支援などの活動を行っている。

以上のとおり、本学では社会連携・社会貢献活動と教育研究成果の社会への還元を適切に行っており、基準 A を満たしていると自己評価する。

基準 B. 国際交流

B-1 グローバル化の推進と国際交流

B-1-① 大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定

B-1-② 大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備

B-1-③ 学生の留学促進に向けた取組み

B-1-④ 海外の大学や機関との交流等

B-1-⑤ 地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定

教育・研究のグローバル化に対応するため、本法人及び本学の国際交流に係わる基本的方針を策定し、その実施における総合調整を行う国際交流政策会議（以下「政策会議」という。）を設置している。【資料 B-1-1】

政策会議は、平成 19(2007)年 7 月に本学の国際戦略としての国際ビジョンを検討する「国際ビジョンワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループは 6 回の審議を行い平成 20(2008)年 3 月に「国士舘大学の国際化に対するビジョンについて（答申）」を政策会議に答申した。答申後には政策会議の委員により同ビジョンの更なる検討を行った。【資料 B-1-2】

平成 21(2009)年 1 月には国際ビジョン検討会が「国士舘大学国際ビジョン（案）～創立 100 周年に向けて～」を作成し、「①グローバル化に向けた国際連携教育②ダイナミックな国際研究交流③地域に拓かれた国際交流の拠点作り」について提案した。同年 7 月に開催した政策会議では答申された国際ビジョン（案）を実現するための各目標について計画を立案し、実現可能な計画を政策会議で審議することとした。【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

以上の国際交流に係わる基本的方針は政策会議の中で共有されたものの、学内外に周知するには至っていない。当時から 10 年近くが経過していることから、現在の社会状況を踏まえて大学のグローバル化を推進するための全学的な方針を改めて策定し、学内外に周知していく必要がある。

B-1-② 大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備

大学のグローバル化推進の体制

教育・研究のグローバル化に対応するため、本法人及び本学の国際交流に係わる基本的方針を策定し、その実施における総合調整を行う政策会議を設置しており、学長を議長とし、法人と教学の役職者や各学部長等を委員として構成している。政策会議では、本学の国際化と国際交流の推進に係る基本方針、外国人留学生の受入れ・支援に係る基本方針、本学学生の海外留学・支援に係る基本方針の策定とそれらの運用に関する事項を審議する。

政策会議が策定した基本方針に基づき、本学の教育研究における国際交流、外国人留学生受入れ及び支援並びに本学学生等の海外留学支援を推進するため国際交流センターを設

置し、事務組織として国際交流課を置いている。また、国際交流センターの業務を円滑に遂行するため、各学部等から選出された委員で構成する国際交流委員会を置き、国際交流センターが行う恒常的な業務（国外の大学等との交流、外国人留学生支援、本学教職員及び学生の海外留学支援、国際交流に関わる連絡調整、留学生支援に関わる連絡調整、海外事務所の運営など）について審議している。【資料 B-1-5】【資料 B-1-6】

国際交流に係わる基本的方針やその実施における調整事項は、政策会議の構成員である学部長等や国際交流委員会の構成員である各学部等の委員により教授会等で共有し、学部、研究科等が協力して全学的に実施する体制を構築している。

外国人留学生の受入れ

外国人留学生の受入れは、21世紀アジア学部を中心にそれぞれの学部、研究科で行っており、大学全体として500人弱の外国人留学生を受入れている。【資料 B-1-7】

スポーツ医科学科を除くすべての学部・学科で平成31(2019)年度の外国人留学生入学試験出願資格を定めており、該当する者をⅠ期及びⅡ期の入学試験で面接や口頭試問、小論文等によって選考している。また、21世紀アジア学部では日本国外在住外国人留学生入学試験及び協定校である大連外国語大学と上海対外経貿大学にて日本国外在住外国人留学生協定編入選抜入学試験を実施している。【資料 B-1-8】【資料 B-1-9】【資料 B-1-10】

大学院では、すべての研究科（修士課程及び博士課程）において平成31(2019)年度春期の入学試験で、そしてグローバルアジア研究科では秋期の入学試験でも出願資格を定めており、該当する者をⅠ期及びⅡ期、Ⅲ期（経営学、工学、法学、人文科学を除く）の入学試験で専門科目や面接、口述試験、小論文等により選考している。全ての試験区分で受験できるが、出願書類として在留状況調査票を提出することとしている。【資料 B-1-11】

日本語教育科目等の配当

学則第44条に外国で教育を受けた学生に対する履修の特例を規定し、必要があると認めるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができることとしている。【資料 B-1-12】

外国人留学生の受入数が多い21世紀アジア学部では、言語コミュニケーション科目に「基礎日本語」「実用日本語」「応用日本語」を開設し、外国人留学生には「基礎日本語」「実用日本語」を必修としている。また、「海外語学研修」の代替科目として「日本研修」（選択必修）を開設している。そして、外国人留学生が日本で生活する上で役に立つ事柄を学ぶ「日本生活入門」を選択科目として開講している。【資料 B-1-13】

21世紀アジア学部を除く全学部で、「アカデミック日本語」「ビジネス日本語」「日本語スキルアップ」を配当し、それぞれの日本語能力に合わせた履修ができるよう配慮している。また、総合教育科目に「日本事情」を配当し、日本の歴史、日本の現代文化、近代日本の歩み、日本の国際化、自然環境及び地方地誌を学べるようにしている。【資料 B-1-14】

大学院においては、政治学研究科と経済学研究科の修士課程に特修科目として「文献講読（日本語）」、政治学研究科博士課程に特修科目として「文献研究（日本語）」を配置、グローバルアジア研究科では21世紀アジア学部で開設している日本語科目を学べるようにしている。【資料 B-1-15】【資料 B-1-16】

外国人留学生に対するサポート体制

国際交流センターに現在（5月1日）、専任職員7人、派遣職員3人、計10人の職員を配置しており、世田谷キャンパスに通学する外国人留学生のために6人、町田キャンパスと多摩キャンパスに通学する外国人留学生のために町田キャンパスに4人の職員を配置している。国際交流センター職員は各学部教員、教務課及び各学部事務課職員と連携して、外国人留学生の修学及び生活のサポートに当たっている。

外国人留学生の生活サポートとして在留資格、奨学金、イベント参加支援、宿舎の支援、留学生会の支援を行っている。在留資格、奨学金等の重要事項については春期授業開始前にオリエンテーションを行い、法令・文化・マナーの違い等に関する啓発を行っている。また、毎年外国人留学生に必要な情報をまとめた「留学生手帳」を作成し、外国人留学生全員に配付している。【資料 B-1-17】

外国人留学生の経済的サポートとして、経済的困窮者で学業ともに人格が優秀な外国人留学生に対する独自の奨学生規程を定め、支援している。【資料 B-1-18】

また、外国人留学生が留学目的を達成することができるように、所属学部又は研究科と連携し在留資格に相違ない修学条件を遵守するよう注意喚起を行っている。

外国人留学生に対する就職支援は、キャリア形成支援センターによる外国人留学生就職対策講座を世田谷キャンパス及び町田キャンパスで年2回実施している。外国人雇用サービスセンターのジョブサポーターの協力を得て、日本の就職活動の方法やポイントを解説した上で、日本で働く意義、心構え、問題点等を参加者でディスカッションし共有している。また、卒業が迫った4年次末には、進路届未提出者や未内定者に対し面談を行って就職活動状況を把握し、未内定者には外国人留学生受入れ企業を紹介している。そのほか、3年生及び4年生の外国人留学生に対して日本での就職活動の方法やビジネスマナー等のアドバイスや、日本企業の雇用条件、在留資格審査、国内やグローバル採用等の採用状況等についての解説を、国際交流センターが実施するオリエンテーションにおいてキャリア形成支援センター職員が行っている。【資料 B-1-19】

外国人留学生の学生生活の状況を把握するために4年ごとに「留学生実態調査」を実施し、調査結果を報告書にまとめて関係部局に配付し、外国人留学生を指導する上での資料としている。また、国際交流委員会において「留学生実態調査」の結果報告を行い、更なる支援の充実にフィードバックしている。さらに、平成30(2018)年12月には文部科学省及び入国管理局の担当者を講師とした「留学生受入れセミナー」を実施するなど、学内教職員の意識啓発に努めている。【資料 B-1-20】【資料 B-1-21】

B-1-③ 学生の留学促進に向けた取組み

海外に積極的に目を向ける学生の「学ぶ意欲」に応えるため、海外協定校・研修校を活用した柔軟な留学制度を設けている。本学における留学制度は「国士舘大学留学規程」「国士舘大学留学規程施行細則」に定めており、交換留学、認定留学、短期留学（海外研修）の3種類の制度のほか、休学による留学がある。【資料 B-1-22】【資料 B-1-23】

交換留学制度

本学の交換留学制度は「国士舘大学留学規程」「国士舘大学留学規程施行細則」「国士舘

大学交換留学生受入れ規程」の定めにより、本学と海外協定校との間で調印している「交換留学協定」に基づいて全学部同様に実施している。平成 30(2018)年 5 月 1 日現在での「交換留学協定」締結校は、中国や台湾、韓国をはじめ、モンゴル、ベトナム、インドネシア、ドイツ、ミャンマー、ロシア、ブルガリア、タイ、アメリカ、フィリピン、ハンガリー、キルギス、カザフスタンの海外 33 大学であり、本学学生を交換留学生として 1 年間外国留学へ派遣すると同時に、外国の大学等から本学への交換留学生を受入れている。実績として、平成 28(2016)年度の受入れ人数は 22 人、派遣人数は 12 人、平成 29(2017)年度の受入れ人数は 25 人、派遣人数は 18 人、平成 30(2018)年度の受入れ人数は 17 人、派遣人数は 11 人であった。また、学生からの願い出により教育研究上特に有益と判断された場合、修業年数への算入はできないが所定の手続きを経て 1 年を限度として留学期間を延長することが可能となっている。留学先大学において取得した単位は、学部生は 60 単位を、大学院生は 10 単位を上限として所定の審議を経て認定されるほか、交換留学中の留学先大学での学費は全額免除され、本学での学費のうち授業料も半額免除される。交換留学期間は卒業に必要な在学期間に算入されるため、留学しても定められた修学年数で卒業することが可能となっている。【資料 B-1-24】【資料 B-1-25】【資料 B-1-26】【資料 B-1-27】【資料 B-1-28】

認定留学制度

本学に在籍しながら当該学生が希望する海外教育機関（交換留学先大学以外でも可）に留学する制度であり、期間は原則として 1 年間であるが学生からの願い出により教育研究上特に有益と判断された場合、修業年数への算入はできないが所定の手続きを経て 1 年を限度として延長することが可能となっている。留学先大学において取得した単位は、学部生は 60 単位を、大学院生は 10 単位を上限として所定の審議を経て認定される。なお、認定留学は留学先大学から入学許可を受けた学生が対象となり、教授会等の承認を得る必要がある。学費については留学先大学及び本学ともに全額自己負担となるが、認定留学期間は卒業に必要な在学期間に算入されるため、定められた修学年数で卒業することが可能となっている。【資料 B-1-29】

短期留学（海外研修）制度

夏季又は春季休暇中にカナダ・アメリカ（ニューヨーク・カリフォルニア）・オーストラリア・中国・韓国で短期留学（海外研修）を約 1 か月実施している。研修先での成績については、海外研修校からの成績通知に基づき「海外演習（英語・中国語・韓国語）」として 2 単位を認定し、卒業要件単位に算入している。ただし、オーストラリア及びアメリカ（カリフォルニア）研修は春季休暇期間中に実施されるため、4 年次に参加しても卒業要件の単位としては認定されない。【資料 B-1-30】【資料 B-1-31】

21 世紀アジア学部では「海外語学研修」を必修としており、夏休みや春休みに履修した言語が使われている国での約 1 か月の研修を、短期の海外留学として学生全員が経験する制度を設けている。【資料 B-1-32】

休学による留学

上記以外の方法で留学をする場合は、「休学願」を提出し学長に許可を得て留学する必要があり、留学先大学については当該学生が希望する海外教育機関とし、留学期間については学則第 18 条及び「学籍管理規程」第 7 条に基づく休学可能期間とし、原則として留学先で修得した単位は本学では認められない。また、学費に関しては「国士舘大学納入金規程」第 6 条に基づき年間休学 2 万円又は半期休学 2 万円となっている。休学による留学の期間は卒業に必要な在学期間に算入されない。【資料 B-1-33】【資料 B-1-34】

留学の促進のためにホームページや毎年作成する「海外留学ガイドブック」を活用している。また、プログラム別の留学説明会（ガイダンス）を世田谷、町田、多摩の 3 キャンパスで実施し、本学の留学制度と実施状況を説明している。平成 30(2018)年度は年間計 22 回行い、延べ 228 人の学生が参加し、交換留学 11 人、海外研修 103 人が留学した。【資料 B-1-35】

海外留学する学生へのサポート

留学に際しては、安全かつ安心な海外生活を送ることができるよう国際交流センターによるサポートを行っている。留学前には特に危機管理についての啓発を行い、外務省海外渡航登録サービスへの登録の徹底、テロなどの不測の事態からホームシックや派遣地域特有の疾病に関するオリエンテーションまで、きめ細かに指導を行っている。さらに、外務省海外安全ページにおいて危険レベル 1 以上に指定されている地域への学生派遣については、理事長を議長とする「総合安全会議」での承認を経て派遣を決定している。留学中の学生に事件、事故等の対処が必要な事案が発生した場合に備え、協定校その他関連する部門と連携して対応できる体制を整えている。【資料 B-1-36】

交換留学では派遣先大学への留学申請手続き支援に加え、出発前オリエンテーションでビザ申請、保険等の手続き支援を行っている。留学期間中は毎月 10 日頃までに留学状況（学習、生活、健康状態等）を国際交流センターに E メールで報告することにしており、学生の留学状況の把握に努め、必要に応じて相談や指導を行っている。また、3 か月ごとに学習状況報告書を提出させて学習面における状況を確認し、必要に応じて相談や指導を行っている。留学終了時には留学修了届を提出させ、帰国後は成果報告と情報共有のため交換留学（派遣）報告書の提出を義務付けている。【資料 B-1-37】【資料 B-1-38】【資料 B-1-39】

短期留学（海外研修）では出発までに 2 回のオリエンテーションを実施し、留学期間における危機管理や留学に伴うビザ等の手続きを支援している。また、それぞれの短期留学（海外研修）には職員等が 7 日から 10 日間同行し、学生が留学先でスムーズに留學生活を開始できるよう支援している。帰国後には帰国後報告会を開催して研修期間の振り返りを行っている。【資料 B-1-40】【資料 B-1-41】

B-1-④ 海外の大学や機関との交流等

学術交流協定の締結

本学では海外の教育・研究機関との人材交流、研究交流を発展させるために、世界各国の大学等と学術交流協定を締結している。学術交流協定の種別は大学間協定（包括協定）

及び特定部局による部局間協定に大別され、更に交換留学協定等の個別協定を結ぶ構造となっている。平成 30(2018)年 5 月 1 日現在では、世界 23 개국 1 地域 48 大学 3 研究機関と学術交流協定を結んでいる。大学間協定は 44 校、部局間協定は 7 校（海外研修実施に関する協定のみを大学を含む）、交換留学協定は 33 校と締結しており、学生・教員の相互交流・研究を行っている。【資料 B-1-42】

協定に基づく交流

学術交流協定に基づき、平成 30(2018)年度は交換留学生を 17 人受入れ、交換留学生を 11 人、海外研修（短期留学）参加学生 103 人を派遣した。また、中国の大連外国語大学及びキルギス国立ビシュケク人文大学と協定を結んでおり、それぞれにサテライトキャンパスを置いている。【資料 B-1-43】【資料 B-1-44】

「国士舘大学国際大学交流セミナーに関する内規」に基づき、毎年「国士舘大学国際大学交流セミナー」を募集している。本学と学術交流協定を締結している海外協定校との交流を推進するため実施される本セミナーは、派遣（本学学生及び教員を、海外の協定校へ派遣して実施する）及び受入れ（協定校の学生及び教員を、本学へ招き実施する）に区分され、平成 30(2018)年度には中国、台湾、タイにおいて 4 件の協同プログラムを実施した。

【資料 B-1-45】【資料 B-1-46】

21 世紀アジア学部では「海外語学研修」を必修としており、夏休みや春休みに履修した言語が使われている国での約 1 か月の研修を実施している。この研修は海外協定校に依頼し、外国語の授業だけでなく文化体験・理解のための催しや宿泊・日常生活の配慮に至るまでサポートを受けている。また、海外協定校の一つである大連外国語大学では、学生が 2 年半留学を行う「グローバルビジネスプログラム」を実施し、学生の中国語修得や中国理解に大きな成果を上げている。大連外国語大学・上海対外経貿大学とは協定編入学試験を行っており、大学 4 年間のうち 2 年間で日本で学びたいという学生の希望に応じている。

【資料 B-1-47】【資料 B-1-48】【資料 B-1-49】

スポーツ・システム研究科では、平成 30(2018)年 5 月 30 日にドイツのコブレンツ・ランダオ大学スポーツ科学研究所と交流協定を締結して、研究交流を実施している。【資料 B-1-50】

海外協定校以外との国際交流

体育学部武道学科の 3 年次に「海外武道実習」を開講している。「海外武道実習」では武道による国際交流を目標に、世界各地で日本武道の受入れ方・普及の仕方等を体験し、国際感覚を醸成し、国際的に活躍できる武道指導者を養成するカリキュラムとなっている。7 日間の実習期間を通じ、フランス、ハンガリー、アメリカの 3 か国に赴き、現地で実習を実施している。体育学部スポーツ医科学科では 2 年次及び 3 年次に米国救急体制見学を行う「救急処置実習 E（海外実習）」を選択科目として開講している。これは米国のロサンゼルス消防等、海外の消防及び救命施設・技術・状況を見学する実習であり、他国を見学し、本邦と海外の救急医療や教育方法の違いについて理解し、救急救命士としての教養と広い視野を修得することを企図している。【資料 B-1-51】【資料 B-1-52】【資料 B-1-53】

理工学部建築学系では、平成 29(2017)年 5 月及び平成 30(2018)年 5 月に本学において、

建築学系学生と Florida International University の学生による東京をテーマとした設計シャレットを実施した。このシャレットは英語を主言語としたコミュニケーションを通して本学の 2 年生と訪問大学の 3 年生による共同設計ワークショップであった。平成 29(2017)年度は三軒茶屋、平成 30(2018)年は渋谷を中心に調査、提案を行った。また、平成 31(2019)年 3 月には、本学の学生が Florida International University を訪問し、現地にて国際設計シャレットを行う企画を進めている。そのほか、平成 30(2018)年 8 月には「高齢社会における福祉住環境システム」に関する調査研究活動のため、共同研究者の Dr. Mushtaha(University of Sharjah)と研究打合せ及び実態調査を行った。【資料 B-1-54】【資料 B-1-55】【資料 B-1-56】

21 世紀アジア学部では海外で短期・長期のインターンシップを行った場合にそれを単位として認める「インターンシップ」「特別インターンシップ」を開設しており、毎年数人の学生が海外で長期のインターンシップを行っている。また、「グローバルビジネスプログラム」に参加している学生は 3 年次後半にインターンシップを行うことが可能である。【資料 B-1-57】

防災・救急救助総合研究所では、日本、エジプト両政府の間で締結された、エジプトの若者の能力強化を目的とする「エジプト・日本教育パートナーシップ」(EJEP)に採択された「病院前救急医療研修プログラム」により、エジプト・アラブ共和国における病院前救急救命医療体制の強化として救急救命士教育を構築するために、平成 30(2018)年度から医師等を受入れ研修を行っている。【資料 B-1-58】

B-1-⑤ 地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

国際交流センター主催で年 1 回程度、「ゲストハウス」の近隣住民を招き「地域交流会」を行っている。「ゲストハウス」は世田谷キャンパスの近辺に所在し、受入れ交換留学生、大学院私費留学生及び短期滞在研究者の居所となっている。「地域交流会」では、受入れ交換留学生が中心となり出身国の紹介や自国料理を振る舞うなど、地域住民が異文化を知る貴重な機会になるとともに、受入れ交換留学生にとっても、近隣住民等の日本人と交流する貴重な機会となっている。【資料 B-1-59】

外国人留学生在が地域の小学校や中学校で自分の国のことを紹介し、生徒と交流する「国際理解教育プログラム」を行っている。世田谷区と町田市の公立学校で、外国人留学生在が講師として出身国の文化や言語、価値観などを紹介する授業を行うことで、児童・生徒に文化の違いや共通点を理解させ、世界には様々な民族・文化・価値観などがあることを理解させている。【資料 B-1-60】

また、国士舘中学校が平成 28(2016)年度から週 2 回、放課後に開いている「英語村」に関連して、国際交流センターを通して応募した外国人留学生在がスタッフとなり、英語での中学生との会話、予習・復習や課題・宿題の指導、イベントへの参加等を行い、「英語村」の運営を支援している。【資料 B-1-61】【資料 B-1-62】【資料 B-1-63】

平成 24(2012)年から毎年、東京マラソンにおいて沿道の救護所に訪れる外国人ランナーに対し、外国人留学生在を中心に多言語対応のボランティア活動を行っている。同大会の大会要項には協力先として（高等教育機関では唯一）本学が記載されており、また同大会は国際陸上競技連盟(IAAF)が認定するゴールドラベルレースで海外からの参加者も多く、地

域・社会のグローバル化を促進するための一端を担っているといえる。【資料 B-1-64】

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学のグローバル化を推進するための全学的な方針について、①本学の国際化と国際交流の推進に係る基本方針、②外国人留学生の受入れ・支援に係る基本方針、③本学学生の海外留学・支援に係る基本方針を含む形で平成 31(2019)年度中に検討し、2020 年度に国際交流政策会議で策定する。また、策定した方針は学内外に適切な方法で周知する。

本学から協定校へ派遣する交換留学の人数及び海外研修（短期語学留学）の参加人数は遞減傾向にあるため、学生の留学促進に向けた一層の取組みとして、交換留学や海外研修（短期語学留学）の制度を周知するポスターの掲示やチラシの配付を増やし、広報を強化する。

本学の協定校数は近隣の同規模大学と比して少なくないものの、協定校によっては交流実績が乏しい場合もあるため、交流活動を活発化させる目的で国際交流センターの教職員が定期的に協定校を訪問し、先方のニーズを把握するとともに信頼関係の構築に努める。

地域交流会は平成 16(2004)年より実施しており、ゲストハウス入寮者と近隣住民が交流する良い機会となっているため、地域交流会の更なる活性化を図って、参加対象者（居住地区）の範囲拡大やそれに伴う開催趣旨の再検討を行う。

【基準 B の自己評価】

教育・研究のグローバル化に対応するため国際交流政策会議を設置し国際交流に係わる全学的な基本方針の策定及び実施における総合調整を行っている。

大学のグローバル化推進の体制として国際交流センター等を置き、国外の大学等との交流、外国人留学生の受入れ及び支援、学生の海外留学支援などに対応している。大学全体で 500 人弱の外国人留学生を受入れており、受入れに当たっては入学試験出願資格を定め適切に入学試験を実施している。外国人留学生への学修面での配慮として日本語教育科目等を配当し履修させており、生活面への支援は国際交流センター職員が中心となって情報提供・相談業務を行っている。経済的支援として外国人留学生奨学生制度を設け、就職支援として外国人留学生就職対策講座等を実施している。

留学を希望する学生には海外協定校を活用した留学制度を設けており、交換留学制度、認定留学制度、短期留学（海外研修）制度のほか、休学による留学を可能としている。また、留学促進のためにガイドブック作成や留学説明会を行い、留学に際しては安全かつ安心な海外生活を送ることができるよう適切なサポートを行っている。

海外の教育・研究機関との人材交流、研究交流を発展させるために世界 23 か国 1 地域 48 大学 3 研究機関と学術交流協定を締結しており、学生・教員の相互交流・研究を行っている。また、海外協定校以外との交流についても、海外実習科目や海外インターンシップ、学術交流、国際ワークショップなど様々な形で実施している。

そのほか、「地域交流会」や「国際理解教育プログラム」、国士舘中学校での「英語村」や東京マラソンにおける多言語対応のボランティア活動などを行い、地域や社会のグローバル化へ貢献している。

以上のとおり、本学ではグローバル化の推進と国際交流を適切に行っており、基準 B を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

1. 防災教育

学生に対する防災教育

- (1) 毎年4月、全学部の新入生（約3,200人）を対象に2時間の「防災総合基礎教育」を実施し、災害に対処するための知識の習得、応急手当の方法、搬送方法、初期消火、BLS（一次救命処置法）等を指導している。
- (2) 「防災リーダー養成論」の授業では様々な災害に関わる専門家による授業を開講しており、平成30(2018)年度には年間1,194人が履修した。
- (3) 「防災リーダー養成論実習」では日本赤十字社、警察、消防、地域の方々と連携して防災訓練を実施するほか、宿泊を伴う避難所体験、搬送・トリアージ訓練（治療の優先度を決定して選別を行うこと）、簡易ベッド等の資器材の使用訓練などを行っている。
- (4) 平成29(2017)年度から「防災リーダー養成論」と「防災リーダー養成論実習」の受講生には、企業や地域などで防災リーダーとしての役割が期待される「防災士」（日本防災士機構が認定する資格）の受験資格が得られるようになっている。
- (5) 災害ボランティア活動（平成23(2011)年の東日本大震災から平成30(2018)年の西日本豪雨までの14の災害現場での活動）を行っている。

教職員に対する防災教育

本学は災害に強い防災拠点大学として整備強化を図るため、教職員を対象にHUG（避難所運営ゲーム）を用いた机上訓練を実施している。

小・中・高等学校に対する防災教育と活動支援

- (1) 都立永山高校、千歳丘高校、町田高校が実施する宿泊を伴う防災訓練に協力するほか、世田谷区、多摩市、稲城市等の小・中学校での防災訓練にも協力している。主な内容は災害や防災に関わる講義、初期消火、応急手当、搬送法、BLS（一次救命処置法）等の指導である。
- (2) 多摩市教育委員会からの要望で小中学校が実施する宿泊を伴う修学旅行、スキー教室等にも研究所の救急救命士が付添支援をしている。

地域住民に対する防災教育と活動支援

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県等の自治会を中心とした地域住民に対する救急・防災教育にも協力しており、実際に避難所生活を経験してみる避難所運営訓練も行っている。

防災士について

平成29(2017)年度から「防災リーダー養成論」及び「防災リーダー養成論実習」の単位を取得した学生に対し、特定非営利活動法人日本防災士機構が発行する防災士の受験資格が得られるようになった。これまでに平成30(2018)年3月と9月の2回、同機構による試験を学内で実施し、2019年1月現在で316人が防災士資格を取得している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条（組織）に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）に定めている。	3-2
第 88 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）第 2 項に定めている。	3-2
第 89 条	—	該当しない。	3-2
第 90 条	○	学則第 9 条（入学資格）第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 25 条（学長）、第 26 条（副学長）、第 27 条（学部長等）、第 28 条（教員）、第 29 条（職員）及び国士舘大学学長に関する規則第 2 条（学長の職務）、国士舘大学副学長規程第 2 条（職務）、国士舘大学学部規程第 2 条（学部長の職務）、国士舘大学全学部共通教員評価基準第 2 条（教授）、第 3 条（准教授）、第 4 条（専任講師）、第 5 条（助教）、国士舘大学助手規程第 2 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 30 条（教授会の構成）及び第 33 条（教授会の検討事項）に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 53 条（学位）及び大学院学則第 40 条（修士の学位）、第 41 条（博士の学位）、国士舘大学学位規程第 5 条（博士の学位の授与要件）第 2 項に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	国士舘自己点検・評価委員会規程第 6 条（自己点検・評価結果の報告等）第 1 項より、3 年に 1 度自己点検・評価を行うことが定められている。認証評価機関による認証評価は、公益財団法人 日本高等教育評価機構で平成 22 年度に第 1 回、平成 28 年度に第 2 回受審し、法令で定める 7 年以内に受審している。	6-2
第 113 条	○	ホームページに「国士舘の情報公開」のページを設け、教育情報や教員の研究情報等を公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 29 条（職員）に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 4 号に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

第 4 条	○	<p>一、修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項について、学則第 5 条（学年）、第 6 条（学期）、第 7 条（休業日）、第 41 条（修業年限・在学年限）に定めている。</p> <p>二、部科及び課程の組織に関する事項について、学則第 2 条（組織）に定めている。</p> <p>三、教育課程及び授業日時数に関する事項について、学則第 6 条（学期）、第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）に定めている。</p> <p>四、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項について、学則第 42 条（履修要領）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 52 条（卒業）に定めている。</p> <p>五、収容定員及び職員組織に関する事項について、学則第 4 条（学生定員）、第 29 条（職員）に定めている。</p> <p>六、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項について、学則第 8 条（入学時期）、第 9 条（入学資格）、第 10 条（選考の方法）、第 11 条（編入学、転入学）、第 12 条（入学手続）、第 13 条（保証人）、第 14 条（他大学への入学等）、第 18 条（休学及び復学）、第 19 条（退学及び再入学）、第 52 条（卒業）に定めている。</p> <p>七、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項について、学則第 21 条（入学検定料）、第 22 条（納入金）、第 23 条（納入金の改定）、第 24 条（入学検定料及び入学金等の返還）に定めている。</p> <p>八、賞罰に関する事項について、学則第 72 条（表彰）、第 73 条（懲戒）に定めている。</p> <p>九、寄宿舎に関する事項については、学則第 75 条（学生寮）に定めている。</p>	3-1 3-2
第 24 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 73 条（懲戒）、国士舘大学学則第 73 条第 4 項及び国士舘大学大学院学則第 69 条第 4 項の「懲戒委員会の構成等」に関する要綱に定めている。	4-1
第 28 条	○	学校に備えなければならない表簿については、関係部局で厳正に管理されている。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	○	学則第 59 条（科目等履修生の在学年限）に定めている。	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 9 条（入学資格）第 1 項第 3 号～第 8 号に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1

第154条	—	該当しない。	2-1
第161条	○	学則第11条（編入学・転入学）第1項第2号に定めている。	2-1
第162条	○	外国人留学生編入学試験要項に出願書類として卒業証明書を求めており、法令を遵守している。	2-1
第163条	○	学則第5条（学年）、第6条（学期）、第8条（入学時期）、第52条（卒業）第2項に定めている。	3-2
第164条	—	該当しない。	3-1
第165条の2	○	大学全体、学部及び研究科毎にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	公益財団法人 日本高等教育評価機構の評価項目に沿って、3年に一度自己点検・評価を実施している。	6-2
第172条の2	○	教育研究上の目的や三つの方針をはじめ、教育研究活動等の状況についてホームページに掲載し学外へ周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	学則第53条（学位）に定めている。	3-1
第178条	○	学則第11条（編入学・転入学）第1項第2号に定めている。	2-1
第186条	○	学則第11条（編入学・転入学）第1項第4号に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	大学設置基準に沿って、遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	学則第40条（教育研究上の目的・授業科目）に定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第10条（選考の方法）に定めている。	2-1
第2条の3	○	各種会議体の委員に教員のみならず事務職員を委員とし、連携及び教職協働を組織的に行っている。	2-2
第3条	○	学則第2条（組織）により、学部を設けている。	1-2
第4条	○	学則第2条（組織）により、学部に学科を設けている。	1-2
第5条	—	該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の基礎組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2

第7条	○	教育研究上の目的を達成するため適切に教員を配置し、教員情報についてはホームページ（教員情報）で公開している。	3-2 4-2
第10条	○	教育上主要と認める授業科目（必修科目）については、原則として教授、准教授が担当をしている。ただし、少人数クラス制を設けている演習科目や実技科目については、講師又は助手が担当することもある。	3-2 4-2
第11条	—	該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	国土館大学教員任用規則第3条（資格）第1項に、「専任教員は、他に本務を持たないで、大学の教育研究に専念できる者とする。」と記述され、また、国土館大学教員規則で詳細に定められている。	3-2 4-2
第13条	×	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1より、体育学部武道学科教授数が不足している為、平成31年度に向けて改善を行っている。	3-2 4-2
第13条の2	○	国土館大学学長に関する規則第5条（学長候補者の資格）に定めている。	4-1
第14条	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第2条（教授）に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第3条（准教授）に定めている。	3-2 4-2
第16条	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第4条（専任講師）に定められている。	3-2 4-2
第16条の2	○	国土館大学全学部共通教員評価基準第5条（助教）に定められている。	3-2 4-2
第17条	○	国土館大学助手規程に採用基準等が定められている。	3-2 4-2
第18条	○	学則第4条（学生定員）に定めている。	2-1
第19条	○	カリキュラム・ポリシーを学部・学科・コース・学系毎に定め、カリキュラム・ポリシーに沿って学則第40条（教育研究上の目的・授業科目）に授業科目を設けている。	3-2
第20条	○	学則第40条（教育研究上の目的・授業科目）に定めている。	3-2
第21条	○	学則第40条（教育研究上の目的・授業科目）第1項第1号（別表第1）～第7号（別表第7）、第47条（単位の基準）に定めている。	3-1
第22条	○	学則第6条（学期）に定めている。	3-2
第23条	○	学生便覧に定めている。	3-2
第24条	○	授業を行う学生数は、教室の大きさにより適切に管理されている。	2-5
第25条	○	学則第47条（単位の基準）及び第47条の2（多様なマルチメディアによる授業の方法）に定めている。	2-2 3-2
第25条の2	○	授業科目ごとにシラバスを作成している。	3-1

第 25 条の 3	○	国士館大学 FD 委員会規程に基づき、各学部・大学院研究科・附置研究所等より委員を選出し、FD 委員会を設けている。また、各学部等独自で FD 活動も行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を設けていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 50 条（単位認定及び再履修）に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学生便覧に履修上限単位数を明記している。	3-2
第 28 条	○	学則第 43 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 43 条の 2（大学以外の教育施設等における学修）に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 51 条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 57 条（科目等履修生の入学）、第 58 条（科目等履修生の単位認定）、第 59 条（科目等履修生の在学年限）、第 60 条（科目等履修生の教免申請）、第 61 条（科目等履修生の規定の準用）及び国士館大学科目等履修生規程に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）第 1 項に修業年限が、学則第 42 条（履修要領）第 1 項に卒業所要単位が別表第 8 の通り定められている。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	3 キャンパス（世田谷・町田・多摩）全てに、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	3 キャンパス（世田谷・町田・多摩）全て、敷地内に運動施設を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ、設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 37 条の 3（図書館・情報メディアセンター）及び国士館大学図書館・情報メディアセンター規程により、図書等の資料及び図書館を備えている。	2-5
第 39 条	○	体育学部がある町田キャンパス・多摩キャンパスにそれぞれ体育館が、理工学部がある世田谷キャンパスに実習施設を 7 号館、10 号館及びメイプルセンチュリーホールに設けている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	設置基準に沿って遵守している。	2-5
第 40 条の 2	○	3 キャンパス（世田谷・町田・多摩）全てに、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	学校法人国士館事業計画に基づき、適切に整備している。	2-5 4-4

第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科名は教育研究上の目的に沿っており、ふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	国士館事務組織規則に定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	国士館事務分掌規程第 15 条（教務部統合学部事務課）第 1 項第 8 号、第 16 条（学生部学生・厚生課）第 1 項第 12 号及び第 19 条（体育学部事務課・21 世紀アジア学部事務課）第 1 項第 8 号に定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリア形成支援センターを各キャンパスに設置しており、体制作りが整っている。	2-3
第 42 条の 3	○	職員人事委員会規程第 5 条（審議事項）第 7 項及び職員研修委員会規程に定めている。	4-3
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 57 条	—	外国に組織を設けていない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位規程第 3 条（学士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 53 条（学位）及び学位規程第 2 条（学位の種類）に定めている。	3-1
第 13 条	○	学則及び学位規程に定めている。学則変更が生じた場合は、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	学校法人国士館寄附行為第 5 条（役員）に定めている。	5-2 5-3

第 36 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 11 条（理事会）、第 12 条（理事会の招集）、第 13 条（理事会の議長）、第 14 条（理事会の成立）、第 15 条（理事会の議決）に定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）、第 17 条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務）、第 19 条（理事長職務の代理等）に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任及び職務）、第 8 条（役員の任期）に定めている。	5-2
第 39 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）第 1 項に定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 9 条（役員の補充）に定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 21 条（評議員会）、第 22 条（評議員会の招集）、第 23 条（評議員会の議長）、第 24 条（評議員会の成立）、第 25 条（評議員会の議決）に定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 27 条（諮問事項）、第 28 条（議決事項）に定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 29 条（意見具申等）に定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 30 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 45 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 50 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 46 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 43 条（決算及び実績の報告）第 2 項に定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 44 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人国士舘寄附行為第 46 条（会計年度）に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 9 条（修士課程の入学資格）及び第 10 条（博士課程の入学資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 9 条（修士課程の入学資格）に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 10 条（博士課程の入学資格）第 1 項第 6 号に定めている。	2-1

第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準に沿って、遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 12 条（選考の方法）に定めている。	2-1
第 1 条の 4	○	事務組織として大学院課を各キャンパスに設け、大学院に関する事項については教員と職員とで連携を図っている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条（課程の趣旨）及び第 34 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条（課程の趣旨）及び第 34 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に研究科を定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に研究科内の専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	研究科と学部等の関係は、学部教員が大学院教員を兼任するなど、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院の教員の多くは学部教員が兼任しており、教育研究上の目的を達成するため適切に教員を配置し、教員情報についてはホームページ（教員情報）で公開している。	3-2 4-2
第 9 条	○	研究科毎に資格審査に関する内規を定めている。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 4 条（学生定員）に定めている。	2-1
第 11 条	○	カリキュラム・ポリシーを研究科及び課程毎に定め、カリキュラム・ポリシーに沿って大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に授業科目を設けている。	3-2

第 12 条	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 24 条（教員の授業）に定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）第 2 項に定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学生便覧、シラバス、大学院学則第 46 条（修士論文の審査）及び第 50 条（博士論文の審査）に定めている。	3-1
第 14 条の 3	○	国士舘大学 FD 委員会規程に基づき、各学部・大学院研究科・附属研究所等より委員を選出し、FD 委員会を設けている。また、各学部等独自で FD 活動も行っている。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学設置基準に準用し、大学院学則第 6 条（学期）、第 36 条（他の大学院における授業科目の履修）、第 36 条の 2（既修得単位の認定）、第 38 条（単位の基準）、第 44 条（単位の認定）、第 61 条（科目等履修生）に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 35 条（必要最低単位数）及び第 40 条（修士の学位）に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 35 条（必要最低単位数）及び第 41 条（博士の学位）に定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に定めている。	2-5
第 20 条	○	研究科において必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科において、教育研究上必要な資料を系統的に整備して備えている。	2-5
第 22 条	○	大学等の施設及び設備については、大学と大学院で共有している。	2-5
第 22 条の 2	○	3 キャンパス（世田谷・町田・多摩）全てに、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 22 条の 3	○	学校法人国士舘事業計画に基づき、適切に整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称については、教育研究活動にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 42 条	○	国士舘事務組織規則第 3 条（大学の事務組織）第 2 項第 2 号より教務部に大学院課を設置し、国士舘事務分掌規程第 15 条（教務部大学院課）より大学院の事務を所掌することを定めている。	4-1 4-3

第 43 条	○	職員人事委員会規程第 5 条（審議事項）第 7 項及び職員研修委員会規程に定めている。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 40 条（修士の学位）及び学位規程第 4 条（修士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 41 条（博士の学位）及び学位規程第 5 条（博士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 56 条（学位論文の審査の協力）に定めている。	3-1
第 12 条	○	学位規程第 24 条（文部科学大臣への報告）に定めている。	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為		
	1	学校法人国士館寄附行為	
	2	学校法人国士館寄附行為施行規則	
【資料 F-2】	大学案内		
	1	国士館要覧 2018	
	2	大学案内（国士館大学 大学案内 2019）	
	3	大学院案内（国士館大学大学院 Guide Book2019）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則		

【資料 F-3】	1	国士館大学学則	
	2	国士館大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	1	平成 31 年度(2019 年度)入学試験要項	
	2	平成 31 年度(2019 年度)国士館大学大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧		
	1	政経学部便覧	
	2	体育学部便覧	
	3	理工学部便覧(ACADEMIC GUIDE2018)	
	4	法学部便覧	
	5	文学部便覧	
	6	21 世紀アジア学部便覧(Suurvival Guide 2018)	
	7	経営学部便覧	
	8	大学院便覧(政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科)	
	9	大学院便覧(スポーツ・システム研究科、救急システム研究科)	
	10	工学研究科便覧	
	11	人文科学研究科便覧	
12	大学院便覧(グローバルアジア研究科)		
【資料 F-6】	事業計画書		
	平成 30 年度事業計画書		
【資料 F-7】	事業報告書		
	平成 29 年度事業報告書		
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど		
	1	環境(国士館要覧 P.17~19)	
	2	アクセス(国士館要覧 P.24)	
	3	SETAGAYA CAMPUS(大学案内 2019 P.38~39) MACHIDA CAMPUS(大学案内 2019 P.40~41) TAMA CAMPUS(大学案内 2019 P.42~43)	
	4	キャンパス紹介(HP) ・世田谷キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/setagaya.html ・町田キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/machida.html ・多摩キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/tama.html	
5	アクセス案内(HP) ・世田谷キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/access/setagaya/ ・町田キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/access/machida/ ・多摩キャンパス https://www.kokushikan.ac.jp/access/tama/		
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)		
	国士館規程集 目次		
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料		

【資料 F-10】	1	役員・監事・評議員 選任区分及び任期一覧表	
	2	平成 30 年度 理事会・評議員会開催状況表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）		
	1	計算書類（過去 5 年間）	
	2	財産目録（過去 5 年間）	
	3	監事による監査報告書（過去 5 年間）	
	4	決算の概要について（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）		
	シラバス		
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）		
	1	1	学生便覧（政経学部）
		2	政経学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html
	2	1	学生便覧（体育学部）
		2	体育学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html
	3	1	学生便覧（理工学部）
		2	理工学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html
	4	1	学生便覧（法学部）
		2	法学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html
	5	1	学生便覧（文学部）
		2	文学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html
	6	1	学生便覧（21 世紀アジア学部）
		2	21 世紀アジア学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html
	7	1	学生便覧（経営学部）
		2	経営学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html
	8	1	学生便覧（政治学研究科）
		2	政治学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html
	9	1	学生便覧（経済学研究科）
2		経済学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html	
10	1	学生便覧（経営学研究科）	

【資料 F-13】	10	2	経営学研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html	
	11	1	学生便覧 (スポーツ・システム研究科)	
		2	スポーツ・システム研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html	
	12	1	学生便覧 (救急システム研究科)	
		2	救急システム研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html	
	13	1	学生便覧 (工学研究科)	
		2	工学研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html	
	14	1	学生便覧 (法学研究科)	
		2	法学研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html	
	15	1	学生便覧 (総合知的財産法学研究科)	
		2	総合知的財産法学研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html	
	16	1	学生便覧 (人文科学研究科)	
		2	人文科学研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html	
	17	1	学生便覧 (グローバルアジア研究科)	
2		グローバルアジア研究科 教育研究上の目的・方針(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html		
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)			
	該当なし			
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)			
	該当なし			

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	国士舘大学学則第 1 条 (目的)、第 40 条 (教育研究上の目的・授業科目)	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-2】	国士舘大学大学院学則第 1 条 (目的)、第 33 条 (教育研究上の目的、授業科目及び履修方法)	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	教育研究上の目的(HP) http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html	
【資料 1-1-4】	「理念と目標」(HP) ・政経学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/objective.html	

【資料 1-1-4】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html ・ 理工学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/objective.html ・ 法学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/objective.html ・ 文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/objective.html ・ 21 世紀アジア学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/objective.html ・ 経営学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/objective.html 	
【資料 1-1-5】	大学案内（国士館大学 大学案内 2019）	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-6】	学生便覧（学部、研究科）《教育研究上の目的》	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-1-7】	<p>教育研究上の目的、三つの方針(HP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政経学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ・ 体育学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ・ 理工学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ・ 法学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ・ 文学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ・ 21 世紀アジア学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ・ 経営学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html 	
【資料 1-1-8】	設置学校の変遷（国士館要覧 P.22-23）	
【資料 1-1-9】	国士館大学学則の一部変更新旧対照表（理工学部）	
【資料 1-1-10】	国士館大学学則の一部変更新旧対照表（文学部）	
【資料 1-1-11】	国士館大学大学院学則の一部変更新旧対照表（経営学・法学・人文）	
【資料 1-1-12】	国士館教育総合改革検討委員会 最終報告（法学部・文学部・21世紀アジア学部）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 31 年度学則変更に関する日程	
【資料 1-2-2】	平成 30 年度採用教員に対する研修及び学園紹介（通知）	
【資料 1-2-3】	平成 30 年度新採用職員研修実施要項	
【資料 1-2-4】	国士館大学新聞第 511 号（2018 年 1 月 25 日発行）1 面、2 面	
【資料 1-2-5】	平成 30 年度国士館大学入学式 式次第	
【資料 1-2-6】	国士館大学新聞第 512 号（2018 年 4 月 25 日発行）1 面	
【資料 1-2-7】	平成 30 年度 国士館大学学長講話及び関連部箇所業務説明会実施計画	
【資料 1-2-8】	学長講話資料	
【資料 1-2-9】	建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネル（写真）	
【資料 1-2-10】	学生便覧（学部、研究科）《教育研究上の目的、三つの方針》	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-11】	<p>建学の由来や理念(HP)</p> <p>http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html</p>	

【資料 1-2-12】	教育研究上の目的と3つのポリシー(HP) http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/	
【資料 1-2-13】	国士舘大学新聞第514号(2018年10月25日発行)2面	
【資料 1-2-14】	国士舘大講堂(国登録有形文化財)	
【資料 1-2-15】	大講堂のおはなし	
【資料 1-2-16】	国士舘史資料室パンフレット	
【資料 1-2-17】	活動日誌(楓原_第9号 P.164-170)	
【資料 1-2-18】	楓原_第9号	
【資料 1-2-19】	国士舘百年史 史料編	
【資料 1-2-20】	ブックレット 国士舘100年のあゆみ	
【資料 1-2-21】	学校法人国士舘中長期事業計画	
【資料 1-2-22】	学校法人国士舘第2次中長期事業計画策定委員会要綱	
【資料 1-2-23】	三つの方針策定委員会要項	
【資料 1-2-24】	各学部・学科の三つの方針推敲について(依頼)〔政経学部長宛〕	
【資料 1-2-25】	三つの方針等原稿の作成及び提出について(依頼)〔政治学研究科長宛〕	
【資料 1-2-26】	国士舘大学学則第2条(組織)、第39条(附置研究所及び付属研究施設等)、第39条第2項、第39条の3(アジア・日本研究センター)、第39条の4(生涯学習センター)、第39条の5(ウェルネス・リサーチセンター)	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-27】	国士舘大学大学院学則第2条(組織及び専攻)、第31条(附属研究施設)	【資料 F-3】に同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内(国士舘大学 大学案内 2019)	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-2】	平成31年度(2019年度)入学試験要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-3】	アドミッション・ポリシー(HP) 〔大学全体〕 http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html 〔大学〕 ・政経学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ・体育学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ・理工学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ・法学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ・文学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ・21世紀アジア学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ・経営学部 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html 〔大学院〕 ・政治学研究科	

【資料 2-1-3】	http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ・ 経済学研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ・ 経営学研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ・ スポーツ・システム研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ・ 救急システム研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ・ 工学研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ・ 法学研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ・ 総合知的財産法学研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ・ 人文科学研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ・ グローバルアジア研究科 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 2-1-4】	大学院案内（国士舘大学大学院 Guide Book2019）	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-5】	平成 31 年度（2019 年度）国士舘大学大学院 学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-6】	平成 31 年度入学試験説明会	
【資料 2-1-7】	オープンキャンパス 2018 スケジュール	
【資料 2-1-8】	オープンキャンパス 政経学部 学部紹介資料	
【資料 2-1-9】	オープンキャンパス 文学部 学部紹介資料	
【資料 2-1-10】	2019 年オープンキャンパス実施結果（報告）	
【資料 2-1-11】	入学前に身に付けておくべきこと ・ 政経学部（政治行政学科、経済学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ・ 体育学部（体育学科、武道学科、スポーツ医科学科、こどもスポーツ教育学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ・ 理工学部（理工学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ・ 法学部（法律学科、現代ビジネス法学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ・ 文学部（教育学科、史学地理学科、文学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ・ 21 世紀アジア学部（21 世紀アジア学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ・ 経営学部（経営学科） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html	
【資料 2-1-12】	入学者選抜の方法と入学者受け入れの方針	

【資料 2-1-13】	国士舘大学入学試験運営規程	
【資料 2-1-14】	国士舘大学入学試験運営要領	
【資料 2-1-15】	平成 31 年度大学院入試実施計画	
【資料 2-1-16】	入学試験問題出題委員会要綱	
【資料 2-1-17】	平成 31 年度入試 大学院研究科入試説明会ポスター	
【資料 2-1-18】	平成 31 年度入試 大学院入試説明会参加者内訳（第 1 回、第 2 回）	
【資料 2-1-19】	大学院等改革計画について（答申）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	国士舘大学学部規程	
【資料 2-2-2】	国士舘事務組織規則	
【資料 2-2-3】	国士舘事務分掌規程	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度春期ガイダンス・履修登録スケジュール及び各学部ガイダンス日程	
【資料 2-2-5】	平成 30 年度 国士舘大学父母懇談会実施要領	
【資料 2-2-6】	教務主任会規程	
【資料 2-2-7】	実験・実習予定表	
【資料 2-2-8】	平成 30 年度オリエンテーション・ガイダンス日程（研究科）	
【資料 2-2-9】	教職課程運営センター規程	
【資料 2-2-10】	国士舘大学就職指導委員会細則	
【資料 2-2-11】	国際交流政策会議規程	
【資料 2-2-12】	2018（平成 30）年度図書館ガイダンス日程表	
【資料 2-2-13】	論文・レポート対策セミナー（春期 4 月、春期 6 月、秋期）	
【資料 2-2-14】	平成 30 年度 オフィスアワー日程表（学部・研究科）	
【資料 2-2-15】	平成 30 年度(2018)教務事務 Guide Book（非常勤講師用）	
【資料 2-2-16】	国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-17】	国士舘大学スチューデント・アシスタントに関する要綱	
【資料 2-2-18】	ティーチング・アシスタント ハンドブック	
【資料 2-2-19】	スチューデント・アシスタント ハンドブック	
【資料 2-2-20】	体育学部教務助手規程	
【資料 2-2-21】	国士舘大学理工学部教務助手規程	
【資料 2-2-22】	体育学部実習助手規程	
【資料 2-2-23】	国士舘大学大学院研究科助手規程	
【資料 2-2-24】	manaba マニュアル（教員用、学生用）	
【資料 2-2-25】	入学前教育に関する資料（学部）	
【資料 2-2-26】	平成 30 年度 国士舘大学学長講話及び関連部箇所業務説明会実施計画	【資料 1-2-7】に同じ
【資料 2-2-27】	学長講話資料	【資料 1-2-8】に同じ
【資料 2-2-28】	平成 30 年度「防災総合基礎教育」実施日程	
【資料 2-2-29】	シラバス ・文献講読（日本語）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-30】	面談シート（学部）	
【資料 2-2-31】	中退者削減対策における平成 30 年度の目標設定（依頼）	
【資料 2-2-32】	H30 中退者削減策と削減目標	
【資料 2-2-33】	中途退学者数抑制対策の実施について（依頼）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス ・政経学部：フレッシュマン・ゼミナール	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-2】	MY CAREER NOTE I ADVANCE	
【資料 2-3-3】	シラバス	【資料 F-12】に同じ

【資料 2-3-3】	・体育学部：キャリアアップ講座 1、キャリアアップ講座 2、キャリアアップ講座 3、キャリアアップ講座 4	
【資料 2-3-4】	シラバス ・理工学部：キャリアデザイン A、キャリアデザイン B、キャリアデザイン C	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-5】	シラバス ・法学部：キャリアデザイン I、キャリアデザイン II、キャリアデザイン III	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-6】	シラバス ・21 世紀アジア学部：キャリアデザイン	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-7】	シラバス ・経営学部：フレッシュマンゼミナール	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-8】	Working Gear Jr.	
【資料 2-3-9】	シラバス ・グローバルアジア研究科：ビジネスコミュニケーション実習 A、ビジネスコミュニケーション実習 B、ビジネスコミュニケーション実習 C、国際日本語教育実習 1	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-10】	教職課程運営センター規程	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-3-11】	教職課程情報公開サイト(HP) http://www.kokushikan.ac.jp/information/disclose/education/index.html	
【資料 2-3-12】	学生便覧（政経学部） ・政治行政学科 公務員養成コース(P.47～49)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-13】	学生便覧（体育学部） ・体育学科：P.26～37 ・武道学科：P.44～52 ・スポーツ医科学科：P.58～65 ・こどもスポーツ教育学科：P.72～79	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-14】	シラバス ・スポーツ医科学科：救急処置実習 B（病院内実習）、救急処置実習 C-1（救急車同乗実習）、救急処置実習 C-2（救急車同乗実習）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-15】	学生便覧（法学部） ・法研指導（法律学科：P.51、現代ビジネス法学科：P.66～67）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-16】	学生便覧（文学部） ・教育学科初等教育コース(P.30～31)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-17】	「平成 30 年度 国士舘大学インターンシップ」実施要領	
【資料 2-3-18】	平成 30 年度 国士舘大学インターンシップ受入団体リスト	
【資料 2-3-19】	平成 30 年度 インターンシップ挨拶回り 割り振り表（夏）	
【資料 2-3-20】	学生便覧（政経学部） ・資格・講座・研修等による単位認定と他学科履修との関連に関する一覧表(P.70)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-21】	学生便覧（理工学部） ・インターンシップ制度(P.45)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-22】	学生便覧（法学部） ・キャリア形成（法律学科 P.52、現代ビジネス法学科 P.68）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-23】	学生便覧（21 世紀アジア学部） ・インターンシップ(P.56)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-24】	学生便覧（体育学部） ・体育学科 履修科目一覧表(P.26～27)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-25】	国士舘大学と明治国際医療大学との連携に関する包括協定書	
【資料 2-3-26】	救急システム研究科 インターンシップ関連資料	
【資料 2-3-27】	シラバス ・工学研究科：インターンシップ I、インターンシップ II、イ	【資料 F-12】に同じ

【資料 2-3-27】	ンターンシップⅢ、インターンシップⅣ	
【資料 2-3-28】	学生便覧（総合知的財産法學研究科） ・エクスターンシップ（知財管理実務論）（P.102）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-29】	国士舘大学教職支援室（パンフレット）	
【資料 2-3-30】	公務員仕事理解セミナー	
【資料 2-3-31】	公務員採用試験対策講座 関連資料	
【資料 2-3-32】	警察官・消防官採用試験対策講座 関連資料	
【資料 2-3-33】	教員採用試験対策講座 関連資料	
【資料 2-3-34】	公務員試験対策入門講座	
【資料 2-3-35】	学生便覧（政経学部） ・資格・講座・研修等による単位認定と他学科履修との関連に関する一覧表 「政治行政学科主催講座」（P.70）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-36】	平成 30 年度 公務員相談室 曜日別 担当相談室員表	
【資料 2-3-37】	国士舘大学就職指導委員会細則	【資料 2-2-10】に同じ
【資料 2-3-38】	平成 30 年度 キャリアカウンセラー配置（ポスター）	
【資料 2-3-39】	キャリア・ガイダンス 関連資料	
【資料 2-3-40】	Working Gear	
【資料 2-3-41】	就職講座 関連資料	
【資料 2-3-42】	就職合宿セミナー 関連資料	
【資料 2-3-43】	仕事理解セミナー 関連資料	
【資料 2-3-44】	業界研究フェア 関連資料	
【資料 2-3-45】	就活！HOT SPACE（学内合同企業説明会） 関連資料	
【資料 2-3-46】	外国人留学生就職対策講座 関連資料	
【資料 2-3-47】	障がいのある学生のためのキャリアガイダンス 関連資料	
【資料 2-3-48】	法学部就職イベント 関連資料	
【資料 2-3-49】	就業力増強講座	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	国士舘事務分掌規程	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 2-4-2】	国士舘大学学生寮管理運営規程	
【資料 2-4-3】	平成 30 年度 オフィスアワー日程表（学部・研究科）	【資料 2-2-14】に同じ
【資料 2-4-4】	学生主任会規程	
【資料 2-4-5】	国士舘大学奨学生規程	
【資料 2-4-6】	学校法人国士舘危機管理規程	
【資料 2-4-7】	平成 30 年度 被災世帯に対する経済的支援措置	
【資料 2-4-8】	平成 30 年度 日本学生支援機構奨学金 説明会	
【資料 2-4-9】	国士舘大学クラブ・サークルガイド 2018	
【資料 2-4-10】	課外活動クラブ主将会議	
【資料 2-4-11】	クラブ指導者連絡会議	
【資料 2-4-12】	クラブリーダーズキャンプ 関連資料	
【資料 2-4-13】	課外活動援助金 関連資料	
【資料 2-4-14】	学生相談室(HP) http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/student_counseling/	
【資料 2-4-15】	学生相談室あんない 2018	
【資料 2-4-16】	国士舘健康管理室規程	
【資料 2-4-17】	定期健康診断実施計画及び実施結果	
【資料 2-4-18】	感染症予防ポスター等	
【資料 2-4-19】	健康管理室(HP) http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/health_control/	
【資料 2-4-20】	国士舘キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則	

【資料 2-4-21】	国士館キャンパス・ハラスメント相談員細則	
【資料 2-4-22】	キャンパス・ハラスメント(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/campus_harrassment/	
【資料 2-4-23】	国士館大学手帳 2018	
【資料 2-4-24】	平成 30 年度採用教員に対する研修及び学園紹介（通知）	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 2-4-25】	理工学部 FD 研修会（キャンパス・ハラスメント研修）	
【資料 2-4-26】	国士館大学法学部セクシャル・ハラスメント等の防止に関する内規	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	設置基準校地・校舎等面積資料	
【資料 2-5-2】	財産目録（平成 30 年 3 月 31 日現在）	
【資料 2-5-3】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 2-5-4】	主な施設の概要	
【資料 2-5-5】	国士館事務分掌規程	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 2-5-6】	図書館・情報メディアセンター(HP) http://www.kokushikan.ac.jp/education/library/	
【資料 2-5-7】	世田谷 6 大学コンソーシアム横断検索(HP) https://www.wopac.komazawa-u.ac.jp/odn/	
【資料 2-5-8】	学術情報リポジトリ(HP) https://kokushikan.repo.nii.ac.jp/	
【資料 2-5-9】	平成 29 年度図書館・情報メディアセンター年次報告書(図書館部門)	
【資料 2-5-10】	国士館大学学生寮管理運営規程	【資料 2-4-2】に同じ
【資料 2-5-11】	国士館大学学生寮細則	
【資料 2-5-12】	鶴川寮 施設・設備等点検 関連書類	
【資料 2-5-13】	管理業務委託契約書	
【資料 2-5-14】	メイプルセンチュリーホール パンフレット	
【資料 2-5-15】	シラバス ・情報処理 A	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-16】	シラバス ・コンピュータリテラシーA	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-17】	シラバス ・情報処理 1	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-18】	バリアフリー等設置状況	
【資料 2-5-19】	平成 30 年度 履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート実施に関する申し合わせ	
【資料 2-6-2】	平成 30 年度 学生生活実態調査報告書	
【資料 2-6-3】	学部長と語る会 関連資料	
【資料 2-6-4】	大学院生談話会に関する申し合わせ	
【資料 2-6-5】	平成 29(2017)年度 留学生実態調査報告書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	三つの方針策定委員会要項	【資料 1-2-23】に同じ
【資料 3-1-2】	ディプロマ・ポリシー(HP) ・政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ・体育学部	

<p>【資料 3-1-2】</p>	<p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ・理工学部</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ・法学部</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ・文学部</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ・21 世紀アジア学部</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ・経営学部</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ・政治学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ・経済学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ・経営学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ・スポーツ・システム研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ・救急システム研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ・工学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ・法学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ・総合知的財産法学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ・人文科学研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ・グローバルアジア研究科</p> <p>https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html</p>	
<p>【資料 3-1-3】</p>	<p>大学案内（国士舘大学 大学案内 2019）(P.5)</p>	<p>【資料 F-2】に同じ</p>
<p>【資料 3-1-4】</p>	<p>学生便覧（学部、研究科）《ディプロマ・ポリシー》</p>	<p>【資料 F-13】に同じ</p>
<p>【資料 3-1-5】</p>	<p>オープンキャンパス 政経学部 学部紹介資料</p>	<p>【資料 2-1-8】に同じ</p>
<p>【資料 3-1-6】</p>	<p>オープンキャンパス 文学部 学部紹介資料</p>	<p>【資料 2-1-9】に同じ</p>
<p>【資料 3-1-7】</p>	<p>国士舘大学学則 第 42 条（履修要領）、第 47 条（単位の基準）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 53 条（学位）</p>	<p>【資料 F-3】に同じ</p>
<p>【資料 3-1-8】</p>	<p>国士舘大学大学院学則 第 35 条（必要最低単位数）、第 38 条（単位の基準）、第 40 条（修士の学位）、第 41 条（博士の学位）・第 44 条（単位の認定）</p>	<p>【資料 F-3】に同じ</p>
<p>【資料 3-1-9】</p>	<p>国士舘大学学位規程</p>	
<p>【資料 3-1-10】</p>	<p>シラバス作成ガイド</p>	
<p>【資料 3-1-11】</p>	<p>GPA に関する取扱要領</p>	
<p>【資料 3-1-12】</p>	<p>学生便覧（研究科）</p>	<p>【資料 F-5】に同じ</p>

【資料 3-1-12】	・学位～学位取得までの過程～	
【資料 3-1-13】	博士候補者資格検定結果報告書	
【資料 3-1-14】	博士学位論文研究計画書	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	三つの方針策定委員会要項	【資料 1-2-23】に同じ
【資料 3-2-2】	カリキュラム・ポリシー(HP) ・政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html ・体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html ・理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html ・法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html ・文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html ・21世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html ・経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html ・政治学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html ・経済学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html ・経営学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html ・スポーツ・システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html ・救急システム研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html ・工学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html ・法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html ・総合知的財産法学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html ・人文科学研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html ・グローバルアジア研究科 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html	
【資料 3-2-3】	大学案内（国土館大学 大学案内 2019)(P.5)	【資料 F-2】に同じ
【資料 3-2-4】	学生便覧（学部、研究科）《カリキュラム・ポリシー》	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-2-5】	科目ナンバリング一覧	
【資料 3-2-6】	学生便覧（学部）《履修登録単位上限》	【資料 F-5】に同じ

【資料 3-2-6】	<ul style="list-style-type: none"> ・政経学部：各学年次の履修要領(P.72～74) ・体育学部：体育学科課程要項(P.25)、武道学科課程要項(P.43)、スポーツ医科学科課程要項(P.57)、こどもスポーツ教育学科課程要項(P.71) ・理工学部：履修登録(P.33) ・法学部：〔法律学科〕各学年次の履修要領(P.53～63)、〔現代ビジネス法学科〕各学年次の履修要領(P.69～78) ・文学部：履修要領(P.14～15) ・21世紀アジア学部：その他履修要領(P.76) ・経営学部：各学年次の履修要領(P.45～48) 	
【資料 3-2-7】	シラバス ・政経学部：フレッシュマン・ゼミナール	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-8】	シラバス ・体育学部：基礎ゼミナール	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-9】	シラバス ・法学部法律学科：プレゼミ A、プレゼミ B	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-10】	シラバス ・法学部現代ビジネス法学科：入門ゼミ A、入門ゼミ B	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-11】	シラバス ・文学部：教育学の基礎 A、教育学の基礎 B	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-12】	シラバス ・21世紀アジア学部：総合演習 1、総合演習 2	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-13】	シラバス ・経営学部：フレッシュマンゼミナール、ゼミナール入門	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-14】	学生便覧（理工学部） ・理工学科共通必修科目（1年次配当科目）：技術者倫理、理工学基礎科目群、1年次配当科目	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-2-15】	オープンキャンパス 2018 スケジュール	【資料 2-1-7】に同じ
【資料 3-2-16】	平成 30 年度 高校招聘模擬授業等出席者	
【資料 3-2-17】	高等学校との教育交流に関する協定書	
【資料 3-2-18】	<p>学生便覧（学部）《保健体育科目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政経学部：保健体育科目(P.26～30) ・体育学部：体育学科課程要項(P.26～27)、武道学科課程要項(P.44～45)、スポーツ医科学科課程要項(P.58～59)、こどもスポーツ教育学科課程要項(P.72～73) ・理工学部：授業科目(P.34) ・法学部：保健体育教育の授業科目(P.32～36) ・文学部：履修要領(P.15～16) ・21世紀アジア学部：基礎科目(P.40)、コミュニケーション科目(P.45) ・経営学部：授業科目(P.14～17) 	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-2-19】	全学教養教育運営センター規程	
【資料 3-2-20】	シラバス（様式）	
【資料 3-2-21】	シラバス作成ガイド	【資料 3-1-10】に同じ
【資料 3-2-22】	平成 31 年度シラバスチェックについて（依頼）	
【資料 3-2-23】	平成 30 年度 授業評価アンケート回答画面まとめ	
【資料 3-2-24】	学生便覧（研究科）	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-2-25】	アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目に関する調査	
【資料 3-2-26】	平成 30 年度 学生生活実態調査報告書	【資料 2-6-2】に同じ
【資料 3-2-27】	国士舘大学 FD 委員会規程	
【資料 3-2-28】	学部内 FD 委員会	
【資料 3-2-29】	国士舘大学 FD 委員会 平成 30 年度 活動報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		

【資料 3-3-1】	シラバス作成ガイド	【資料 3-1-10】に同じ
【資料 3-3-2】	<p>学生便覧(学部)《卒業論文・卒業研究》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政経学部：政治行政学科 専門科目(P.41)、経済学科 専門科目(P.54) ・体育学部：体育学科 学部基礎科目(P.30)、武道学科 学部基礎科目(P.48)、スポーツ医科学科 学部基礎科目(P.62)、こどもスポーツ教育学科 学部基礎科目(P.76) ・理工学部：授業科目 理工学科共通必修科目(P.40) ・法学部：法律学科 法学演習(P.50)、現代ビジネス法学科 専門ゼミ(P.66) ・文学部：教育学コース(P.28)、初等教育コース(P.31)、考古・日本史学コース(P.33)、地理・環境コース(P.35)、日本文学・文化コース(P.37) ・21世紀アジア学部：授業科目一覧 専門科目(P.31) ・経営学部：授業科目 選択必修科目(P.27) 	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-3-3】	卒業論文・卒業研究ルーブリック集	
【資料 3-3-4】	大学基礎力調査 I 及び分析結果	
【資料 3-3-5】	大学基礎力調査 II 及び分析結果	
【資料 3-3-6】	平成 30 年度 授業評価アンケート回答画面まとめ	
【資料 3-3-7】	平成 30 年度 学生生活実態調査報告書	【資料 2-6-2】に同じ
【資料 3-3-8】	第 41 回救急救命士国家試験 教育施設別合格者状況	
【資料 3-3-9】	法学検定試験団体受験推移(過去 10 年間分)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	国士舘大学学則 第 25 条(学長)、第 26 条(副学長)、第 33 条(教授会の検討事項)	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-2】	国士舘大学学長に関する規則	
【資料 4-1-3】	国士舘大学学長に関する規則施行細則	
【資料 4-1-4】	国士舘大学学部長会規程	
【資料 4-1-5】	国士舘大学大学院研究科長会規程	
【資料 4-1-6】	国士舘大学附置研究所規程第 11 条(所長会)	
【資料 4-1-7】	国士舘事務組織規則第 3 条(大学の事務組織)第 2 項(1)	【資料 2-2-2】に同じ
【資料 4-1-8】	国士舘事務分掌規程第 11 条の 3(学長室 IR 課)	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 4-1-9】	国士舘大学副学長規程	
【資料 4-1-10】	国士舘大学大学院学則第 27 条(研究科委員会の検討事項)	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-11】	国士舘大学学則第 73 条第 4 項及び国士舘大学大学院学則第 69 条第 4 項の「懲戒委員会の構成等」に関する要綱	
【資料 4-1-12】	国士舘大学学則第 33 条第 1 項第 3 号の「学長が教授会に意見を聴く」及び同第 2 項の「学長等の求めに応じ教授会が意見を述べるができる」教育研究に関する事項についての要綱	
【資料 4-1-13】	国士舘大学大学院学則第 27 条第 1 項第 3 号の「学長が研究科委員会に意見を聴く」及び同第 2 項の「学長等の求めに応じ研究科委員会が意見を述べるができる」教育研究に関する事項についての要綱	
【資料 4-1-14】	国士舘大学全学教学委員会要綱	
【資料 4-1-15】	平成 30 年度学長調整会 議題一覧	
【資料 4-1-16】	学部長懇話会 開催通知(平成 28~30 年度)	
【資料 4-1-17】	平成 30 年度 専任職員採用(内定)候補者について	
【資料 4-1-18】	平成 31 年度専任職員の採用計画について	
【資料 4-1-19】	職員研修委員会規程	

【資料 4-1-20】	平成 30 年度 職員研修事業計画について（申請）	
【資料 4-1-21】	平成 30 年度職員研修事業計画	
【資料 4-1-22】	研修員に関する覚書（平成 27 年度、平成 30 年度）	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	国士舘大学教員規則（前文）	
【資料 4-2-2】	大学教員に関する人事調整委員会規程	
【資料 4-2-3】	国士舘大学学部規程	【資料 2-2-1】に同じ
【資料 4-2-4】	国士舘大学大学院規程	
【資料 4-2-5】	資格審査に関する内規 <ul style="list-style-type: none"> ・政治学研究科：教員資格審査に関する内規（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・経済学研究科：教員資格審査に関する内規（平成 29 年 1 月 17 日改訂） ・経営学研究科：教員資格審査に関する内規（平成 29 年 12 月 19 日改訂） ・スポーツ・システム研究科：教員資格審査に関する内規（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・救急システム研究科：教員資格審査に関する内規（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・工学研究科：国士舘大学大学院工学研究科教員資格審査基準に関する申し合わせ（平成 29 年 4 月 1 日施行） ・法学研究科：法学研究科教員の任用に関する業績等の審査基準（内規） ・総合知的財産法学研究科：総合知的財産法学研究科教員の任用に関する業績等の資格基準（内規） ・人文科学研究科：国士舘大学大学院人文科学研究科担当教員の資格審査に関する内規（平成 20 年 6 月 20 日一部改正） ・グローバルアジア研究科：国士舘大学大学院グローバルアジア研究科教員資格審査に関する申し合わせ（平成 30 年 4 月 1 日改正） 	
【資料 4-2-6】	平成 30 年度専任教員・客員教授・非常勤講師人員性別現況表	
【資料 4-2-7】	全学教養教育運営センター規程	【資料 3-2-19】に同じ
【資料 4-2-8】	国士舘大学教員任用規則	
【資料 4-2-9】	大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱	
【資料 4-2-10】	国士舘大学全学部共通教員評価基準	
【資料 4-2-11】	採用・昇格候補者調査書（様式）	
【資料 4-2-12】	学校法人国士舘中長期事業計画	【資料 1-2-21】に同じ
【資料 4-2-13】	国士舘大学 FD 委員会規程	【資料 3-2-27】に同じ
【資料 4-2-14】	国士舘大学 FD 委員会 平成 27 年度・平成 28 年度活動報告書	
【資料 4-2-15】	国士舘大学 FD 委員会 平成 29 年度活動報告書	
【資料 4-2-16】	国士舘大学 FD 委員会 平成 30 年度活動報告書	
【資料 4-2-17】	ファカルティ・ディベロッパー養成講座&SD コーディネーター(SDC)養成講座 in 東京	
【資料 4-2-18】	第 15 回 FD シンポジウム	
【資料 4-2-19】	第 5 回 FD 研修会	
【資料 4-2-20】	第 16 回 FD シンポジウム	
【資料 4-2-21】	第 17 回 FD シンポジウム	
【資料 4-2-22】	第 6 回 FD 研修会	
【資料 4-2-23】	第 18 回 FD シンポジウム	
【資料 4-2-24】	第 19 回 FD シンポジウム	
【資料 4-2-25】	第 7 回 FD 研修会	
【資料 4-2-26】	第 20 回 FD シンポジウム	

【資料 4-2-27】	FD ニュースレター Vol.8	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	職員研修委員会規程	【資料 4-1-19】に同じ
【資料 4-3-2】	平成 30 年度職員研修事業計画	【資料 4-1-21】に同じ
【資料 4-3-3】	平成 30 年度 職員研修事業計画について（申請）	【資料 4-1-20】に同じ
【資料 4-3-4】	「世田谷プラットフォーム」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書	
【資料 4-3-5】	平成 30 年度職員研修実績・実施予定	
【資料 4-3-6】	6 大学合同 SD 研修会 開催要項等	
【資料 4-3-7】	専任職員の昇格等の基準	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	国士舘大学教員規則	【資料 4-2-1】に同じ
【資料 4-4-2】	国士舘大学学術研究推進委員会実施要綱	
【資料 4-4-3】	国士舘大学学則 第 39 条（附置研究所及び付属研究施設等）	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-4-4】	調査研究費規程	
【資料 4-4-5】	調査研究費規程施行細則	
【資料 4-4-6】	研究助成申し合わせ	
【資料 4-4-7】	国士舘大学学外派遣研究員等規程	
【資料 4-4-8】	国士舘大学学外派遣研究員等規程施行細則	
【資料 4-4-9】	国士舘大学ポスト・ドクター規程	
【資料 4-4-10】	国士舘大学リサーチ・アシスタント規程	
【資料 4-4-11】	国士舘事務分掌規程 第 14 条（教務部学術研究支援課）	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 4-4-12】	業務委託契約書（日本アスペクトコア株式会社）	
【資料 4-4-13】	学術研究支援課研究支援デスク運営業務委託 平成 29 年度通期報告書	
【資料 4-4-14】	国士舘大学研究者行動規範	
【資料 4-4-15】	不正防止計画運用基準	
【資料 4-4-16】	不正防止計画推進委員会（体系図）	
【資料 4-4-17】	不正防止要因の分析	
【資料 4-4-18】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-19】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程施行細則	
【資料 4-4-20】	公的研究費使用ハンドブック〈研究費運用基準〉	
【資料 4-4-21】	コンプライアンス教育の実施について	
【資料 4-4-22】	学部生・大学院生対象「コンプライアンス・研究倫理」資料	
【資料 4-4-23】	人を対象とした研究に関する国士舘大学倫理委員会規程	
【資料 4-4-24】	動物実験管理に関する国士舘大学委員会規程	
【資料 4-4-25】	内部監査規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人国士舘寄附行為第 3 条（目的）	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-2】	学校法人国士舘個人情報保護規程	
【資料 5-1-3】	国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人国士舘危機管理規程	【資料 2-4-6】に同じ
【資料 5-1-5】	国士舘情報セキュリティ規程	
【資料 5-1-6】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する	

【資料 5-1-6】	規程	
【資料 5-1-7】	国土館大学利益相反管理規程	
【資料 5-1-8】	人を対象とした研究に関する国土館大学倫理委員会規程	
【資料 5-1-9】	動物実験管理に関する国土館大学委員会規程	
【資料 5-1-10】	学校法人国土館公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人国土館中長期事業計画	【資料 1-2-21】に同じ
【資料 5-1-12】	平成 30 年度事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-1-13】	学校法人国土館第 2 次中長期事業計画策定委員会要綱	【資料 1-2-22】に同じ
【資料 5-1-14】	平成 30 年度採用教員に対する研修及び学園紹介（通知）	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 5-1-15】	平成 30 年度新採用職員研修実施要項	【資料 1-2-3】に同じ
【資料 5-1-16】	国土館大学新聞第 511 号（2018 年 1 月 25 日発行）1 面、2 面	【資料 1-2-4】に同じ
【資料 5-1-17】	国土館要覧 2018	【資料 F-2】に同じ
【資料 5-1-18】	国土館エネルギー管理規程	
【資料 5-1-19】	平成 30 年度学園閉鎖期間のお知らせポスター	
【資料 5-1-20】	平成 30 年度節電ビズポスター	
【資料 5-1-21】	平成 29 年度事業報告書	【資料 F-7】に同じ
【資料 5-1-22】	工事完了報告書（アスベスト除去工事）	
【資料 5-1-23】	国土館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-24】	国土館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則	
【資料 5-1-25】	国土館キャンパス・ハラスメント調停委員会細則	
【資料 5-1-26】	国土館キャンパス・ハラスメント調査委員会細則	
【資料 5-1-27】	国土館キャンパス・ハラスメント相談員細則	
【資料 5-1-28】	国土館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則新旧対照表	
【資料 5-1-29】	キャンパス・ハラスメント相談員一覧	
【資料 5-1-30】	国土館保安全管理規程	
【資料 5-1-31】	警備請負契約書	
【資料 5-1-32】	防犯カメラ配置図	
【資料 5-1-33】	学校法人国土館防火・防災管理規程	
【資料 5-1-34】	学校法人国土館 3 キャンパス防災計画	
【資料 5-1-35】	平成 30 年度世田谷キャンパス防火対象物自衛消防隊（班）編成一覧	
【資料 5-1-36】	平成 30 年度 防災訓練（テイケイ）実施計画について	
【資料 5-1-37】	災害に備える国土館手順書	
【資料 5-1-38】	学校法人国土館災害対応マニュアル	
【資料 5-1-39】	平成 30 年度 防火・防災訓練（避難訓練）日程	
【資料 5-1-40】	平成 30 年度 防災避難訓練	
【資料 5-1-41】	避難経路図	
【資料 5-1-42】	国土館大学各校舎 防災備蓄品リスト	
【資料 5-1-43】	弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）	
【資料 5-1-44】	災害対応マニュアル	
【資料 5-1-45】	国土館大学 AED 設置場所	
【資料 5-1-46】	平成 30 年度 BLS（一次救命処置）講習会実施について	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人国土館寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-2】	学校法人国土館寄附行為施行細則	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-3】	理事業務分掌	
【資料 5-2-4】	平成 30 年度主要行事及び諸会議予定表	
【資料 5-2-5】	平成 30 年度 理事会 理事出席状況	【資料 F-10】に同じ

【資料 5-2-6】	理事会 意思表示書 (様式)	
【資料 5-2-7】	学校法人国士館常任理事会運営内規	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	定例学内理事懇談会要綱	
【資料 5-3-2】	平成 30 年度主要行事及び諸会議予定表	【資料 5-2-4】に同じ
【資料 5-3-3】	国士館教育総合改革検討委員会要綱	
【資料 5-3-4】	国士館大学学則第 33 条 (教授会の検討事項)、第 34 条 (学部長会)	【資料 F-3】に同じ
【資料 5-3-5】	国士館大学大学院学則第 27 条 (研究科委員会の検討事項)、第 28 条 (研究科長会)	【資料 F-3】に同じ
【資料 5-3-6】	国士館大学附置研究所規程第 8 条 (所員会)、第 11 条 (所長会)、第 12 条 (所長会の協議事項)	【資料 4-1-6】に同じ
【資料 5-3-7】	教務主任会規程	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 5-3-8】	学生主任会規程	【資料 2-4-4】に同じ
【資料 5-3-9】	国士館事務連絡協議会規程	
【資料 5-3-10】	学校法人国士館寄附行為第 11 条 (理事会)、第 17 条 (理事長、副理事長及び常任理事等の職務)	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-11】	国士館大学学則第 25 条 (学長)	【資料 F-3】に同じ
【資料 5-3-12】	国士館大学全学教学委員会要綱	【資料 4-1-14】に同じ
【資料 5-3-13】	国士館大学学術研究推進委員会実施要綱	【資料 4-4-2】に同じ
【資料 5-3-14】	国士館大学新聞第 511 号 (2018 年 1 月 25 日発行) 1 面、2 面	【資料 1-2-4】に同じ
【資料 5-3-15】	国士館大学教育政策加速プログラム委員会要項	
【資料 5-3-16】	監事監査規程	
【資料 5-3-17】	学校法人国士館寄附行為第 5 条 (役員)、第 7 条 (監事の選任及び職務)、第 8 条 (役員の任期)	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-18】	監事による監査報告書 (平成 29 年度)	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-3-19】	平成 30 年度 理事会・評議員会 監事出席状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 5-3-20】	学校法人国士館寄附行為第 21 条 (評議員会)、第 29 条 (意見具申等)、第 30 条 (評議員の選任)、第 31 条 (任期)	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-21】	学校法人国士館寄附行為施行規則第 3 条 (評議員となる者)	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-22】	平成 30 年度 評議員会 評議員出席状況	【資料 F-10】に同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人国士館中長期事業計画	【資料 1-2-21】に同じ
【資料 5-4-2】	平成 28 年度 国士館大学学則の一部変更新旧対照表	
【資料 5-4-3】	学校法人国士館資金運用規程	
【資料 5-4-4】	平成 30 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	
【資料 5-4-5】	科学研究費助成事業交付決定状況 (過去 3 年間)	
【資料 5-4-6】	国士館創立 100 周年記念事業募金のご報告	
【資料 5-4-7】	記念事業環境の整備	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	予算規程	
【資料 5-5-2】	経理規程	
【資料 5-5-3】	調達規程	
【資料 5-5-4】	固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-5】	国士館旅費規程	
【資料 5-5-6】	学校法人国士館資金運用規程	
【資料 5-5-7】	平成 31 年度 予算編成方針	
【資料 5-5-8】	平成 31 年度 予算編成手続	
【資料 5-5-9】	補正予算 (平成 28~30 年度) 関連資料	
【資料 5-5-10】	予算執行に関するの留意事項	

【資料 5-5-11】	予算流用申請書	
【資料 5-5-12】	事業計画書	
【資料 5-5-13】	監査契約書	
【資料 5-5-14】	監査法人による往査予定表（平成 30 年度）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	国士舘大学学則第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-1-2】	国士舘大学大学院学則第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-1-3】	国士舘自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則	
【資料 6-1-5】	国士舘大学内部質保証推進委員会規程	
【資料 6-1-6】	国士舘大学全学教学委員会要綱	【資料 4-1-14】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	国士舘大学学則第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-2-2】	国士舘大学大学院学則第 1 条の 2（自己点検・評価）	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-2-3】	国士舘自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-3】に同じ
【資料 6-2-4】	国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則	【資料 6-1-4】に同じ
【資料 6-2-5】	日本高等教育評価機構 平成 30 年度 大学機関別認証評価 受審のてびき（9 月版） 大学評価基準と自己判定の留意点(P.13～43)	
【資料 6-2-6】	第 8 回自己点検・評価 部署別回答基準	
【資料 6-2-7】	第 8 回自己点検・評価 自己点検・評価シート	
【資料 6-2-8】	平成 30 年度 自己点検・評価シートまとめ（部局別）	
【資料 6-2-9】	国士舘大学内部質保証推進委員会規程	【資料 6-1-5】に同じ
【資料 6-2-10】	平成 30 年度 自己点検・評価 エビデンス集（データ編）〔日本高等教育評価機構〕	
【資料 6-2-11】	国士舘大学外部評価委員会規程	
【資料 6-2-12】	自己点検・評価報告書(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/	
【資料 6-2-13】	国士舘事務組織規則第 3 条（大学の事務組織）第 2 項(1)	【資料 2-2-2】に同じ
【資料 6-2-14】	国士舘事務分掌規程第 11 条の 3（学長室 IR 課）	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 6-2-15】	平成 30 年度学生生活実態調査報告書	【資料 2-6-2】に同じ
【資料 6-2-16】	平成 30 年度 授業評価アンケートの実施について	
【資料 6-2-17】	平成 30 年度 授業評価アンケートの実施について（周知ポスター）	
【資料 6-2-18】	平成 29 年度 授業評価アンケート実施状況について	
【資料 6-2-19】	平成 29(2017)年度 留学生実態調査報告書	【資料 2-6-5】に同じ
【資料 6-2-20】	平成 29 年度 業種別就職状況	
【資料 6-2-21】	進路（就職・進学）決定調査について（学部、大学院、外国人留学生）	
【資料 6-2-22】	進路決定状況把握及び身分異動の状況提供について	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	三つの方針策定委員会要項	【資料 1-2-23】に同じ
【資料 6-3-2】	国士舘自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-3】に同じ
【資料 6-3-3】	国士舘大学内部質保証推進委員会規程	【資料 6-1-5】に同じ
【資料 6-3-4】	国士舘大学全学教学委員会要綱	【資料 4-1-14】に同じ
【資料 6-3-5】	大学院等改革計画について（答申）	【資料 2-1-19】に同じ

【資料 6-3-6】	平成 31 年度 大学院研究科入試説明会ポスター	【資料 2-1-17】に同じ
------------	--------------------------	----------------

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携・社会貢献活動の実施		
【資料 A-1-1】	学校法人国士館中長期事業計画	【資料 1-2-21】に同じ
【資料 A-1-2】	「災害における協力体制に関する協定書」に関わる、協定実施細目の変更等について（申請）	
【資料 A-1-3】	災害時の活動支援に関する覚書	
【資料 A-1-4】	震災等発生時の活動支援に関する覚書	
【資料 A-1-5】	災害時における警察署代替施設としての利用に関する協定	
【資料 A-1-6】	災害時における応急対策活動に関する協定	
【資料 A-1-7】	災害時における飲料水提供に関する協定	
【資料 A-1-8】	災害時における協力等に関する協定書	
【資料 A-1-9】	災害ボランティアマッチングコーディネータ養成講座	
【資料 A-1-10】	「梅丘地区防災訓練」実施に伴う学生ボランティアの派遣について（依頼）	
【資料 A-1-11】	北沢警察署パートナーシップ研修会	
【資料 A-1-12】	災害時における学生・語学支援ボランティアの育成等に関する協定書	
【資料 A-1-13】	世田谷地域連携防災訓練	
【資料 A-1-14】	世田谷消防団 国士館大学 学生消防団辞令交付式	
【資料 A-1-15】	町田消防署「春の火災予防運動」	
【資料 A-1-16】	職場体験依頼状	
【資料 A-1-17】	世田谷区立弦巻小学校の体験学習の計画概要について	
【資料 A-1-18】	平成 30 年度 ルール・マナーキャンペーン	
【資料 A-1-19】	学生の課外活動参加状況	
【資料 A-1-20】	地域イベント協力状況	
【資料 A-1-21】	第 41 回せたがやふるさと区民まつりの開催に伴う貴施設及び後援名義の使用等について（協力依頼）	
【資料 A-1-22】	国士館大学図書館・情報メディアセンター利用統計（平成 29 年度年間統計）	
【資料 A-1-23】	国士館大学と埼玉県八潮市の包括的連携に関する協定書	
【資料 A-1-24】	「世田谷プラットフォーム」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書	【資料 4-3-4】に同じ
【資料 A-1-25】	平成 30 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	【資料 5-4-4】に同じ
【資料 A-1-26】	国士館大学と明治国際医療大学との連携に関する包括協定書	【資料 2-3-25】に同じ
【資料 A-1-27】	町田市と大学との連携に関する協定書	
【資料 A-1-28】	多摩市と国士館大学の連携に関する基本協定書	
【資料 A-1-29】	せたがや e カレッジホームページ https://setagaya-ecollege.com/index.html	
【資料 A-1-30】	平成 30 年度シニアスクール講義日程表	
【資料 A-1-31】	平成 30 年度多摩センター地区連絡協議会事業	
【資料 A-1-32】	八潮市・本学連携事業「政策提言プレゼンテーション大会」	
【資料 A-1-33】	東京マラソンでのボランティア活動	
【資料 A-1-34】	法学部・法学会の地域貢献事業	
【資料 A-1-35】	八潮こども夢大学「模擬裁判体験」	
【資料 A-1-36】	せたがやまちなか研究会 関連資料	
【資料 A-1-37】	国士館大学「21 世紀システム研究交流講座」開講次第	
【資料 A-1-38】	イラク古代文化研究所展示室企画書、展示ポスター等	

【資料 A-1-39】	学校法人国士舘と町田市社会福祉法人施設等連絡会との震災発生時の活動支援に関する覚書	
【資料 A-1-40】	学生による災害ボランティア活動（平成 28～30 年度）	
【資料 A-1-41】	人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」(保健分野) 病院前救急医療研修	
【資料 A-1-42】	小田急電鉄「世田谷代田駅」テロ対策訓練	
【資料 A-1-43】	平成 30 年度危険物安全週間 ふれあい防災フェスタ	
【資料 A-1-44】	イオンモールいわき小名浜 総合防災訓練	
【資料 A-1-45】	第 9 回防災シンポジウム	
【資料 A-1-46】	国士舘大学 防災・救急救助総合研究所 ホームページ 刊行物・映像(HP) https://www.kokushikan.ac.jp/research/DPEMS/publication/	
【資料 A-1-47】	各種活動実績	
【資料 A-1-48】	フレイル予防事業 業務委託契約書及び平成 30 年度事業報告	
【資料 A-1-49】	平成 30 年度 沖縄自然体験教室（第 24 回、第 25 回）関連資料	
【資料 A-1-50】	平成 30 年度 多摩の自然学校（瓜生小学校、豊ヶ丘小学校）チラシ	
【資料 A-1-51】	平成 30 年度 大谷戸プレーパーク TAMA チラシ	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. グローバル化の推進と国際交流		
【資料 B-1-1】	国際交流政策会議規程	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 B-1-2】	国士舘大学の国際化に対するビジョンについて（答申）	
【資料 B-1-3】	国士舘大学国際ビジョン（案）～創立 100 周年に向けて～	
【資料 B-1-4】	国際交流政策会議 議事録 [2009-07]	
【資料 B-1-5】	国士舘事務組織規則	【資料 2-2-2】に同じ
【資料 B-1-6】	国士舘国際交流センター規程	
【資料 B-1-7】	留学生数（2018 年 5 月現在）	
【資料 B-1-8】	平成 31 年度（2019 年度） 外国人留学生入学試験要項	
【資料 B-1-9】	国士舘大学 21 世紀アジア学部 日本国外在住外国人留学生入学試験要項	
【資料 B-1-10】	国士舘大学 21 世紀アジア学部 日本国外在住外国人留学生協定編入選抜入学試験要項（大連・上海）	
【資料 B-1-11】	平成 31 年度（2019 年度） 国士舘大学大学院 学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 B-1-12】	国士舘大学学則 第 44 条（外国で教育を受けた学生に対する履修の特例）	【資料 F-3】に同じ
【資料 B-1-13】	学生便覧（21 世紀アジア学部） ・言語コミュニケーション科目(P.46～50) ・日本生活入門(P.41)	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-1-14】	学生便覧（学部）《外国人留学生向け科目》 ・政経学部：総合教育科目(P.24)・外国語科目(P.31～39) ・体育学部：体育学科 総合教育科目(P.28)・外国語科目(P.29)、 武道学科 総合教育科目(P.46)・外国語科目(P.47)、スポーツ医 科学科 総合教育科目(P.60)・外国語科目(P.61)、こどもスポ ーツ教育学科 総合教育科目(P.74)・外国語科目(P.75) ・理工学部：総合教育科目(P.34)・外国語科目(P.35～39) ・法学部：総合教育科目(P.30)・外国語科目(P.37～45) ・文学部：総合教育科目(P.15～18)・外国語科目(P.19～26) ・経営学部：総合教育科目(P.13)・外国語科目(P.18～25)	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-1-15】	学生便覧（研究科）《外国人留学生向け科目》	【資料 F-5】に同じ

【資料 B-1-15】	・政治学研究科（修士課程）：授業科目(P.14) ・政治学研究科（博士課程）：授業科目(P.23) ・経済学研究科（修士課程）：授業科目(P.44)	
【資料 B-1-16】	国士舘大学聴講生規程 第3条（資格）、第10条（聴講料等）	
【資料 B-1-17】	留学生手帳（H30年度版）	
【資料 B-1-18】	国士舘大学奨学生規程 第23条（資格）、第24条（選考及び決定）、第25条（給付）、第26条（給付期間）、第27条（外国人留学生奨学生の資格喪失）	【資料 2-4-5】に同じ
【資料 B-1-19】	外国人留学生就職対策講座 関連資料	【資料 2-3-46】に同じ
【資料 B-1-20】	平成 29(2017)年度 留学生実態調査報告書	【資料 2-6-5】に同じ
【資料 B-1-21】	国際交流センター主催「留学生受入れセミナー」実施報告	
【資料 B-1-22】	国士舘大学留学規程	
【資料 B-1-23】	国士舘大学留学規程施行細則	
【資料 B-1-24】	国士舘大学交換留学生受入れ規程	
【資料 B-1-25】	海外留学ガイドブック 2018(P.7)	
【資料 B-1-26】	国士舘大学学則 第16条（外国留学）	【資料 F-3】に同じ
【資料 B-1-27】	国士舘大学大学院学則 第36条の2（既修得単位の認定）	【資料 F-3】に同じ
【資料 B-1-28】	国士舘大学留学規程施行細則 第10条（学納金の特別措置）	
【資料 B-1-29】	海外留学ガイドブック 2018(P.5)	
【資料 B-1-30】	海外留学ガイドブック 2018(P.25～33)	
【資料 B-1-31】	学生便覧（学部）《海外演習》 ・政経学部：P.37～38 ・体育学部：体育学科(P.29)、武道学科(P.47)、スポーツ医科学科(P.61)、こどもスポーツ教育学科(P.75) ・理工学部：P.38 ・法学部：P.39～42 ・文学部：P.22 ・21世紀アジア学部：P.49 ・経営学部：P.25	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-1-32】	平成 30 年度 21 世紀アジア学部 海外語学研修実施計画（春期、秋期）	
【資料 B-1-33】	国士舘大学学籍管理規程	
【資料 B-1-34】	国士舘大学納入金規程	
【資料 B-1-35】	平成 30 年度留学説明会実施状況	
【資料 B-1-36】	学校法人国士舘危機管理規程	【資料 2-4-6】に同じ
【資料 B-1-37】	学習状況報告書（様式）	
【資料 B-1-38】	留学修了届（様式）	
【資料 B-1-39】	交換留学（派遣）報告書（様式）	
【資料 B-1-40】	平成 30(2018)年度海外研修 実施計画・日程表	
【資料 B-1-41】	平成 30 年度 海外研修帰国報告会実施状況	
【資料 B-1-42】	海外協定校	
【資料 B-1-43】	国士舘大学中国サテライトキャンパス設置及び運営に関する協約書	
【資料 B-1-44】	キルギス国立ビシュケク人文大学内に開設されている「国士舘大学キルギス・サテライトキャンパス」業務委託契約書	
【資料 B-1-45】	国士舘大学国際大学交流セミナーに関する内規	
【資料 B-1-46】	国際大学交流セミナーに関する資料	
【資料 B-1-47】	国士舘大学 21 世紀アジア学部（日本国）と大連外国語大学漢学院（中華人民共和国）間のグローバルビジネスプログラム（中国）に関する覚書き	
【資料 B-1-48】	グローバルビジネスプログラム（中国）履修学生リスト（2018年春期、秋期）	

【資料 B-1-49】	国士舘大学 21 世紀アジア学部 日本国外在住外国人留学生協定編入選抜入学試験要項（大連・上海）	
【資料 B-1-50】	コブレントツ・ランダオ大学と本学研究科との交流協定書	
【資料 B-1-51】	シラバス ・海外武道実習 ・救急処置実習 E（海外実習）	【資料 F-12】に同じ
【資料 B-1-52】	平成 30 年度 体育学部武道学科海外武道実習の実施について	
【資料 B-1-53】	平成 30 年度 救急処置実習 E（海外実習）報告書	
【資料 B-1-54】	フロリダ国際大学とのワークショップ（平成 29・30 年度）	
【資料 B-1-55】	学外研修（フロリダ国際大学） 関連資料	
【資料 B-1-56】	「高齢社会における福祉住環境システム」調査研究活動 出張報告書	
【資料 B-1-57】	シラバス ・インターンシップ ・特別インターンシップ	【資料 F-12】に同じ
【資料 B-1-58】	人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」（保健分野） 病院前救急医療研修	
【資料 B-1-59】	平成 30(2018)年度 第 28 回地域交流会	
【資料 B-1-60】	国際理解教育 平成 30 年度実施状況	
【資料 B-1-61】	中学校 英語村への留学生紹介のお願い	
【資料 B-1-62】	「国士舘中学 英語村」について	
【資料 B-1-63】	国士舘中学校 英語村ポスター	
【資料 B-1-64】	東京マラソン 2019 特設サイト	